

団 体 名	滋賀県土地開発公社		所 在 地	大津市松本一丁目2 - 1		
設 立 年 月 日	昭和48年3月31日		関 係 法 令	公有地の拡大の推進に関する法律		
目 的 ・ 趣 旨	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行なうことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。					
寄付行為・定款上の事業	<p>1 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理および処分を行うこと。</p> <p>ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項または第5条第1項に規定する土地</p> <p>イ 道路、公園、緑地その他の公共施設または公用施設の用に供する土地</p> <p>ウ 公営企業の用に供する土地</p> <p>エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地</p> <p>オ 観光施設事業の用に供する土地</p> <p>カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地</p> <p>キ 史跡、名勝または天然記念物の保護または管理のために必要な土地</p> <p>ク 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、または軽減するために特に必要な土地</p> <p>2 住宅用地の造成事業、港湾整備事業（埋立事業に限る。）地域開発のためにする内陸工業用地および流通業務団地の造成事業ならびにこれらの事業により造成した土地に借地借家法第2条第1号に規定する借地権（地上権を除き、同法第23条の規定の適用を受けるものに限る。）を設定し、業務施設、福祉増進施設または立地促進施設の用に供するために賃貸する事業を行うこと。</p> <p>3 1および2の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>4 その他、1から3の業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 1の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）または2の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設または公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくものおよび当該業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。</p>					
基本財産	30,000千円		うち県出資額(比率)	30,000千円(100%)		
常勤役員数 複数団体兼務の場合は、実人員、名目数は、〔〕書	役員	〔3人〕 2人	うち県派遣(比率)	〔2人(66%)〕 1人(50%)	うち県OB(比率)	〔1人(33%)〕 1人(50%)
	職員	〔32人〕 16人	うち県派遣(比率)	〔5人(15%)〕 4人(25%)	うち県OB(比率)	〔1人(3%)〕 1人(6%)
プロパー職員の 年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計
				〔3人〕 2人	〔22人〕 8人	〔25人〕 10人
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()					
平成19年度決算	損益計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	収入	307,543	当期一般正味財産増減		資産	20,895,081
	うち県補助金		経常収益		流動資産	13,512,890
	うち県委託料	15,024	経常費用		固定資産	7,382,191
	うち県貸付金		当期経常増減		負債	12,425,057
	支出	361,270	経常外収益		流動負債	9,041,230
	事業費	241,291	経常外費用		うち短期借入金	8,777,587
	管理費	119,979	当期経常外増減		固定負債	3,383,827
	その他		当期指定正味財産増減		うち長期借入金	3,026,477
	(再掲)人件費	141,631	正味財産期末残高		正味財産	8,470,024
当期収支差額	53,727			うち資本金	30,000	

1 公有地取得事業

長年の懸案であった八幡工業高校グラウンド拡張事業において用地取得を完了するとともに、彦根公共マリナー用地、国道307号信楽道路用地等をそれぞれ処分した。

また、地理的優位性を生かした優良な工場用地の供給を目的とする検討を行い、竜王岡屋地先大規模保有地の開発調査業務等を実施した。

(1) 用地の取得

事業名	面積
八幡工業高校グラウンド拡張事業用地	2,265.00 m ²
竜王岡屋地区事業用地	7,747.00 m ²
計	10,012.00 m ²

(2) 用地の処分

事業名	面積
彦根公共マリナー事業用地	1,054.50 m ²
彦根港港湾関連施設事業用地	498.24 m ²
国道307号信楽道路事業用地	120.00 m ²
計	1,672.74 m ²

(3) 工事および委託業務

事業名	内容
米原駅周辺用地水質調査業務委託	地下水調査 一式
米原駅周辺用地土壌分析調査業務委託	土壌分析 一式
びわこ文化公園都市区域用地測量業務委託	用地測量 0.19k m ²
竜王岡屋地区地形図作成業務委託	地形図作成 一式
竜王岡屋地区開発調査検討業務委託	開発調査検討 一式

2 開発事業用地取得事業

平成18年度から着手した米原南工業団地造成事業は、ほぼ用地取得を終え、造成工事に着手した。

(1) 用地の取得

事業名	面積
米原南工業団地造成事業用地	20,378.49 m ²
米原南工業団地関連用地造成事業用地	2,773.30 m ²
計	23,151.79 m ²

(2) 用地の処分： なし

(3) 工事および委託業務

事業名	内容
米原南工業団地環境影響調査業務委託	環境影響調査一式
米原南工業団地造成工事実施設計業務委託	実施設計一式
米原南工業団地用地測量業務委託	境界確定協議 1.10km
米原南工業団地造成工事(工事用道路設置)	工事用道路設置 0.91km
米原南工業団地排水路測量設計業務委託	測量設計一式
米原南工業団地水路改修工事	水路改修工事一式
米原南工業団地造成工事	造成工事 0.16k m ²
米原南工業団地造成工事に伴うJR軌道整備工事	JR軌道整備工事一式
米原南工業団地造成事業における下水道管渠整備の設計業務委託	管渠整備設計一式

3 土地造成事業

びわ細江工業団地については、平成 18 年度から賃貸方式（20 年の定期借地権）による企業誘致を進めてきた結果、誘致済みの企業を含む 4 社から賃貸方式による工場進出の申し出があり、平成 19 年度中にすべての残区画について、賃貸契約を締結することができた。

(1) 用地の取得： なし

(2) 用地の処分： なし

(3) 用地の賃貸

事業名	内容
びわ細江工業団地	6 区画 112,102 m ²
計	6 区画 112,102 m ²

(4) 工事および委託業務

事業名	内容
びわ細江工業団地維持管理業務委託	緑地の除草・剪定一式

4 あっせん等事業

県立学校敷地整備事業等の測量設計、施工管理業務および米原市からの受託による土地区画整理事業移転補償事務ならびに建設中の米原南工業団地アクセス道路の用地取得業務を実施した。

用地事務 2 件、設計・監督 3 件 計 5 件

団体の業務について

県民生活から見た意義・必要性

公共事業推進のために用地の先行取得を行う中枢機関として、県や国が進める大規模プロジェクトに必要な土地を確保するとともに、工業団地の造成や分譲を通じて、本県の経済基盤を担う優良企業の立地を促進し、地域の秩序ある発展に寄与してきた。
 今後も企業立地を図ることにより、雇用創出等の地域振興や税収確保等の財政基盤強化の効果が期待できることから、工業用地等の創出をはじめとした公社の機能を有効に活用したい。
 さらに、用地買収の専門技術を有する公社を利用することにより、公共用施設用地の買収ノウハウが乏しい部局においても効率的に用地買収ができることから、県が単独で行うよりも工期の短縮等が期待でき、早期に便益を供与できる。

民間市場の状況

公社の事業は、県の地域振興策などと一体となって進めており、こうした事業は民間市場で行うことは困難である。

県が関与すべき理由

工業用地の開発は地域の整備や発展に寄与するものが多く、また公共用地先行取得については県政と一体的に進める必要があることから県の関与が必要である。
 なお、世界同時不況の影響で製造業の投資意欲は足元で減退しているなか、本県の立地条件の良さを活かした工業団地開発など県政と一体となった取組はますます重要になっている。

県の政策との関係

「公有地の拡大の推進に関する法律」に位置づけられた公社機能を活用し、県施策の具体化と地域の秩序ある開発を図るため、県との緊密な連携をもとに公共用地の先行取得、造成、管理等の種々の事業に取り組む。

	団体で対応すべき理由	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得、造成等の事業が機動的、弾力的に実施できること。 ・用地取得や用地造成の専門的知識や技術を有していること。 ・金融機関からの資金調達が比較的容易であること。
類似団体の設置状況	県内市町	大津市土地開発公社、彦根市土地開発公社、長浜市土地開発公社、近江八幡市土地開発公社、草津市土地開発公社、守山市土地開発公社、栗東市土地開発公社、東近江土地開発公社、滋賀県市町土地開発公社
	都道府県	4 4 団体(東京都、神奈川県、熊本県以外の道府県)

団 体 名	(財)びわこ空港周辺整備基金		所 在 地	大津市京町四丁目1番1号		
設 立 年 月 日	平成4年3月31日		関 係 法 令			
目 的 ・ 趣 旨	びわこ空港周辺地域における生活環境基盤整備、騒音対策等の周辺地域対策の促進を助長し、あわせて滋賀県内における地域産業等の活性化に向けた取組への支援を行うことによって地域経済の振興を図り、もってびわこ空港整備事業の推進に資することを目的とする。					
寄付行為・定款上の事業	びわこ空港周辺地域における生活環境基盤整備、騒音対策等の周辺地域対策に対する資金助成の事業 滋賀県内における地域産業等の活性化に向けた取組への支援に資する資金貸付事業 その他目的を達成するために必要な事業					
基 本 財 産	61,000千円		うち県出資額(比率)	30,000千円(49.2%)		
常勤役員数	役員	-	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	-
	職員	-	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	-
プロパー職員の年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計
						-
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()					
平成19年度決算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	収入	2,510	当期一般正味財産増減		資産	1,175,139
	うち県補助金	-	経常収益		流動資産	1,114,089
	うち県委託料	-	経常費用		固定資産	61,050
	うち県貸付金	-	当期経常増減		負債	1,113,484
	支出	2,479	経常外収益		流動負債	1,113,484
	事業費	-	経常外費用		うち短期借入金	-
	管理費	53	当期経常外増減		固定負債	-
	その他	2,426	当期指定正味財産増減		うち長期借入金	-
	(再掲)人件費	-	正味財産期末残高		正味財産	61,655
当期収支差額	31			うち基本金	61,000	
平成19年度事業実績	<p>びわこ空港については、平成12年12月県議会で「空港の実現を図ることは、現在の県政に課せられた責務である」という基本方針を堅持しつつ、「立ち止まって考える。」という「びわこ空港に関する総合的判断」が表明された。</p> <p>また、その後の長引く我が国経済の低迷を反映して、県では、平成16年度の財政構造改革プログラム以降「空港整備」は、「凍結」することとされた。</p> <p>こうした状況を考慮し、引き続き資金造成や空港周辺地域対策事業への助成を見合わせ、その保有する資産の安全確保、かつ効率的な運用に努め、今後の事業展開に備えた。</p>					
	1 資金造成事業					
	県からの資金援助は見合わせられており、市町村協力金の受入れや寄附金の募集も見合わせた。					
	2 資金助成事業					
	空港周辺で取り組まれる集落整備等空港周辺地域対策事業に対して助成を実施。また、募集した寄付金をびわこ空港の整備により影響を受ける集落を有する蒲生・日野両町に寄付。					
	平成19年度は、資金助成を見合わせた。					
	<参考>					
	平成13~19年度は資金助成を見合わせた。					
	平成12年度：4,101千円 平成11年度：9,014千円 平成10年度以前：1,575,447千円					

		<p>【備考】資金貸付事業</p> <p>平成 20 年 12 月 しが新事業応援ファンドの組成に必要な貸付けを実施</p> <p>貸付先 財団法人滋賀県産業支援プラザ</p> <p>貸付額：4 億円（平成 30 年 12 月 25 日まで）</p> <p>貸付期間：10 年間</p> <p>利子：無利子</p> <p>貸付事業内容：地域資源活用新商品・新サービス開発事業、地域資源活用促進支援事業</p>
団体の業務について	県民生活から見た意義・必要性	<p>滋賀の将来の持続的な発展のため極めて重要な基幹交通基盤である空港の整備においては、空港周辺地域の生活環境基盤整備等の対策をあわせて推進する必要がある。</p> <p>近年、我が国経済の低迷にともなう県の財政状況の悪化や、国の地方空港の新設抑制方針等を受け、県として空港整備そのものを凍結せざるを得ない状況が続いており、法人による資金助成事業等についても実施を見合わせている。</p>
	民間市場の状況	なし
	県が関与すべき理由	<p>極めて公共性、公益性が高い空港整備の推進を目的とする当該法人を県が中心となって民間等と設立した経緯があり、資金助成事業等の実施を見合わせる中、地域産業等の活性化に向けた取組への支援となる資金貸付事業にも新たに取り組むこととしたところである。</p>
	県の政策との関係	<p>県によるびわこ空港に関する総合的判断、財政構造改革プログラムによる凍結方針を受け、資金助成事業等の実施を見合わせている。</p>
	団体で対応すべき理由	<p>空港整備には民間の協力を得ることが不可欠であるという認識のもと、官民一体となって空港整備を推進する必要があることから、各種団体（市町関係団体、経済団体等）をはじめ民間の協力を得ることが容易となるよう財団を立ち上げ、事業を遂行してきたところ。</p>
類似団体の設置状況	県内市町	なし
	都道府県	なし

団 体 名	(財)滋賀県消防協会		所 在 地	大津市京町三丁目4番22号			
設 立 年 月 日	昭和23年1月23日		関 係 法 令				
目 的 ・ 趣 旨	民主的かつ自治的消防の充実理解に努め、愛郷に根ざす旺盛な消防精神の高揚を図り、もって社会の災害を防止し、公共の福祉増進に寄与することを目的とする。						
寄付行為・定款上の事業	非常勤消防団員の公務災害補償、退職金報奨援助 消防職団員の福利厚生事業 公務による死亡傷病、消防団員に対する弔慰共済 消防本部、消防団、消防職団員、消防功労者の表彰 大災害地に対する見舞および救援 各地区の消防団相互の連絡 消防機械器具ならびに関係資材の斡旋 消防に関する調査研究、指導および講習 各地区の消防団体の事業に対する協力 火災予防思想の普及徹底 雑誌・図書その他刊行物の配布 その他目的を達成するために必要な事業						
基本財産	50,300千円		うち県出資額(比率)	23,000千円(45.7%)			
常勤役員数	役員	1人	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	1人(100%)	
	職員	-	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	-	
プロパー職員の年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計	
						-	
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()						
平成19年度決算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表		
	収入		80,216	当期一般正味財産増減	2,066	資産	90,661
	うち県補助金	13,335	経常収益	40,216	流動資産	33,361	
	うち県委託料	-	経常費用	38,150	固定資産	57,300	
	うち県貸付金	-	当期経常増減	2,066	負債	269	
	支出		78,150	経常外収益	-	流動負債	269
	事業費	21,910	経常外費用	-	うち短期借入金	-	
	管理費	13,240	当期経常外増減	-	固定負債	-	
	その他	43,000	当期指定正味財産増減	-	うち長期借入金	-	
	(再掲)人件費	10,851	正味財産期末残高	90,392	正味財産	90,392	
当期収支差額	2,066			うち指定正味財産	-		
平成19年度事業実績	1 広報・宣伝 (1) 日本消防協会消防活動ビデオ等の配布 (2) 「日本消防」誌の配布 50部購入、無償分115部と合わせて配布 (3) 防火ポスター(火災予防週間)女性消防団員確保ポスターの配布 (4) 女性消防団員確保・全国活性化大会への参加(参加者59人) (5) 交通安全の啓発(県民運動リーフレット等配布) (6) 各種防火パンフレット等の配布						

2 教養・訓練

(1) 消防団活性化対策

県の補助を得て、消防団活性化対策を実施

- ・各支部主催の活性化対策事業への助成
- ・若手消防団員に精励章の授与

(2) 第52回滋賀県消防大会の開催（参加者851名）

(3) 第42回滋賀県消防操法訓練大会の開催（参加者2,000名 見学者を含む。）

(4) 第18回全国女性消防操法大会への参加

(5) 滋賀県総合防災訓練への参加

(6) 第30回滋賀県消防職員救助技術指導会の共催

(7) 支部夏期防火・防災訓練の実施（各支部15カ所）

(8) 研修会・講習会等の実施、参加、助成等

消防団長等幹部県外研修（参加者57名）、消防団員指導員研修（修了者56名）ほか

(9) 初任団員研修冊子の無償配布（1,100部）

3 厚生・表彰

消防団・職員等の顕章等のほか、各種福祉事業を行った。

(1) 滋賀県消防関係殉職者慰霊祭の実施

(2) 第26 回全国消防殉職者慰霊祭参列

(3) 定例表彰

(4) 本協会による見舞金等の贈与

(5) 日本消防協会消防団員福祉共済制度（遺族援護金1件、入院見舞金24件、傷害見舞金1件）

(6) 全日本消防人共済会火災共済加入（加入団17、加入本部3、加入人員1,918名）

(7) 消防互助年金制度加入促進

(8) 防火防災訓練災害補償等共済制度加入促進

(9) 婦人消防隊員福祉共済制度加入促進

団体の業務について	県民生活から見た意義・必要性	消防は県民の生命とくらしを、火災や自然災害等から守り、「安全・安心なまちづくり」を形成する中核的な役割を担っており、これからも安定した県民生活に不可欠である。
	民間市場の状況	消防活動全般を行っている民間団体は存在しない。 なお、全国組織としては、財団法人日本消防協会がある。
	県が関与すべき理由	県として、地域住民の「自助」「共助」を含めた地域防災力の維持・向上のため、協会が実施する各種事業に対し、県が協力・助成していくことは必要であり、効果的であると考えられる。
	県の政策との関係	消防協会は県下の消防関係者約1万人を会員とする県域的な団体であり、消防組織法による都道府県の消防事務（県と市町との連絡、消防職・団員の教養訓練、防火等の広報活動、消防思想の普及徹底等）を側面から補完している財団法人である。

	団体で対応すべき理由	県下の消防関係者約1万人を会員とし、訓練・研修会等を催しながら、防火等の広報活動、殉職者慰霊式典、消防職・団員・機関の表彰、団員等の公務災害補償、その他福利厚生事業などを行うことは、団体以外では、事実上実施不可能である。
類似団体の設置状況	県内市町	特になし
	都道府県	各都道府県に消防協会が設置されている。

団 体 名	財団法人 淡海文化振興財団		所 在 地	大津市におの浜一丁目 1-20		
設 立 年 月 日	平成9年4月1日		関 係 法 令			
目 的 ・ 趣 旨	地域づくりやまちづくり、福祉、環境、文化等の様々な分野における県民の自主的で営利を目的としない社会的活動を、各種情報の収集および提供、交流の機会の提供、相談業務、人材育成等の事業を通じて総合的に支援することにより、地域の個性や魅力を高め、よりよい地域社会の実現を図り、もって「新しい淡海文化の創造」に寄与することを目的とする。					
寄付行為・定款上の事業	社会的活動に資する各種情報の収集およびその提供に関する事業 社会的活動を広げるため県民、各種団体、企業等が相互交流する場の提供およびネットワークの形成の促進に関する事業 社会的活動についての各種相談業務の実施および活動発表の場の提供に関する事業 社会的活動を担う人材育成のための研修および学習の場の提供に関する事業 新しい淡海文化の創造につながる県民の夢応援および調査・研究に関する事業 その他、目的を達成するために必要な事業					
基 本 財 産	50,000千円		うち県出資額(比率)	30,000千円(60%)		
常勤役員数	役員	1人	うち県派遣(比率)		うち県OB(比率)	
	職員	5人	うち県派遣(比率)	4人(80%)	うち県OB(比率)	
プロパー職員の年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計
			1人			1人
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()					
平成19年度決算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	収入	99,526	当期一般正味財産増減	304	資産	107,436
	うち県補助金	79,960	経常収益	99,526	流動資産	7,589
	うち県委託料	-	経常費用	98,966	固定資産	99,847
	うち県貸付金	-	当期経常増減	560	負債	52,674
	支出	99,726	経常外収益	-	流動負債	3,811
	事業費	57,700	経常外費用	864	うち短期借入金	-
	管理費	41,162	当期経常外増減	864	固定負債	48,863
	その他	864	当期指定正味財産増減	-	うち長期借入金	-
	(再掲)人件費	45,158	正味財産期末残高	54,763	正味財産	54,763
	当期収支差額	200			うち指定正味財産	50,000
平成19年度事業実績	1 情報提供事業					
	(1)情報交流誌「おうみネット」の発行(発行部数 10,000部/回 年4回発行)					
	(2)活動団体データベースの整備(紙ベースの活動団体情報を電子データとして管理)					
	(3)センター主催の講座等の記録をとりまとめたブックレットの発行(2種類、各700部)					
	(4)センターのホームページを通じたセンターの事業やNPOの情報発信					
	(5)メールマガジン「おうみネットe~マガジン」の配信(配信件数 837件/回、配信回数 38回) 無料メールリングリストを利用し、NPOにイベント、助成金、センター事業等の情報を提供。					
	(6)情報・資料の収集および提供 地域づくり、人、活動団体、国や自治体の施策、助成団体等の情報を収集・提供するとともに、図書および雑誌の閲覧や貸出を行い、市民活動関連の情報発信拠点として活動した。					
	2 組織運営サポート事業					
	(1)相談業務の実施 県民や団体の様々な相談に応じる窓口を運営(来室136人、電話:29件、メール・FAX:30件) 会計・税務・労務相談を受け付け、税理士等の専門家が対応(相談件数:29件) NPO法人の設立や団体の組織運営等をテーマにNPOミニ講座を開催(7回、参加者:延べ15人)					

- (2)会報やチラシづくりの支援のため、印刷機等を備えたワーキングコーナーを運営（781件、962人）
- (3)団体間の情報交換を支援するための情報ボックスの運営（利用実績：121団体）
- (4)企業 - NPO連携促進事業
企業とNPOが出会い、意見交換する交流会「企業とNPOの対話の夕べ」を淡海フィランソロピーネット・滋賀県社会福祉協議会との共催により開催（参加者数 61人）
- (5)NPOサポート事業
NPOの運営・事業実施をサポートするため、センター職員および専門家が訪問面談して、自立のための集中的なサポートを行った。（団体数：25団体、面談回数：40回）
基金採択団体マネジメント講座開催（参加者：25団体、延べ44人）
- (6)市民活動支援センター連携事業
センターと県内市町域の市民活動支援センターのスタッフが相互の機能を高めるため、情報交換を行う意見交換会（研修会を含む。）を開催（開催回数：4回、参加者：平均21人/回）
- (7)おうみ市民事業創出支援事業
NPOが事業を通して市場からの経営資源を獲得し、自立的・持続的な組織に成長するよう支援するとともに、それらを支える機関との連携を図るため、平成19年度から開始。
市民事業創出支援に関するアンケートの実施（経営・事業についての実態調査）
対象 県内NPO法人 353団体（うち回収 67団体）
市民事業プロデュース委員会の設置（開催回数 5回）
市民事業可能性調査助成金の交付
市民事業の立ち上げもしくは経営改善に資する経費を助成（応募：5件、採択：3件、計500,000円）
協働サロンの運営
新たな事業展開の機会を創出する出会いの場の設定（開催回数：2回、参加者数：延べ38人）
市民事業相談の実施
事業展開を模索する団体の相談（団体数：14団体、相談対応件数：30件）

3 協働ネットワーク・政策形成促進事業

- (1)活動団体ネットワーク促進事業
団体同士がネットワークを組むことで、より効果的な活動を促進するため、NPOから企画を募集し、採択団体に助成を行った。（応募：9件、採択：4件、助成額：50,000円×4団体）
- (2)淡海ネットワークセンター10周年記念事業
記念フォーラムの開催（参加者：78人）
現場で学ぶ！おうみ市民活動楽宿（合宿形式の講座、参加者：延べ54人）

4 人材育成事業

- (1)地域プロデューサー育成のための「おうみ未来塾」の開催運営（第8期生：28人、第9期生：25人）
- (2)活動活性化のため「市民事業化連続講座」、「スキルアップ講座」を開催（7回、受講者：延べ137人）

5 おうみNPO活動基金の運営

NPOに対して一定期間の資金助成を通じた自立支援を行うため、「おうみNPO活動基金」により、NPOの基盤整備に向けた助成を行った（14団体、13,012,000円）
平成19年度は、施設整備を対象とした「市民のまち普請事業助成」をメニューに追加した。また、企業等から総額786,009円の寄付を受けた。

<参考>

本県NPOの現状

平成20年8月末現在 406団体（人口10万人当たり認証数：全国7位）

地域の市民活動支援センターの現状

地域支援センター（機能）としての基本業務である相談、情報発信、活性化、交流等の業務を行っている機関、組織数： 13

団体の業務について	県民生活から見た意義・必要性	公共的な団体であり、NPOにとって公平・中立的な支援を受けることができる。また、県・市町が設立した財団であることから、民間からの寄付も受けやすく、これまでに10,000千円を超える寄付を受けて、NPOに対する活動助成の原資の一部となっている。
	民間市場の状況	広い意味でNPO支援を行う県域の団体はない。市町レベルでは特定非営利活動法人ひとまち政策研究所、特定非営利活動法人おうみNPO政策ネット、たまるん(米原市下多良)等がある。分野別では、環境分野では淡海環境保全財団、ボランティアでは県社会福祉協議会ボランティアセンター、多文化共生では国際協会等がある。
	県が関与すべき理由	NPOは県とともに公共領域を担う主体であり、県としても一定支援する必要があるが、支援の対象が自主的な活動を行う団体であり、柔軟な対応が可能な財団を通じる方が効果的に支援できる。
	県の政策との関係	滋賀県基本構想では、NPOなどの活動を通じ、地域や人のつながりをより一層強め、地域自らが主体的に地域課題を解決する地域主権の自治をめざしており、それらの担い手を支援することは、県の政策に合致している。
	団体で対応すべき理由	支援の対象が多種多様で行政にはない行動原理を持っていることから、NPOが持つ特性を活かした支援が必要であり、県が直接支援するよりも効果的である。
類似団体の設置状況	県内市町	直営：2、公設民営(外郭団体)：2、指定管理、委託：3、民設民営(NPO法人等)：7 計14団体
	都道府県	設置・関与している都道府県は47のうち43。 内訳として(同一都道府県内に複数施設があるところがある。) 直営：11 補助(民間)：6 補助(外郭団体)：4 指定管理：10(財団法人等3、NPO6、その他1) 委託：12(財団法人等2、NPO5、その他5) その他：2

団 体 名	(財)滋賀県文化振興事業団		所 在 地	大津市京町三丁目4番22号		
設 立 年 月 日	昭和45年4月1日		関 係 法 令			
目 的 ・ 趣 旨	滋賀県の文化施設の管理運営その他必要な事業を行い、もって滋賀県民の文化の振興に寄与することを目的とする。					
寄付行為・定款上の事業	①滋賀会館、しが県民芸術創造館、滋賀県立文化産業交流会館および滋賀県希望が丘文化公園（滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活動センターを含む）の管理ならびに運営。 ②その他事業団の目的を達成するために必要な事業。					
基 本 財 産	32,600千円		うち県出資額(比率)	25,400千円(77.9%)		
常 勤 役 職 員 数	役員	2人	うち県派遣(比率)	1人(50%)	うち県OB(比率)	—
	職員	79人	うち県派遣(比率)	—	うち県OB(比率)	2人(2.5%)
プロパー職員の年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計
			6人	30人	33人	69人
給与規定の状況	県規定に準拠・ 独自 ()					
平成19年度決算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	収入	1,433,251	当期一般正味財産増減	36,801	資産	399,901
	うち県補助金	29,079	経常収益	1,471,596	流動資産	204,363
	うち県委託料	1,043,139	経常費用	1,434,119	固定資産	195,538
	うち県貸付金		当期経常増減	37,477	負債	834,248
	支出	1,431,094	経常外収益	0	流動負債	153,168
	事業費	1,333,051	経常外費用	405	うち短期借入金	
	管理費	41,071	当期経常外増減	▲405	固定負債	681,080
	その他	56,972	当期指定正味財産増減	0	うち長期借入金	
	(再掲)人件費	741,718	正味財産期末残高	▲434,347	正味財産	▲434,347
当期収支差額	2,157			うち基本財産	32,600	
平成19年度事業実績	指定管理業務関係			その他業務		
	事務局本部			1 受託事業 (1)文化振興事業 ①滋賀県芸術文化祭(25,393千円) 実行委員会、美術展等公募展の開催、フェスティバル事業 ②県内文化情報提供事業(7,011千円) 「れいかる」発行(年4回、80,000部)、「湖国と文化」提供(年4回、3,000部) 2 自主事業 (1)「湖国と文化」発行(9,700千円) 販売数8,840冊 (2)近江歴史回廊推進協議会(5,094千円)		

滋賀会館	<p>1 施設利用（大・中ホール、集会室） 利用件数：637件、利用者数：68,401人</p> <p>2 舞台・展示・青少年育成事業等 しが文化芸術体験サポートセンター、シネマホール事業等 事業数：13事業、入場者総数：62,470人 支出総額 5,613千円（うち指定管理料2,056千円）</p>	<p>1 受託事業 (1)文化振興事業 ①マルチメディア体験利用コーナー（544千円） 入場者数：2,718人</p>										
しが県民芸術創造館	<p>1 施設利用（ホール、練習室、和室、展示ホール） 利用件数：544件、利用者数：101,432人</p> <p>2 舞台・展示・青少年育成事業等 県民創作ミュージカル、青少年のための舞台公演、滋賀県ピアノコンクール、ワークショップ、ピアノコンサート、公共ホール支援事業等 事業数：46事業、入場者総数：40,519人 支出総額 78,458千円（うち指定管理料59,568千円）</p>	<p>1 受託事業 (1)文化振興事業 ①滋賀県芸術文化祭（4,166千円） 近江・伝統文化の祭典（入場者603人）</p>										
文化産業交流会館	<p>1 施設利用（イベントホール、小劇場、練習室・会議室、SOHO） 利用件数：1,242件、利用者数：165,121人</p> <p>2 舞台・展示・青少年育成事業等 ライブイベントシリーズ、小劇場活性化ライブ、公共ホール支援事業等 事業数：35事業、入場者総数：31,806人 支出総額 85,433千円（うち指定管理料32,832千円）</p>	<p>1 受託事業 (1)文化振興事業 ①マルチメディア利用体験コーナー（1,821千円） 入場者数：2,321人 ②滋賀県芸術文化祭（4,098千円） ビワコ映像祭（入場者1,469人）</p> <p>2 自主事業 びわこ文化センター子どもバレエ教室発表会、八日市文芸舞台委託業務 入場者総数：486人、支出総額：3,742千円</p> <p>3 文化教室事業（共催事業） 教養・語学・実務講座ほか（延べ19,054人）</p>										
希望が丘文化公園	<p>1 施設利用（研修室、スポーツ施設、駐車場等） 利用件数：82,385件、利用者数：158,294人</p> <p>2 青少年育成事業等 希望が丘新緑祭、ミニ自然観察会、夏休みわんぱくキャンプ、ミックステニス大会等 事業数：33事業、入場者総数：57,785人 支出総額 15,249千円（うち指定管理料0千円）</p>	<p>1 自主事業 (1)自主事業 フィールドアスレチック事業、グラウンド・ゴルフ事業等 事業数：5事業、入場者総数：48,430人 支出総額 11,369千円</p>										
<p><参考> 団体の変遷</p> <table border="1" data-bbox="352 1682 1361 2018"> <tr> <td>昭和45年4月</td> <td>(財)滋賀県文化体育振興事業団設立</td> </tr> <tr> <td>昭和51年4月</td> <td>(財)希望が丘文化公園管理公社を統合</td> </tr> <tr> <td>平成4年4月</td> <td>(財)滋賀県文化振興事業団と(財)滋賀県スポーツ振興事業団とに組織改編</td> </tr> <tr> <td>平成10年4月</td> <td>滋賀県立琵琶湖文化館を(財)滋賀県文化財保護協会へ移管 滋賀県立文化芸術会館(5館)の管理を受託</td> </tr> <tr> <td>平成18年4月</td> <td>指定管理者として滋賀会館、しが県民芸術創造館、滋賀県立文化産業交流会館、滋賀県希望が丘文化公園の管理を受託</td> </tr> </table>			昭和45年4月	(財)滋賀県文化体育振興事業団設立	昭和51年4月	(財)希望が丘文化公園管理公社を統合	平成4年4月	(財)滋賀県文化振興事業団と(財)滋賀県スポーツ振興事業団とに組織改編	平成10年4月	滋賀県立琵琶湖文化館を(財)滋賀県文化財保護協会へ移管 滋賀県立文化芸術会館(5館)の管理を受託	平成18年4月	指定管理者として滋賀会館、しが県民芸術創造館、滋賀県立文化産業交流会館、滋賀県希望が丘文化公園の管理を受託
昭和45年4月	(財)滋賀県文化体育振興事業団設立											
昭和51年4月	(財)希望が丘文化公園管理公社を統合											
平成4年4月	(財)滋賀県文化振興事業団と(財)滋賀県スポーツ振興事業団とに組織改編											
平成10年4月	滋賀県立琵琶湖文化館を(財)滋賀県文化財保護協会へ移管 滋賀県立文化芸術会館(5館)の管理を受託											
平成18年4月	指定管理者として滋賀会館、しが県民芸術創造館、滋賀県立文化産業交流会館、滋賀県希望が丘文化公園の管理を受託											

団体の業務について	県民生活から見た意義・必要性	県民が、身近に文化に触れることができる機会の拡充、県民の文化活動の支援、心豊でたくましい青少年の育成に資するため県が設立した財団法人であり、県立文化施設の適切な管理運営を行うため、今後も必要な団体である。
	民間市場の状況	県民の文化芸術活動の支援、多様な主体との協働、市町村ホールとの連携事業等、採算性が取れないため県が提供すべき事業を実施しており、民間の積極的な参入の可能性は極めて低い。
	県が関与すべき理由	県立文化施設等の管理運営を目的に県が設立した団体であり、引き続き県の文化行政の一翼を担ってもらう必要がある。
	県の政策との関係	県立文化施設を拠点に、市町や民間などと連携を図りながら、県民が多様な文化を享受できる魅力的な空間・環境づくりや未来に向けての感性豊かな人が育つ環境づくりの推進に寄与しており、県の文化行政の推進に欠かせない団体である。
	団体で対応すべき理由	管理施設のうち希望が丘文化公園については、公募により当該財団が指定管理者に選定されたものである。 また、その他の施設については、その設置目的にあった管理運営は、今日までノウハウを蓄積し、専門的な人材を育成してきた当財団以外の団体や県の直営では行うことは困難である。
類似団体の設置状況	県内市町	野洲文化ホール、守山市民文化会館等、文化ホールを設置する数市町で設立されている。
	都道府県	多くの県において、同様な財団が設立されている。

団 体 名	財団法人 びわ湖ホール		所 在 地	大津市打出浜 15-1		
設 立 年 月 日	平成 8 年 4 月 1 日		関 係 法 令			
目 的 ・ 趣 旨	各種の優れた舞台芸術事業を行うことによって、芸術文化の創造と振興を図り、もって県民のより豊かな生活環境づくりに寄与することを目的とする。					
寄付行為・定款上の事業	舞台芸術事業等の企画、制作および実施 舞台芸術等に関する教育普及事業の実施 舞台芸術等に関する情報の収集および提供 滋賀県が行う芸術文化事業の受託および協力 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの維持および管理運営 その他この法人の目的を達成するために必要な事業					
基 本 財 産	100,000千円		うち県出資額(比率)	100,000千円(100%)		
常 勤 役 職 員 数	役員	1人	うち県派遣(比率)	1人(100%)	うち県OB(比率)	
	職員	40人	うち県派遣(比率)	16人(40%)	うち県OB(比率)	
プロパー職員の年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計
		9人	4人	8人		21人
給与規定の状況	県規定に準拠・ 独自()					
平成19年度決算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	収入	1,559,852	当期一般正味財産増減	79,433	資産	771,392
	うち県補助金	2,899	経常収益	1,559,760	流動資産	372,557
	うち県委託料	1,137,099	経常費用	1,480,327	固定資産	398,835
	うち県貸付金		当期経常増減	79,433	負債	334,656
	支出	1,548,859	経常外収益		流動負債	316,696
	事業費	1,127,403	経常外費用		うち短期借入金	
	管理費	307,612	当期経常外増減		固定負債	17,960
	その他	113,844	当期指定正味財産増減	-	うち長期借入金	
	(再掲)人件費	334,246	正味財産期末残高	436,736	正味財産	436,736
当期収支差額	10,993			うち指定正味財産	100,000	
平成19年度事業実績	1 自主事業					
	ア 平成19年度自主事業					
	プロデュースオペラや隔年開催のびわ湖ホール夏のフェスティバルなど、オペラ、コンサート、バレエ、ダンス、演劇等国内外の優れた公演を多彩に開催した。					
	また、「青少年オペラ劇場」をはじめ、普段見ることが出来ないホール内の舞台裏を探検する「劇場探検ツアー」等を実施し、次代を担う青少年が音楽や舞台芸術に触れる機会の提供に努めるとともに、オペラ入門講座や公演に関連したプレトーク、ワークショップなど広く舞台芸術の普及を図るための事業を行った。					
	118公演 入場者数 53,076人					
	イ 専属声楽アンサンブル運営					
	びわ湖ホールの創造活動の核として、各種自主事業への出演を主な活動とするホール専属の声楽アンサンブルの運営を行い、初めての東京公演も実施した。また、県教育委員会等と連携し、小学校の体育館等でコンサートを行う小学校巡回公演等を実施するとともに、依頼公演として各種のコンサートを各地で行った。					
	ウ ネットワークの形成					
	県公立文化施設協議会の会長館として、館長会議を開催したほか、びわ湖舞台芸術スタッフセミナーとしてアートマネージメント研修などを実施し、県内公立文化施設のネットワーク形成に努めた。					
	2 広報営業					
ア 広報営業						
びわ湖ホールからの情報発信とチケットの販売促進を図るため、公演チケット情報「Stage」や						

舞台芸術情報誌「湖響」の発行をはじめ、パブリシティ活動、ホームページ等による公演情報の提供、新聞・雑誌・電波による広告など幅広い広報活動のほか、協賛支援の確保や貸館についての営業活動を行った。

イ 貸館利用促進

PR活動による新規開拓や既利用者の継続的利用など貸館の利用促進に努めた。

ウ 友の会運営

びわ湖ホール顧客の拡大・定着を図りチケット販売等の営業活動を促進するため、友の会一般会員、特別会員を募集し、定期的な情報の提供とチケットの優先販売を行った。

会員数（平成20年3月末現在） 一般会員 3,615人 特別会員 48社54口

エ 観客創造

(ア) 劇場サポーター

ひとのネットワークによる観客創造を目的に、第10期から第12期までの劇場サポーター76名の研修を行うとともに、サポーター活動の実践を通じ舞台芸術の普及に努めた。また、第13期サポーターの募集・選考を行った。

(イ) シアターメイツ

青少年の舞台芸術への関心を高めるため、6歳以上18歳未満の青少年を対象にシアターメイツ会員を募集し、バックステージツアーや稽古見学会を実施した。

(ウ) 舞台芸術情報サロン

誰もが気軽に舞台芸術に関する情報に触れられるよう、舞台芸術情報サロンを運営し、各種サービスの提供を行った。

3 貸館事業

リピーターの確保を含め貸館利用の促進に努めた。

貸館利用件数 232件 入場者数145,844人

4 管理運営

指定管理者として、建物・設備の良好な維持管理にあたるとともに、効率的な管理を行い経費の節減を図った。また、各ホールのほかりハーサル室、練習室、研修室、駐車場等が有効かつ安全に利用されるよう努めた。

なお、駐車場の平成19年度の総利用台数は、101,587台であった。

<参考>

びわ湖ホールの指定管理者の指定

・募集方法： 非公募

・指定期間： 平成18年4月1日～平成23年3月31日（5ヵ年）

財団支出額の推移

平成10年度 1,898,587千円

平成15年度 1,555,049千円

平成17年度 1,404,476千円

平成18年度 1,688,128千円

平成19年度 1,548,859千円

団体の業務

県民生活から見た意義・必要性

県民が優れた舞台芸術に親しむ機会を提供するとともに、舞台芸術の振興および普及を図り、県民の文化の向上に資するため設置された県立芸術劇場びわ湖ホールの運営を行うために県が設置した財団法人である。

開館から10年を経過し、県内外から高い評価を受けているびわ湖ホールのさらなる発展に向けて、今後とも必要な団体である。

につ いて	民間市場の状況	県民に国際的水準の舞台芸術を最高の鑑賞条件で提供するため芸術監督のもとに創造的な舞台芸術作品を継続的に制作し、公演を実施している団体は、民間には見られない。
	県が関与すべき理由	当該財団は、県立芸術劇場びわ湖ホール管理・運営を行うために平成8年に県が設立した団体であり、引き続き県の文化行政の一翼を担ってもらう必要がある。
	県の政策との関係	県立芸術劇場びわ湖ホールを拠点に、県民が多様な文化を享受できる魅力的な空間・環境づくりや未来に向けての感性豊かな人が育つ環境づくりの推進に寄与しており、県の文化行政の推進に欠かせない団体である。
	団体で対応すべき理由	先にも述べたとおり当該財団は、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール管理・運営を行うため平成8年に県が設立した法人であり、ホールの設置目的にあった管理・運営は、ノウハウを蓄積し、専門的な人材を育成してきた財団以外の団体や県の直営では行うことは困難である。
類似団体の設置状況	県内市町	文化ホールの管理運営を行っている団体はあるが、芸術監督のもとに創造的な舞台芸術を制作し公演を実施している団体はない。
	都道府県	劇場系ホールを管理運営している団体は、宮崎県をはじめ数県あるものの、創造的な活動を行っている団体は数少ない。

団 体 名	(財)滋賀県環境事業公社		所 在 地	甲賀市甲賀町神6 4 5 番地		
設 立 年 月 日	昭和57年12月16日		関 係 法 令			
目 的 ・ 趣 旨	産業廃棄物および一般廃棄物の適正な処理処分および再資源化に関する事業等を行うことによつて、県民の生活環境の保全および産業の健全な発展に資することを目的とする。					
寄付行為・定款上の事業	産業廃棄物の処理処分および再資源化に関する事業 市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の処理処分および再資源化に関する事業 産業廃棄物および市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の処理処分および再資源化についての調査研究に関する事業 その他目的を達成するために必要な事業					
基 本 財 産	55,700千円		うち県出資額(比率)	18,000千円(32.3%)		
常勤役員数	役員	2人	うち県派遣(比率)	1人(50%)	うち県OB(比率)	1人(50%)
	職員	7人	うち県派遣(比率)	6人(86%)	うち県OB(比率)	-
プロパー職員の年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計
				1人		1人
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()					
平成19年度決算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	収入	5,046,273	当期一般正味財産増減	994,569	資産	8,850,569
	うち県補助金	664,620	経常収益	1,347,273	流動資産	2,181,029
	うち県委託料	-	経常費用	2,341,831	固定資産	6,669,540
	うち県貸付金	-	当期経常増減	994,558	負債	10,398,848
	支出	5,007,175	経常外収益	-	流動負債	2,138,889
	事業費	633,592	経常外費用	11	うち短期借入金	
	管理費	132,291	当期経常外増減	11	固定負債	8,259,959
	その他	4,241,292	当期指定正味財産増減	-	うち長期借入金	8,250,129
	(再掲)人件費	100,740	正味財産期末残高	1,548,279	正味財産	1,548,279
当期収支差額	39,097			うち指定正味財産	55,700	
平成19年度事業実績	<p>1 産業廃棄物埋立処分場建設推進事業 管理型埋立処分場「クリーンセンター滋賀」の整備について、甲賀埋立処分場に近接する山林約236,400㎡の敷地に、全体計画(埋立面積98,000㎡、埋立容量1,300,000㎡、うち廃棄物900,000㎡)のうち、第1期施設整備工事(埋立容量209,000㎡、うち廃棄物143,000㎡)が完成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全を第一に、幾重もの遮水システムや遮水シート破損検知システムを備えるなど、多重安全構造を有する施設を整備した。 最終処分場の整備に併せて、産業廃棄物処理特定施設の認定に基づき、場内緑化整備を行ったほか、水処理施設に環境学習のための研修室を設置した。 工事に伴う公害の発生を未然に防止するため、地域住民、事業者、関係行政機関等で組織している「クリーンセンター滋賀環境監視委員会」を3回開催するとともに、周辺の環境調査等を実施した。 					
	<p>2 甲賀埋立処分場維持管理事業 甲賀埋立処分場における浸出水の適正な処理を行うとともに、周辺の環境調査等を実施した。なお、処理水、下流河川、観測井戸の水質は、いずれも基準値を充足している。</p>					
	<p>3 クリーンセンター滋賀広報事業 「クリーンセンター滋賀」の安全性および必要性を広く発信するため、「クリーンセンター滋賀だより」を2回発行(8,100部)し、旧甲賀町、旧土山町の各戸に配布した。</p>					

	<p>また、9月から11月にかけて「クリーンセンター滋賀」の現地見学会を開催するとともに、「第10回びわ湖環境ビジネスメッセ2007」および「第5回こうか産業フェア2007」に出展した。</p> <p><参考></p> <p>産業廃棄物最終処分量 平9:38.8万t 平12:28.6万t 平17:14.2万t 平18:10.3万t 平19:10.3万t</p> <p>「クリーンセンター滋賀」受入れ <当初計画> 年間6.7万t <現状見込> 年間2万t程度</p> <p>県内および近隣の産業廃棄物の流れ、発生量、処分量 別紙のとおり</p> <p>近隣施設の処分料金 別紙のとおり</p> <p>クリーンセンター滋賀の収支見通し ・開業後3年程度の間、実際の受入れ状況、企業立地の動向等を見極めながら、公共関与を強め、経営基盤の確立に努めていくこととしており、その中で、収支見通しも含めた経営計画を検討していきたいと考えている。</p>								
団体の業務について	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="210 808 422 1014">県民生活から見た意義・必要性</td> <td data-bbox="422 808 1465 1014"> <ul style="list-style-type: none"> ・県内には民間の産業廃棄物管理型最終処分場がなく、廃棄物の適正処理や企業誘致のための産業基盤の確保、さらには大規模災害時の対応などの観点から、公共関与による安全で安心な施設の設置は、必要不可欠である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1014 422 1249">民間市場の状況</td> <td data-bbox="422 1014 1465 1249"> <ul style="list-style-type: none"> ・民間の処理業者は1社あるが残容量は0である。 ・公共の処理業者は、(財)大津市産業廃棄物処理公社のみで、残容量は、19年度末で3,500m³となっているが、平成25年度末まで埋立処分を実施するため、平成20年度から民間の不燃性産業廃棄物の受入れを停止されている。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1249 422 1599">県が関与すべき理由</td> <td data-bbox="422 1249 1465 1599"> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の処理については、本来排出者の責任であることから、適正に処理できる体制を民間において確保するのが原則であるが、産業廃棄物の処理に対して住民の不安感や不信感がある場合、あるいは、適正処理のための規制強化などにより、民間での施設確保などが困難な場合など、適正な処理が行われるよう、必要に応じて公共関与で着手するものである。 ・本県においても民間での立地が困難であったことから、廃棄物の適正処理の観点からどうしても必要な施設として、公共関与により整備を進めてきたものである。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1599 422 1942">県の政策との関係</td> <td data-bbox="422 1599 1465 1942"> <ul style="list-style-type: none"> ・「新滋賀県環境総合計画」においては、基本施策として、廃棄物の適正処理を確保するため、環境に配慮した公共関与による処理施設の整備を進めるとされている。 ・「第二次滋賀県産業廃棄物処理計画」においては、県の役割として、廃棄物の適正処理を支える基盤として、最終処分場の整備に努めることとし、公共が関与して「クリーンセンター滋賀」の整備を進めていくとしている。 ・「滋賀県基本構想」においては、今後展開していく施策として、持続可能な社会づくりのために、資源化できない廃棄物は安全かつ適正に処分するとされている。 </td> </tr> </table>	県民生活から見た意義・必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・県内には民間の産業廃棄物管理型最終処分場がなく、廃棄物の適正処理や企業誘致のための産業基盤の確保、さらには大規模災害時の対応などの観点から、公共関与による安全で安心な施設の設置は、必要不可欠である。 	民間市場の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の処理業者は1社あるが残容量は0である。 ・公共の処理業者は、(財)大津市産業廃棄物処理公社のみで、残容量は、19年度末で3,500m³となっているが、平成25年度末まで埋立処分を実施するため、平成20年度から民間の不燃性産業廃棄物の受入れを停止されている。 	県が関与すべき理由	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の処理については、本来排出者の責任であることから、適正に処理できる体制を民間において確保するのが原則であるが、産業廃棄物の処理に対して住民の不安感や不信感がある場合、あるいは、適正処理のための規制強化などにより、民間での施設確保などが困難な場合など、適正な処理が行われるよう、必要に応じて公共関与で着手するものである。 ・本県においても民間での立地が困難であったことから、廃棄物の適正処理の観点からどうしても必要な施設として、公共関与により整備を進めてきたものである。 	県の政策との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・「新滋賀県環境総合計画」においては、基本施策として、廃棄物の適正処理を確保するため、環境に配慮した公共関与による処理施設の整備を進めるとされている。 ・「第二次滋賀県産業廃棄物処理計画」においては、県の役割として、廃棄物の適正処理を支える基盤として、最終処分場の整備に努めることとし、公共が関与して「クリーンセンター滋賀」の整備を進めていくとしている。 ・「滋賀県基本構想」においては、今後展開していく施策として、持続可能な社会づくりのために、資源化できない廃棄物は安全かつ適正に処分するとされている。
県民生活から見た意義・必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・県内には民間の産業廃棄物管理型最終処分場がなく、廃棄物の適正処理や企業誘致のための産業基盤の確保、さらには大規模災害時の対応などの観点から、公共関与による安全で安心な施設の設置は、必要不可欠である。 								
民間市場の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の処理業者は1社あるが残容量は0である。 ・公共の処理業者は、(財)大津市産業廃棄物処理公社のみで、残容量は、19年度末で3,500m³となっているが、平成25年度末まで埋立処分を実施するため、平成20年度から民間の不燃性産業廃棄物の受入れを停止されている。 								
県が関与すべき理由	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の処理については、本来排出者の責任であることから、適正に処理できる体制を民間において確保するのが原則であるが、産業廃棄物の処理に対して住民の不安感や不信感がある場合、あるいは、適正処理のための規制強化などにより、民間での施設確保などが困難な場合など、適正な処理が行われるよう、必要に応じて公共関与で着手するものである。 ・本県においても民間での立地が困難であったことから、廃棄物の適正処理の観点からどうしても必要な施設として、公共関与により整備を進めてきたものである。 								
県の政策との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・「新滋賀県環境総合計画」においては、基本施策として、廃棄物の適正処理を確保するため、環境に配慮した公共関与による処理施設の整備を進めるとされている。 ・「第二次滋賀県産業廃棄物処理計画」においては、県の役割として、廃棄物の適正処理を支える基盤として、最終処分場の整備に努めることとし、公共が関与して「クリーンセンター滋賀」の整備を進めていくとしている。 ・「滋賀県基本構想」においては、今後展開していく施策として、持続可能な社会づくりのために、資源化できない廃棄物は安全かつ適正に処分するとされている。 								

	<p>団体で対応すべき理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前述したように、産業廃棄物は排出事業者処理が原則であるが、最終処分場の周辺住民の理解を得るのが大変困難なことや民間での立地が困難であったことなどから、公共関与により、財団法人滋賀県環境事業公社で事業を進めてきたところである。 ・また、同公社は、地方公共団体が出資している法人であることから、公共関与による廃棄物処理施設の整備を促進するために創設された廃棄物処理法に基づく廃棄物処理センターに指定されて国庫補助金を受けており、さらに「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」に基づく特定施設として認定されて日本政策投資銀行からの無利子融資を受けている。
<p>類似団体の設置状況</p>	<p>県内市町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大津市：(財)大津市産業廃棄物処理公社
	<p>都道府県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財団法人：17県 ・県営都営：5都県 ・株式会社：1府 ・その他（広域臨海環境整備センター） <p style="text-align: center;">【H18年度産業廃棄物処理センター整備基本計画調査（環境省）より】</p>

団 体 名	(財)滋賀県下水道公社		所 在 地	草津市矢橋町扇帆 2108 番地		
設 立 年 月 日	昭和 5 7 年 3 月 3 1 日		関 係 法 令			
目 的 ・ 趣 旨	滋賀県が設置する流域下水道の維持管理業務の受託のほか下水道に関する施策に協力し、もって県民の快適な居住環境と琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。					
寄付行為・定款上の事業	琵琶湖流域下水道の維持管理業務の受託に関すること。 公共下水道の水質分析等技術的業務の受託に関すること。 県民に対する下水道知識の普及および啓発に関すること。 下水道技術の調査研究に関すること。 下水道技術者の養成に関すること。 その他前条の目的を達成するために必要な事業					
基 本 財 産	31,800千円		うち県出資額(比率)	15,900千円(50%)		
常 勤 役 職 員 数	役 員	3人	うち県派遣(比率)	2人(67%)	うち県OB(比率)	1人(33%)
	職 員	37人	うち県派遣(比率)	24人(65%)	うち県OB(比率)	-
プ ロ パ ー 職 員 の 年 齢 構 成	10代	20代	30代	40代	50代	計
			1人	9人	1人	11人
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()					
平 成 1 9 年 度 決 算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	収入	6,294,803	当期一般正味財産増減	126,747	資産	1,260,767
	うち県補助金	-	経常収益	6,294,803	流動資産	1,011,856
	うち県委託料	6,254,269	経常費用	6,153,285	固定資産	248,911
	うち県貸付金	-	当期経常増減	141,518	負債	1,023,517
	支出	6,292,460	経常外収益	-	流動負債	928,957
	事業費	5,468,072	経常外費用	-	うち短期借入金	-
	管理費	728,391	当期経常外増減	-	固定負債	94,560
	その他	95,997	当期指定正味財産増減	-	うち長期借入金	-
	(再掲)人件費	342,963	正味財産期末残高	237,249	正味財産	237,249
当期収支差額	2,343			うち指定正味財産	31,800	
平 成 1 9 年 度 事 業 実 績	公の施設関係					
	1 琵琶湖流域下水道(湖南中部処理区、湖西処理区、東北部処理区、高島処理区)の維持管理事業					
	(1) 各処理区浄化センターの運転管理業務					
	中央管理室、水処理施設、污泥処理施設、焼却・溶融施設(湖南中部、湖西)の運転操作					
	浄化センター	年間実績				
		処理水量	処理污泥ケーキ量	溶融スラグ発生量		
	湖南中部浄化センター	79,788,104m ³	57,849 t	5,349 t		
	湖西浄化センター	15,182,966m ³	9,701 t	376 t		
	東北部浄化センター	29,025,346m ³	20,139 t	-		
	高島浄化センター	3,651,699m ³	2,609 t	-		
合計	127,648,115m ³	90,298 t	5,725 t			
浄化センターの施設、機器および備品の保守、点検、修繕、整備、場内緑地の手入れ 流入水、放流水等の水量測定および水質分析 污泥、焼却灰・溶融スラグ(湖南中部、湖西)の分析および環境調査 污泥、焼却灰・溶融スラグ(湖南中部、湖西)、しさ、スカム等の処理作業 運転管理等の記録作成、整理、保管および調査、研究						

(2) 幹線管渠等の保守点検業務

管路施設の調査、保守管理およびこれに付随して行う管路上の路面調査
中継ポンプ場等の保守、点検、修繕、清掃、場内緑地の手入れ
流量計等の維持管理ならびに流入水の水量測定および水質分析

2 下水道知識の普及啓発事業

- (1) 下水道や水環境に関する情報を提供する下水道公社ホームページを運用（アクセス 25,573 件）
- (2) 広報誌「碧い湖」を作成・配布（2 回、計 34,600 部）
- (3) 施設見学者の案内を実施

区分	湖南中部		湖西		東北部		高島		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
学校関係	51	3,943	13	981	10	322	7	314	81	5,560
行政関係	37	479	-	-	4	133	3	12	44	624
一般	28	639	5	98	8	170	4	28	45	935
合計	116	5,061	18	1,079	22	625	14	354	170	7,119

3 公園施設等維持管理事業

- (1) 湖南中部浄化センター矢橋帛帆島公園の維持管理（利用者数 172,199 人）
有料施設： テニスコート、プール、グラウンドゴルフ場、キャンプ場、おもしろ自転車、相撲場、大はらっぱ広場、ゲートボール場、多目的グラウンド、公園管理センター和室
- (2) 湖西浄化センター苗鹿公園の維持管理（利用者数 6,417 人）
有料施設： テニスコート

その他の業務関係

1 下水道技術者の養成

市町下水道担当職員講習会を開催した（11 月 30 日、参加者数 43 人）

団体の業務について

県民生活から見た意義・必要性	下水道施設は、琵琶湖を中心とする公共用水域の水質を保全し、県民の快適な居住環境や生活環境を実現するための必要不可欠なライフラインとして位置付けられる。これら施設の維持管理を担うため、県および市町の出捐により設立された公益法人として、高い管理技術と処理水準を背景に、安定的運営に寄与している。
民間市場の状況	下水道公社では、具体的な維持管理作業の多くは民間事業者者に再委託しているが、維持管理計画の立案、維持管理方法の検討・指示、維持管理状況の確認といった維持管理業務全般のマネジメントや、維持管理業務委託の設計、積算、入札、契約、履行確認といった公的な機能を有しており、県の業務を代行している側面がある。
県が関与すべき理由	ライフラインのひとつである下水道は、県民の日常生活や社会経済活動を根底から支える社会基盤であり、24 時間運転を止めることができない重要な施設である。また、琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全の観点からも、その管理には安全性・確実性が求められるところであり、危機管理上、公的な責任ある管理体制のもとで運営される必要がある。
県の政策との関係	県基本構想-第 4 章-3 環境-1 琵琶湖の総合保全をはじめとした自然環境の保全- 下水道の効果的・効率的な整備として掲げており、平成 22 年度における下水道を利用できる県民の割合（下水道普及率）の目標を 85% としている。平成 19 年度末現在では 83.5%、全国第 7 位の状況にある。
団体で対応すべき理由	従来の整備普及を中心とした事業展開から、施設の一貫した適正な管理とそれを担保するための経営の健全化を目指す必要がある。そこで、現在の指定管理期間が終了する平成 23 年度以降の流域下水道の維持管理のあり方について、下水道施設の安定的運転に配慮しつつ、包括的民間委託等の手法を含めた見直しを検討中である。

類似団体の設置状況	県内市町	該当なし
	都道府県	流域下水道を設置している41都道府県のうち、公社を有しているのは28県。 (平成20年4月1日現在)

団 体 名	(社)滋賀県造林公社		所 在 地	大津市松本一丁目2番1号		
設 立 年 月 日	昭和40年4月1日		関 係 法 令			
目 的 ・ 趣 旨	びわ湖周辺において造林、育林等、森林・林業に関する事業、その他緑化に関する事業を行うことにより、森林の持つ水源かん養機能を高め、森林資源を造成し、あわせて農山村経済の基盤の確立、及び民生の安定、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。					
寄付行為・定款上の事業	分収造林事業及び分収育林事業 分収造林制度及び分収育林制度の促進に関する事業 森林・林業及び緑化に関する事業、調査等の受託 森林・林業に関する普及、啓蒙の事業 その他公社の目的達成のために必要な事業					
基 本 財 産	18,800千円		うち県出資額(比率)	8,000千円(42.5%)		
常勤役員数 複数団体兼務の場合は、実人員、名目数は、〔〕書	役員	〔1人〕 1人	うち県派遣(比率)	〔1人(100%)〕 1人(%)	うち県OB(比率)	-
	職員	〔17人〕 17人	うち県派遣(比率)	〔3人(18%)〕 3人(%)	うち県OB(比率)	-
プロパー職員の 年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計
				〔3人〕 3人	〔11人〕 11人	〔14人〕 14人
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()					
平成19年度決算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	収入		当期一般正味財産増減		資産	
	うち県補助金	274,807	うち県補助金	77,454	流動資産	37,948,661
	うち県委託料	2,480	経常収益		固定資産	172,430
	うち県貸付金	-	経常費用		負債	37,776,231
	支出	278,042	当期経常増減		流動負債	38,109,312
	事業費	109,739	経常外収益		うち短期借入金	170,212
	管理費	99,966	経常外費用		固定負債	-
	その他	68,337	当期経常外増減		うち長期借入金	37,939,100
	(再掲)人件費	93,135	当期指定正味財産増減		正味財産	25,425,306
当期収支差額	3,235	正味財産期末残高		うち基本金	160,651	
					18,800	
平成19年度事業実績	分収造林事業については、引き続き既植栽地の保育管理に努めるとともに、より経営の安定化のため積極的に補助事業を導入し実施した。あわせて公社経営の安定化の一環として受託事業および森林整備地域活動支援交付金事業に取り組んだ。					
	1 分収造林事業					
	本年度は、既植栽地約6,980ヘクタールの造林地のうち、必要とする保育事業を延べ554ヘクタールのほか施設事業および森林改良事業を実施した。					
		事業別	事業地数	事業量	事業費(円)	備考
	保育	除 伐	10	39.32ha	7,617,750	補助 39.32ha 8令級
		間 伐	34	220.34ha	45,942,750	補助 220.34ha 8令級
		枝 打	7	54.58ha	15,757,350	補助 54.58ha 8令級
		病虫害獣防除	31	240.17ha	15,084,300	補助 94.78ha 8~9令級 非補助 145.39ha 8~9令級
		計	82	554.41ha	84,402,150	-

施設	作業道開設	5	2,500m	10,237,500	補助 幅員 2.0m
	計	5	2,500m	10,237,500	-
森林改良	刈	1	3.00ha	346,500	補助 3.00ha 2令級
	木起	1	10.00ha	840,000	補助 10.00ha 2~3令級
	計	2	13.00ha	1,186,500	-
合計		89	-	95,826,150	-

2 受託事業

(財)滋賀県下水道公社から「東北部事務所背後緩衝緑地管理業務」、滋賀県から「環境監視業務」を、東近江市地域振興事業団から「都市公園等管理委託業務」、(財)淡海環境保全財団から「ヨシ群落刈取清掃業務」を受託した。

区分	事業名	事業地先	事業内容	数量	事業費(円)	受託先
緑化事業受託	東北部事務所背後緩衝緑地業務	彦根市	マツクイムシ被害木伐倒、林内整理	1式	451,500	(財)滋賀県下水道公社
	計	-	-	-	451,500	-
森林管理事業受託	環境監視業務	滋賀県	県内公園指定地域パトロール	2ヶ月に1回	2,480,000	滋賀県
	計	-	-	-	2,480,000	-
公園管理事業受託	都市公園等管理委託業務	東近江市	市内公園樹木管理	1式	892,500	東近江市地域振興事業団
	計	-	-	-	892,500	-
その他事業受託	ヨシ群落刈取清掃業務	大津市ほか	ヨシ群落刈取清掃	1式	4,633,650	(財)淡海環境保全財団
	計	-	-	-	4,633,650	-
合計		-	-	-	8,457,650	-

3 森林整備地域活動支援交付金事業

公社森林が所在する市町のうち、協定を締結している下記15市町において地域活動を実施した。

市町名	協定面積(ha)	交付金(円)	備 考
大津市	395.88	1,979,400	地域活動として取り組んだ事項 対象行為として、次のいずれか1つ以上について実施(各協定共通) (1)施業実施区域の明確化 (2)歩道の整備等 (3)その他 協定期間は、各市町とも平成23年度まで
栗東市	30.00	150,000	
湖南市	29.00	145,000	
甲賀市	964.00	4,820,000	
日野町	13.00	65,000	
東近江市	807.00	4,035,000	
愛荘町	42.00	210,000	
多賀町	344.00	1,720,000	
彦根市	27.00	135,000	
米原市	476.25	2,381,250	
長浜市	345.00	1,725,000	

木之本町	167.00	835,000
余呉町	549.00	2,745,000
西浅井町	230.00	1,150,000
高島市	1,571.00	7,855,000
合計	5,990.13	29,950,650

<参考> 免責的債務引受け等債務処理の状況（別添のとおり）

団体の業務について	県民生活から見た意義・必要性	滋賀県造林公社の森林植栽管理面積は、県の人工林面積の約9%を占めており、公社林の適正な維持管理に努めることにより、森林が持つ多面的機能の高度発揮を図ることとなり、そのことが県土の保全、県民福祉の向上に資することとなる。
	民間市場の状況	-
	県が関与すべき理由	造林公社は、森林資源の充実や水源かん養機能の発揮などの政策目的を達成するために県が設立した団体であり、現在も公社営林は、水源かん養や県土保全、地球温暖化防止対策など多面的、公益的機能を有しており、琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与しているものである。 現在多額の債務を抱え、抜本的な経営改善を図るための経営計画を策定しようとしているところであり、公社の円滑な運営を図るために、新たな経営計画が策定され、また、伐採が始まり収益を得るまでは、最低限の支援をしていく必要がある。
	県の政策との関係	県としては、琵琶湖森林づくり条例を制定し、条例の理念の実現に向けて琵琶湖森林づくり基本計画を策定し、琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりができるよう施策の総合的な推進を図っているところであり、公社が公社林を適正に管理するなど事業の継続によって、基本計画の理念を達成するものである。
	団体で対応すべき理由	公社は、一般林家自らが手入れできない奥地で、分収造林契約を締結し、事業を展開しているものであるが、現在の厳しい林業の状況を考えれば、公社以外で実施するとしても、何らかの管理主体が必要なことは明白なことから、森林管理のノウハウや土地所有者との信頼関係等を有する公社が担っていくことが求められる。
類似団体の設置状況	県内市町	-
	都道府県	34都道府県 38公社（滋賀県、2公社含む）

団 体 名	(財)びわ湖造林公社		所 在 地	大津市松本一丁目2番1号		
設 立 年 月 日	昭和49年3月26日		関 係 法 令			
目 的 ・ 趣 旨	滋賀県において造林、育林等、森林、林業に関する事業、林業労働力の確保及び育成に関する事業、その他緑化に関する事業を行うことにより、びわ湖の水資源のかん養、県土の保全、森林資源の培養並びに緑豊かな環境の形成等、緑資源のもつ多面的な機能を総合的、かつ高度に発揮させ、もって農山村の振興と住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。					
寄付行為・定款上の事業	分収造林及び分収育林事業 分収造林及び分収育林制度の促進に関する事業 農山村における森林の総合利用のための事業 林業労働力の確保及び育成に関する事業 森林、林業及び緑化に関する事業並びにこれらに関する調査等の受託 県が委託する公の施設の管理及び運営に関する事業 自然環境の保全及び緑化の推進事業 森林、林業に関する普及、啓発の事業 その他目的を達成するために必要な事業					
基 本 財 産	10,000千円		うち県出資額(比率)	10,000千円(100%)		
常 勤 役 職 員 数 複数団体兼務の場合は、実人員、名目数は、〔 〕書	役員	〔1人〕 0人	うち県派遣(比率)	〔1人(100%)〕 0人	うち県OB(比率)	人(%)
	職員	〔17人〕 0人	うち県派遣(比率)	〔3人(18%)〕 0人	うち県OB(比率)	-
プロパー職員の年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計
				〔3人〕 0人	〔11人〕 0人	〔14人〕 0人
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()					
平成19年度決算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	収入	588,085	当期一般正味財産増減		資産	72,509,700
	うち県補助金	202,432	経常収益		流動資産	135,262
	うち県委託料	3,054	経常費用		固定資産	72,374,438
	うち県貸付金	-	当期経常増減		負債	73,487,622
	支出	592,129	経常外収益		流動負債	122,986
	事業費	262,426	経常外費用		うち短期借入金	-
	管理費	188,489	当期経常外増減		固定負債	73,364,636
	その他	141,214	当期指定正味財産増減		うち長期借入金	63,711,928
	(再掲)人件費	176,407	正味財産期末残高		正味財産	977,922
当期収支差額	4,044			うち基本金	10,000	
平成19年度事業実績	分収造林事業については、引き続き既植栽地の保育管理に努めるとともに、より経営の安定化のため積極的に補助事業を導入し実施した。あわせて公社経営の安定化の一環として受託事業および森林整備地域活動支援交付金事業に取り組んだ。					
	1 分収造林事業					
	本年度は、既植栽地約12,443ヘクタールの造林地のうち、必要とする保育事業を延べ1,543ヘクタールのほか、施設事業および森林改良事業を実施した。					
		事業別	事業地数	事業量	事業費(円)	備 考
	保 育	除 伐	29	210.39ha	38,696,700	補助 210.39ha 4~6令級
		間 伐	77	522.25ha	102,104,100	補助 522.25ha 5~7令級

	枝 打	28	203.46ha	50,307,600	補助 203.46ha 4~7 令級
	病虫害獣防除	91	606.62ha	40,798,800	補助 520.73ha 4~7 令級 非補助 85.89ha 4~7 令級
	計	225	1,542.72ha	231,907,200	-
施設	作業道開設	4	2,510m	10,923,150	補助 幅員 2.0m
	計	4	2,510m	10,923,150	-
森林改良	下 刈	4	18.27ha	1,953,000	補助 18.27ha 2 令級
	木 起	2	16.75ha	1,890,000	補助 16.75ha 2~3 令級
	計	6	35.02ha	3,843,000	-
合 計		235	-	246,673,350	-

2 受託事業

滋賀県から「地籍等異動確認調査業務委託事業」を、関西電力・中部電力協会から「関西電力送電線下巡視路保守工事」「中部電力鉄塔敷巡視路除草」を、また金剛輪寺から「流域育成林整備事業」を受託した。

区分	事業名	事業地先	事業内容	数量	事業費(円)	受託先
森林管理 事業受託	関西電力送電線下巡視路保守工事	高島市ほか	巡視路除草	1 式	2,519,769	関西電力協会社
	中部電力鉄塔敷巡視路除草	東近江市	巡視路等除草	1 式	6,057,451	(株)シーテック
	計	-	-	-	8,577,220	-
その他事業受託	地籍等異動確認調査業務委託事業	長浜市ほか	保安林台帳の修正	1 式	610,000	滋賀県
	計	-	-	-	610,000	-
合 計		-	-	-	9,187,220	-
資源林整備事業	流域育成林整備事業	愛荘町	植栽、下刈等	1 式	3,080,741	金剛輪寺
合 計		-	-	-	3,080,741	-

3 森林整備地域活動支援交付金事業

公社森林が所在する市町のうち、協定を締結している下記 15 市町において地域活動を実施した。

市町名	協定面積(ha)	交付金(円)	備 考
大津市	1,077.89	5,389,450	地域活動として取り組んだ事項 対象行為として、次のいずれか1つ以上について実施(各協定共通) (1)施業実施区域の明確化 (2)歩道の整備等 (3)その他
栗東市	15.00	75,000	
湖南市	193.00	965,000	
甲賀市	1,205.00	6,025,000	
日野町	41.00	205,000	
東近江市	193.00	965,000	
愛荘町	31.00	155,000	
多賀町	267.00	1,335,000	
			協定期間は、各市町とも平成 23 年度まで

彦根市	57.00	285,000
米原市	906.95	4,534,750
長浜市	743.00	3,715,000
木之本町	676.50	3,382,500
余呉町	470.80	2,354,000
西浅井町	500.00	2,500,000
高島市	3,962.00	19,810,000
合計	10,339.14	51,695,700

4 分収育林事業（特別会計）

森の名称	事業名	数量(ha)	金額(円)	備考
古陶の森	保 育 間 伐	10.89	2,310,000	
合計		10.89	2,310,000	

5 林業労働力対策事業（特別会計）

事業名	事業内容	金額(円)	受託先
林業雇用改善促進事業	相談指導事業 雇用情報収集・提供 研修事業	4,053,354	厚生労働省
緑の雇用担い手対策事業	緑の雇用対策事業取りまとめ 監督検査 集合研修	1,025,669	全国森林組合連合会
林業労働力対策事業	林業労働力育成協議会の開催 森林管理技術者養成講座の開催 全国支援センターへの参加 高性能林業機械による間伐の普及啓発、技術向上の研修	2,444,000	滋賀県
合計		7,523,023	

団体の業務について	県民生活から見た意義・必要性	びわ湖造林公社の森林植栽管理面積は、県の人工林面積の約17%を占めており、公社林の適正な維持管理に努めることにより、森林が持つ多面的機能の高度発揮を図ることとなり、そのことが県土の保全、県民福祉の向上に資することとなる。
	民間市場の状況	-
	県が関与すべき理由	造林公社は、森林資源の充実や水源かん養機能の発揮などの政策目的を達成するために県が設立した団体であり、現在も公社営林は、水源かん養や県土保全、地球温暖化防止対策など多面的、公益的機能を有しており、琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与しているものである。 現在多額の債務を抱え、抜本的な経営改善を図るための経営計画を策定しようとしているところであり、公社の円滑な運営を図るために、新たな経営計画が策定され、また、伐採が始まり収益を得るまでは、最低限の支援をしていく必要がある。

		<p>県の政策との関係</p>	<p>県としては、琵琶湖森林づくり条例を制定し、条例の理念の実現に向けて琵琶湖森林づくり基本計画を策定し、琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりができるよう施策の総合的な推進を図っているところであり、公社が公社林を適正に管理するなど事業の継続によって、基本計画の理念を達成するものである。</p>
		<p>団体で対応すべき理由</p>	<p>公社は、一般林家自らが手入れできない奥地で、分収造林契約を締結し、事業を展開しているものであるが、現在の厳しい林業の状況を考えれば、公社以外で実施するとしても、何らかの管理主体が必要なことは明白なことから、森林管理のノウハウや土地所有者との信頼関係等を有する公社が担っていくことが求められる。</p>
類似団体の設置状況	県内市町	-	
	都道府県	34都道府県	38公社（滋賀県、2公社含む）

団 体 名	(財)滋賀県緑化推進会		所 在 地	大津市京町三丁目4番22号		
設 立 年 月 日	昭和52年3月23日		関 係 法 令	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律		
目 的 ・ 趣 旨	積極的に緑化のための各種事業および緑の募金を推進するとともに、緑化の啓発および愛林思想の啓発を図り、もって県土の保全、水資源の確保ならびに県民の生活環境の整備および改善に資することを目的とする。					
寄付行為・定款上の事業	生活環境緑化事業の実施 緑化意識の啓発高揚 緑化実践組織の育成 緑教育の推進 森林の整備 緑化の推進または森林の整備に係る国際協力 緑の募金の実施および緑の募金による寄附金の管理 森林整備等（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第2条第1項の森林整備等をいう。）を行う者または森林整備等を行う者に対して助成する者に対する交付金の交付 森林整備等に関する調査および研究 森林整備等に関する情報または資料の収集 加盟団体の組織の充実と相互の連絡調整 機関誌その他資料の発行 その他目的達成に必要な事業の実施					
基本財産	531,554千円		うち県出資額（比率）	410,000千円（77.1%）		
常勤役員数	役員	1人	うち県派遣（比率）	-	うち県OB（比率）	1人（100%）
	職員	2人	うち県派遣（比率）	-	うち県OB（比率）	1人（50%）
プロパー職員の年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計
			1人		1人	2人
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自（ ）					
平成19年度決算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	収入	65,590	当期一般正味財産増減	1,911	資産	572,379
	うち県補助金	-	経常収益	64,936	流動資産	40,731
	うち県委託料	-	経常費用	63,025	固定資産	531,648
	うち県貸付金	-	当期経常増減	1,911	負債	15,575
	支出	63,025	経常外収益	-	流動負債	15,482
	事業費	44,591	経常外費用	-	うち短期借入金	-
	管理費	12,799	当期経常外増減	-	固定負債	93
	その他	5,635	当期指定正味財産増減	654	うち長期借入金	-
	(再掲)人件費	10,527	正味財産期末残高	556,804	正味財産	556,804
当期収支差額	2,565			うち指定正味財産	554,544	
平成19年度事業実	1 森林・緑づくりの普及・啓発 (1) 緑の募金運動 家庭募金、街頭募金、職場募金、企業募金、学校募金および篤志募金を進めるとともに、企業に募金協力を呼びかけるダイレクトメールの送付や企業訪問等による募金活動を実施。 募金実績 51,542,143円（目標額6千万円） (2) コンクール等の実施 第7回「森林・緑と水といのち」写真コンクール（応募145点） 「緑の募金・緑化推進」標語コンクール（応募464点） 国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集（応募662名）					

績

2 森林整備

(1) 森づくりの支援

森林を健全に育成し、水源かん養機能および水質保全機能を高めるための森づくり活動を支援

水源の森づくり事業	甲賀市ほか3市1町	4箇所(5.45ha)	交付額	3,968千円
語らいの森づくり事業	大津市ほか6市3町	14箇所(8.41ha)	交付額	9,775千円
記念の森づくり事業	愛荘町	1箇所(0.20ha)	交付額	1,500千円
学校林づくり事業	日野町	1箇所(0.30ha)	交付額	200千円
協働の森づくり事業	3団体の活動助成		交付額	338千円

(2) 湖国の樹ホームステイ・21推進事業による啓発活動

ドングリを拾い、これを「樹のホームステイ」として、家庭、学校、緑の少年団、森林ボランティア、企業などにおいて育成後、森林の育成や地域の緑化等に生かすことを通じ、森林愛護、緑化思想の啓発を図るため交流会を開催。

(3) 森林ボランティア育成事業

湖国の森林を守り育てる人の出現を期待して、森林ボランティアを育成するとともに、国土緑化推進機構主催の森林ボランティア研修会等へ参加。

3 緑化推進

(1) 緑づくり

森づくり交流会への参加

「第2回森づくり交流会ふれあいフェスタ2007」に出展し、植物の二酸化炭素吸収実験を実施。

新緑のつどいの共催・参画

県民が気軽に緑に親しむことができる機会を提供するため、「新緑のつどい」を県と共催。

緑化相談の実施

県内のイベント会場に緑化相談所を開設し、花木、緑化樹等に関する相談に応じた。

(2) 身近な緑づくりの支援

生活環境の緑づくり事業

緑化苗木14,805木を配布し、県内638箇所の公園、自治会広場および小学校等の公共施設において地域住民の協力により植栽を行った。

緑のまちづくり事業

小・中学校および公共施設等において緑化啓発および記念行事等として行われる植樹で、緑化の啓発効果が著しく期待できるものに対して緑化苗木を交付した。

緑のサポート事業

市町緑化推進委員会が当会の事業により植栽した樹木の健全な育成を図るため、保育管理するために必要な経費を7市町へ交付した。

桜の並木・森造成

県内の企業2社から650本の桜の苗木の寄贈を受けて、県内18市町の38箇所の地域広場、公園等の公共施設等に配布し、環境緑化を図った。

学校、福祉施設等の環境緑化の推進

県内の企業からイロハモミジの苗木700本の寄贈を受けて、県内の学校、福祉施設等568箇所に配布し、環境緑化を図った。

(3) 森林・環境活動の支援

緑の少年団等の育成および交流会の実施等支援

緑の少年団を育成するため、64団体に対して活動装備の整備および活動費の助成を行うとともに、地区交流会を支援した。

緑の幼年団育成強化事業

NPO団体を支援し、育成に努めた。

森林緑化活動団体助成

地域において緑化等の活動を行っている団体に対し、活動費の助成を行った。

		<p>事業所環境の緑づくり研修 事業所等の緑地に係る設計や施工管理の実施体制、樹木の病虫害防除、樹勢回復および緑地管理上の注意事項等について、研修会を開催した。</p> <p>4 国際緑化協力の推進 (社)国土緑化推進機構の「緑の大使」の認定を受け、海外の森林整備に活躍している国際森林ボランティア団体へ植樹活動に使用する資材を支援することによって国際緑化協力の一助とした。</p> <p>募金額の推移 H17 51,822,982円 H18 55,713,505円 H19 51,542,143円</p> <p><参考> 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律 第5条 都道府県知事は、森林整備等の推進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p>
団体の業務について	県民生活から見た意義・必要性	戦後、国土復興にうおいを取り戻す国土緑化運動が始まり、本県でも昭和25年同会を設立し、「緑の募金」の前身である「緑の羽根募金」の取り組みを全国でもいち早く始めた。以来、募金を活用した「県民の緑化意識の高揚」「地域住民の自主的活動の支援」「植樹活動の支援」「緑の少年団等の次世代の育成」等に取り組むことにより県民の緑化意識の向上および県土の緑化を進めた。近年では、更に森林の持つ水源かん養機能や地球温暖化防止機能等の森林の多面的機能に関心が高くなるなど、県民意識の高揚と生活環境の向上に寄与している。
	民間市場の状況	民間企業等では、同種の事業(募金活動)は実施されていない。しかし、環境問題に対して企業の社会貢献活動は広がりがつつある。
	県が関与すべき理由	「琵琶湖森林づくり基本計画」では、「森林の多面的機能の持続的発揮」「県民全体で支える森林づくり」を基本方針としているとおり、募金を通じた県民啓発と事業実施は重要であり、引き続き県としても支援していくことが必要である。 なお、同会は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、都道府県に一に限って指定されている団体である。
	県の政策との関係	滋賀県緑化基本構想「淡海のみどり2010構想」および「第2次緑化基本計画」において、湖国のみどりを県民共通の財産として守り育てていくためには、公的な資金とあわせて広く県民や民間企業などから「緑の募金」を募り、県土の緑化推進、みどりづくりの重要性や意義の普及啓発を推進する、と位置づけている。行政では、十分行き届かない県民、特に自治会などが行う身近なみどりづくりへの支援、森林ボランティア、NPO、緑の少年団等の育成、支援などきめ細かに行っている。また、これらのきめ細かい活動が、県の「琵琶湖森林づくり基本計画」の基本方針「県民全体で支える森林づくり」等の推進に寄与するものと考えている。
	団体で対応すべき理由	「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」により定められている。 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律により都道府県に一を限って同条に規定する業務を行うものとして指定できるとされている。
類似団体の設置状況	県内市町	下部組織として県下26市町に市町緑化推進委員会を組織している。
	都道府県	各都道府県に1団体、全国で47団体設置されている。

団 体 名	財団法人 国際湖沼環境委員会		所 在 地	草津市下物町1091		
設 立 年 月 日	昭和62年9月1日		関 係 法 令			
目 的 ・ 趣 旨	世界の湖沼環境の健全な管理及びこれと調和した開発の在り方に関して、調査研究を行うとともに国際的な知識の交流を図り、もって我が国内外の湖沼環境の保全及び湖沼環境保全に関する国際協力の推進に資することを目的とする。					
寄付行為・定款上の事業	世界の湖沼環境及びその管理に関する情報の収集と提供 湖沼環境管理に関する調査研究の推進 開発途上国における湖沼環境管理及び環境管理と調和した湖沼資源の開発計画策定に関する援助 湖沼環境及びその管理に関する研修の実施 国際連合環境計画の実施する開発途上国における湖沼の環境保全に資する活動に対する支援 湖沼環境保全に関する国際協力の推進等に資する我が国内外の政府機関、地方機関、研究機関等との交流の推進 その他目的を達成するために必要な事業					
基 本 財 産	1,610,119千円		うち県出資額(比率)	594,500千円(36.9%)		
常 勤 役 職 員 数	役 員	-	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	-
	職 員	5人	うち県派遣(比率)	1人(20%)	うち県OB(比率)	2人(40%)
プロパー職員の年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計
					2人	2人
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()					
平成19年度決算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	収入	148,683	当期一般正味財産増減	10,623	資産	1,649,364
	うち県補助金	19,460	経常収益	146,167	流動資産	24,326
	うち県委託料	4,473	経常費用	135,544	固定資産	1,625,038
	うち県貸付金	-	当期経常増減	10,623	負債	6,984
	支出	142,500	経常外収益	-	流動負債	6,984
	事業費	63,950	経常外費用	-	うち短期借入金	-
	管理費	47,704	当期経常外増減	-	固定負債	-
	その他	30,696	当期指定正味財産増減	478,295	うち長期借入金	-
	(再掲)人件費	18,930	正味財産期末残高	1,642,380	正味財産	1,642,380
当期収支差額	6,183			うち指定正味財産	1,610,498	
平成19年度事業実績	1 湖沼研究顕彰事業 県の委託を受け、第14回「生態学琵琶湖賞」に関わる広報、授賞式運営および報告書作成等を行った。					
	2 海外技術援助協力事業 独立行政法人国際協力機構(JICA)の委託を受けて、次の事業を実施 「湖沼環境保全のための統合的流域管理コース」第18回集団研修(10か国11名) 「イラク南部湿地帯保全コース」第3回集団研修(イラク中央および地方行政官等11名) 「フセインサガル湖沼管理保全コース」研修(インド中央および地方行政官等8名)					
	3 世界湖沼会議企画協力事業 第12回世界湖沼会議を、平成19年10月28日から11月2日にかけてインド・ジャイプール市でインド政府環境森林省と共同開催した。 本委員会は、第12回世界湖沼会議において、統合的湖沼流域管理に関する分科会とラウンドテーブルおよび環境教育に関する分科会を主催した。					

第12回世界湖沼会議準備会合をインド・ボパール市やスウェーデン・ストックホルム市において開催するとともに、この機会にあわせて科学委員会を開催し、今後の活動方針等の審議を行った。

4 環境教育推進事業

JICAの委託を受けて、水環境を主題とする環境教育研修の第8回集団研修を開発途上国の高等教育機関の若手教員等(6か国6名)を対象に開催した。

また、前年度に引き続き、平和堂財団の助成を受けて児童(23名)を対象にした体験型環境教育プログラムを実施した。

5 広報出版事業

年1回のニュースレター(日本語・英語)を発行したほか、本委員会の活動、財務等を積極的にインターネットによって情報提供を行うとともに、世界の湖沼の環境問題について普及啓発を行った。また、湖沼管理に関する国際的な科学ジャーナル誌”Lakes & Reservoirs”を年4回編集・発行した。

6 . UNEP - IETC 啓発事業

UNEP - IETC と共同して世界環境デーに合わせた取組を展開し、地域住民・NGOおよび行政関係者にUNEP - IETC の活動を広く紹介するとともに、環境問題を通して国際協力の重要性を喚起した。

7 湖沼管理技術開発事業

新たに構築した「世界湖沼データベース・知識ベース」の内容充実を図るため、本委員会が所蔵するデータの入力を行った。

8 統合的湖沼流域管理推進事業

琵琶湖周辺の大学・研究機関が連携して湖沼流域政策を共同研究する場として「流域政策研究フォーラム」の活動を継続。

環境省、JICA、国際協力銀行(JBIC)等との協働により、「ILBM推進検討会」を前年度に引き続き開催し、今後の推進方策を検討。

国際協力銀行(JBIC)の委託を受けてインド・ボパール湖の保全・管理事業に係る事後評価業務を前年度に引き続いて実施し、現地でのワークショップ開催などを通じてILBMの普及と定着を図った。

JBICの委託を受け、第12回世界湖沼会議のILBM分科会に関連してラウンドテーブルを開催。

滋賀大学、滋賀県立大学と連携して、湖沼環境の健全な管理とそれに調和した流域の持続可能な発展のあり方を求め、共同研究、学術研究等の情報交換など一層の研究の推進と教育の充実を図るため、研究協力協定を締結。

9 . UNEP - IETC 共同事業

ブラジル・ボケイナ地域での湖沼・湿地保全事業のフォローアップとして、UNEP - IETC と共同で人工湿地の設計支援プログラムの作成を進めた。

10 UNEPセンター協力管理運営事業

UNEP - IETC を支援するため、UNEPセンター滋賀事務所の維持管理、UNEPセンター協力基金の募金活動を行った。

<参考>

・近年の低金利の情勢の下、基本財産等の運用による自主財源の確保が極めて困難な状況
(平18.10.20策定中期計画)

UNEPセンター協力基金の取り崩しで対応(平19:33百万円、協力基金残高728百万円)

団体の業務について	県民生活から見た意義・必要性	琵琶湖を守る取組を先進的に進めてきた県としては、UNEP国際環境技術センター等を通じて、琵琶湖での経験を、開発途上国をはじめとする世界の湖沼保全に役立ててもらおうとともに、ILECの活動を通じて得られた世界の湖沼保全の最新の知見や情報を琵琶湖の環境保全に生かすことができるものと考えている。
	民間市場の状況	民間企業等で同種の業務は行われていない。
	県が関与すべき理由	昭和59年に本県の主催で開催された第1回世界湖沼会議の成果を踏まえ、UNEP事務局長からの要請もあり、この会議を継続的に開催するための組織設置に向けて、本県も基本財産の出捐・職員の派遣をはじめとする財団法人設立・運営に関与する必要があった。その後、平成4年にUNEP国際環境技術センターが、本県に開設された際、同センターの管理費用負担をはじめとする支援協力を行う支援財団として、ILECが位置づけられ、日本政府とUNEPの間で覚書が締結された。
	県の政策との関係	海外技術研修員の受け入れや、UNEP国際環境技術センターとの協調や連携を積極的に図りながら、琵琶湖に関する技術や経験の発信を通じて、世界の水問題に貢献している。
	団体で対応すべき理由	誘致当初の日本国政府とUNEPの覚書で、非営利な財団によるUNEP国際環境技術センターの支援協力が規定されており、直営や他の実施主体による実施という選択肢は考えられない。
類似団体の設置状況	県内市町	同種の業務を行っている団体は存在しない。
	都道府県	UNEP国際環境技術センターの支援については、財団法人地球環境センター(GEC)が、同様の業務を行っている。(大阪府) 湖沼を含む世界の淡水資源の環境管理の調査研究については、財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)が、同様の業務を行っている。(神奈川県)

団 体 名	(社福)滋賀県社会福祉事業団	所 在 地	大津市京町四丁目 3-28				
設 立 年 月 日	昭和42年4月1日	関 係 法 令	社会福祉法				
目 的 ・ 趣 旨	滋賀県および滋賀県内各市町と密接な連携の下、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することにより、県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。						
寄付行為・定款上の事業	<p>第1種社会福祉事業</p> <p>ア 養護老人ホーム「滋賀県立老人ホームさつき荘」の管理・経営</p> <p>イ 救護施設「滋賀県立日野溪園」の管理・経営</p> <p>ウ 養護老人ホーム「滋賀県立老人ホーム安土荘」の管理・経営</p> <p>エ 養護老人ホーム「滋賀県立老人ホーム長浜荘」の管理・経営</p> <p>オ 「滋賀県立軽費老人ホームきぬがさ荘」の管理・経営</p> <p>カ 「滋賀県立特別養護老人ホーム福良荘」の管理・経営</p> <p>キ 障害者支援施設「滋賀県立むれやま荘」の管理・経営</p> <p>ク 知的障害児施設「滋賀県立信楽学園」の管理・経営</p> <p>第2種社会福祉事業</p> <p>ア 老人デイサービス事業の経営</p> <p>イ 老人短期入所事業の経営</p> <p>ウ 老人居宅介護等事業の経営</p> <p>エ 障害福祉サービス事業の経営</p> <p>その他、上記の事業の目的を達成するために必要な事業</p>						
基 本 金	18,757千円		うち県出資額(比率)		13,000千円(69.3%)		
常 勤 役 職 員 数	役員	4人	うち県派遣(比率)	1人(25%)		うち県OB(比率)	1人(25%)
	職員	197人	うち県派遣(比率)	6人(3%)		うち県OB(比率)	4人(2%)
プ ロ パ ー 職 員 の 年 齢 構 成	10代	20代	30代	40代	50代	計	
		22人	39人	45人	35人	141人	
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()						
平 成 1 9 年 度 決 算	資金収支計算書		事業活動収支計算書			貸借対照表	
	収入		当期活動収支差額		資産		
	2,707,626		243,138		911,784		
	うち県補助金		経常収支差額		流動資産		
	196,277		216,380		584,364		
	うち県委託料		事業収入		固定資産		
	1,192,766		2,429,665		327,420		
	うち県貸付金		活動支出		負債		
			2,213,894		514,763		
	支出		収支差額		流動負債		
2,550,358		215,771		266,928			
事業費		事業収入		うち短期借入金			
356,913		192,710					
管理費		活動支出		固定負債			
438,214		192,101		247,835			
その他		外収支差額		うち長期借入金			
1,755,231		609					
(再掲)人件費		特別収支差額		純資産			
1,360,549		26,758		397,021			
当期収支差額		当期末繰越活動収支差額		うち基本金			
157,268		194,795		18,757			
平 成 1 9 年 種 社	公の施設(指定管理)関係			公の施設関係以外			
	第1種	老人ホームの管理・経営 ・養護老人ホーム(さつき荘、安土荘、長浜荘) ・特別養護老人ホーム(福良荘) ・軽費老人ホーム(きぬがさ荘)					

度 事 業 実 績	会 社 業 績	<p>救護施設の管理・経営(日野溪園)</p> <p>障害者支援施設(旧身体障害者更生施設)の管理・経営 (むれやま荘)</p> <p>知的障害者更生施設の管理・経営 (しゃくなげ園)</p> <p>知的障害児施設の管理・経営(信楽学園)</p>	
	第 2 種 社 会 福 祉 事 業	<p>老人デイサービス事業(福良荘)</p> <p>短期入所事業 (福良荘、むれやま荘、しゃくなげ園、信楽学園)</p>	<p>共同生活援助事業(自主事業)</p> <p>グループホーム「むげん」を運営し、知的障害者の地域生活を支援(草津市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用定員：5人 ・利用実人員：6人 ・利用延べ日数 1,550日(稼働率84.7%)
	公 益 事 業	<p>居宅介護支援事業(福良荘)</p> <p>滋賀県立身体障害者総合診療所運営 (むれやま荘)</p> <p>人材育成支援事業(学生の介護福祉士等資格取得のための現場実習等受け入れ、教職員免許法の特例に基づく介護等体験受け入れ等)</p>	<p>生活管理指導短期宿泊事業(市町委託事業)</p> <p>要介護高齢者・ひとり暮らし高齢者などを一時的に受け入れ、生活習慣等の指導・援助、体調調整を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安土荘(利用：7人、延べ254日) ・長浜荘(利用：8人、延べ130日) <p>地域ケアシステム推進事業(県委託事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会と委託相談支援事業者への巡回支援 (会議出席・事業所支援等290回) ・地域ケアシステム体制整備への支援 (会議支援33回、研修会開催実績678人) <p>地域ケアサービス推進事業(県委託含む)</p> <p>高機能自閉症を含む自閉症者の地域生活移行を促進するため、地域生活を援助する場を設け、自立生活を支援(湖南市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用実人数 5人 <p>芸術・文化活動促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アート・サポーター派遣事業 (延べ参加人数：716人) ・音楽・表現活動ワークショップ (延べ参加人数：2,521人) ・舞台芸術祭〔糸賀一雄記念賞第6回音楽祭〕 (1日、観客：429人、出演者：167人) ・調査研究 <p>ポーダレス・アートミュージアムNO-MA運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展覧会 (開催日数：246日、観覧者数：11,550人) ・貸しギャラリー (開催日数：14日、観覧者数：303人)

施設関連事業		<p>元気キラリ教室事業（東近江社協委託） 五個荘地域の一人暮らし老人と施設利用者との交流事業、昼食提供（きぬがさ荘、参加者54人） 訪問介護事業所運営（さつき荘・安土荘・長浜荘） 老人ホーム入所の要支援・要介護利用者に対する入浴、排泄、食事の介護その他援助 高次脳機能障害支援センター事業（県委託） 高次脳機能障害者、その家族、支援者等の相談に対し、指導・助言（むれやま荘）</p>																																						
団体の業務について	<p>県民生活から見た意義・必要性</p>	<p>県が設置した社会福祉施設を管理・経営する法人として厚生大臣から認可された法人であり、昭和46年7月16日社庶第121号、厚生省社会・児童家庭局長連名通知「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（46通知）に基づき県立社会福祉施設の運営を受託してきた。 現在、事業団は指定管理者として8施設を運営しており、長年にわたる施設経営の実績やノウハウ、入所者との信頼関係を活かして、安定したサービスを継続して提供している。 また、障害者自立支援法に基づく通所型の事業所やグループホームの経営・障害者の地域生活移行の支援や障害者の芸術文化活動を促進する取組みを行うなど、県民の福祉の増進に必要な事業を積極的に実施している。</p>																																						
民間市場の状況		<p>平成14年8月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等通知「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準の取扱いについて」を境として、県立社会福祉施設の運営は他の社会福祉法人等でも可能となっている。 県内の施設数の状況は次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">（H20.4 現在）</p> <table border="1" data-bbox="451 1160 1337 1547"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">施設数</th> <th colspan="3">（内訳）</th> </tr> <tr> <th>県立</th> <th>市町等立</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救護施設</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>65</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>軽費老人ホーム</td> <td>21</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>障害者支援施設 （旧身体障害者更生施設）</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>知的障害児施設</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設数	（内訳）			県立	市町等立	その他	救護施設	5	1	0	4	特別養護老人ホーム	65	1	3	61	養護老人ホーム	7	3	0	4	軽費老人ホーム	21	1	1	19	障害者支援施設 （旧身体障害者更生施設）	1	1	0	0	知的障害児施設	2	2	0	0
区分	施設数	（内訳）																																						
		県立	市町等立	その他																																				
救護施設	5	1	0	4																																				
特別養護老人ホーム	65	1	3	61																																				
養護老人ホーム	7	3	0	4																																				
軽費老人ホーム	21	1	1	19																																				
障害者支援施設 （旧身体障害者更生施設）	1	1	0	0																																				
知的障害児施設	2	2	0	0																																				
県が関与すべき理由		<p>県立の社会福祉施設を受託運営することを主たる目的として設立された法人である。 特に障害者対策事業について先駆的な取り組みを行っており、県と事業団で連携を図って施策を推進する必要があることから、県からも委託や補助を実施している。 なお、平成17年度に指定管理者制度の導入時にあわせて県立社会福祉施設のあり方を検討した結果、事業団に運営を委託している8施設について、将来的に事業団に移管することとし、当面の間は非公募で事業団を指定管理者として運営していくこととした。 その後、社会・経済情勢の変化を踏まえ、8施設全体として県立施設のあり方を平成21年度において再度検討することとしている。</p>																																						

<p>県の政策との 関係</p>	<p>県は、社会福祉施設の整備状況や各種団体の要望、国の施策の方向性等を踏まえ、県民のセーフティネットを確保するため県立社会福祉施設を整備し、その運営について、経営の合理化・効率化を図る観点から、事業団に委託してきた。</p> <p>事業団の主たる事業が老人ホームや障害者施設など県立社会福祉施設の管理・経営であり、また各種障害者対策にかかる県の委託事業を実施していることなど、県と事業団とで連携を図り、県民のセーフティネットの確保を使命として滋賀の健康福祉施策を推進している。</p> <p>各施設別の状況は次のとおり。</p> <p>【日野溪園】(救護施設) 生活保護法に基づく救護施設として、身体や精神の著しい障害を有したり、ホームレス状態にあつて日常生活能力等に課題があるなど、居宅生活を送ることが困難な要保護者に対し、健康で安心した生活を保障するとともに、社会復帰は元より個々の能力に応じた自立に向けた支援を行うことで、最後のセーフティネットとしての役割を担っている。</p> <p>【福良荘】(特別養護老人ホーム) 身体上または精神上著しい障害があるために、常時の介護を必要とし、居宅での介護が困難な要介護者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行う施設としての役割を担っている。</p> <p>【安土荘、長浜荘、さつき荘】(養護老人ホーム) 環境上の理由および経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者を入所させる入所措置施設で、入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進および自立のために必要な指導および訓練その他の援助を行う施設としての役割を担っている。</p> <p>【きぬがさ荘】(軽費老人ホーム) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者を、無料または低額な料金で入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談および援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上必要な便宜を提供する施設としての役割を担っている。</p> <p>【むれやま荘】(障害者支援施設) 中途障害者を主たる対象者に、社会的リハビリテーションおよび医学的リハビリテーションを主とした機能訓練を総合的に実施し、就労支援と社会生活力向上に向けた支援を行う、県下における自立訓練の基幹施設としての役割を担っている。</p> <p>【信楽学園】(知的障害児施設) 県下において知的障害児施設は当学園と近江学園の2施設があり、各々の機能および利用者像を明確にしつつ運営を行っている。当学園については、後期中等教育期(15歳以上18歳未満)の障害児を中心に、一般就労に必要な職業訓練と生活訓練との一体的な支援を行う施設としての役割を担っている。</p>	
	<p>団体で対応すべき理由</p>	<p>県立施設の運営に当たり、長年にわたる施設経営の実績や、ノウハウ、入所者との信頼関係を活かして、安定したサービスを継続して提供することができる。</p> <p>また、障害者自立支援法に基づく通所型の事業所やグループホームの経営・障害者の地域生活移行の支援や障害者の芸術文化活動を促進する取組みなど、特に障害者対策事業について先駆的な取り組みを行っており、県民の福祉の増進に必要な事業を実施することができる。</p>
<p>類似団体の設置状況</p>	<p>県内市町</p> <p>都道府県</p>	<p>1事業団 大津市社会福祉事業団</p> <p>130事業団 全国社会福祉事業団協議会に加入している事業団数(H19)</p>

団 体 名	(財)滋賀県動物保護管理協会			所 在 地	湖南市岩根 136-98			
設 立 年 月 日	昭和59年3月27日			関 係 法 令				
目 的 ・ 趣 旨	動物の愛護・保護および適正な飼養についての県民の理解と関心を深めるとともに県の動物管理の受託等動物の保護管理に関する施策に協力し、もって人と動物の共存する豊かな環境づくりに寄与することを目的とする。							
寄付行為・定款上の事業	動物の愛護および動物の正しい飼育管理についての指導および啓発に関すること。 犬および猫の管理等の業務の受託に関すること。 人畜共通伝染病の知識の普及に関すること。 動物についての相談に関すること。 動物の調査および研究に関すること。 その他協会の目的を達成するために必要な事業。							
基 本 財 産	16,000千円		うち県出資額(比率)	10,000千円(62.5%)				
常 勤 役 職 員 数	役 員	1人	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	1人(100%)		
	職 員	9人	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	-		
プ ロ パ ー 職 員 の 年 齢 構 成	10代	20代	30代	40代	50代	計		
			2人	5人	2人	9人		
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()							
平 成 1 9 年 度 決 算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表			
	収入	111,206	当期一般正味財産増減	4,667	資産	34,147		
	うち県補助金	1,300	経常収益	115,858	流動資産	18,074		
	うち県委託料	109,225	経常費用	111,191	固定資産	16,073		
	うち県貸付金	-	当期経常増減	4,667	負債	54,977		
	支出	111,159	経常外収益	-	流動負債	17,842		
	事業費	110,668	経常外費用	-	うち短期借入金	-		
	管理費	491	当期経常外増減	-	固定負債	37,135		
	その他	-	当期指定正味財産増減	-	うち長期借入金	-		
	(再掲)人件費	98,241	正味財産期末残高	20,830	正味財産	20,830		
当期収支差額	47			うち指定正味財産	16,000			
平 成 1 9 年 度 事 業 実 績	1 動物管理業務受託事業							
	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律および滋賀県動物の保護および管理に関する条例に基づき県が行う業務を受託し、犬およびねこによる迷惑苦情処理および犬ねこの収容、回収、動物適正飼養等の普及啓発業務等を実施した。							
	(1) 動物管理業務事業							
	(ア) 犬の苦情・依頼等件数							
		苦情			依頼		合計	
	内 容	放し飼い	鳴き声	脱糞	その他	野犬捕獲	引取り	
	件 数	96	79	17	29	304	368	893
	対応回数	203	127	30	40	1748	419	2567

(イ) 犬および猫の捕獲・引取り・回収状況

区 分		頭 数
犬	捕獲・引取り	655頭
	各保健所からの回収	232頭
	各市町からの回収	149頭
	動物保護管理センターでの引取り	350頭
	小計	1,386頭
猫	引取り	58頭
	各保健所からの回収	1,055頭
	各市町からの回収	25頭
	動物保護管理センターでの引取り	676頭
	小計	1,814頭
計		3,200頭

(2) 動物適正飼養普及啓発業務

事業内容	回数	参加人数
犬の飼い方・しつけ方教室	63	602
犬の譲渡会	24	562
動物とのふれあい教室	17	1012

2 動物保護普及啓発事業

動物愛護の気風や、動物の適正飼養および動物の終生飼養を基本とした生命尊重の意識を醸成し、人と動物が共存する豊かな社会をめざし、次の事業を実施した。

- (1) 動物愛護フェスティバルの開催(9月開催、来場者数2,300人)
- (2) 犬の正しい飼い方地域研修会の開催(3回、延べ参加者94人)
- (3) 啓発リーフレット・機関誌の発行(リーフレット:2種2000部、機関誌:4回4000部)

団体の業務について	県民生活から見た意義・必要性	人と動物が共生できる豊かな社会の実現を目指し、動物の愛護思想および適正な飼養について県民の理解と関心を深めるための事業を行うものである。 また、動物による県民への危害や迷惑を防止するため、法令に基づき、野犬等の収容、動物の適正飼養指導等を行うものである。
	民間市場の状況	野犬等の収容、動物の適正飼養指導等は、法的な権力行使を伴うとともに、専門的技術が求められる業務であり、当団体以外に当該業務を行っている企業、団体はない。
	県が関与すべき理由	団体の設立にあたっての県の出資比率は62.5%であり、指定出資法人として団体への関与を行っている。また、団体の主たる事業は、99%以上が県からの委託業務であり、いわゆる行政補完型の団体である。
	県の政策との関係	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき策定した「県動物愛護管理推進計画」や、滋賀県重要施策大綱に掲げる「人と動物のよりよい関係づくりの推進」として、県の重要施策に位置づけられている。
	団体で対応すべき理由	県が実施しなければならない動物保護管理業務および動物の愛護思想の普及啓発業務を効果的に行うため、県、市町および獣医師会がこの団体を設立し、県の業務を委託している。
類似団体の設置状況	県内市町	県内市町には、類似団体はない。
	都道府県	三重県では、捕獲、引取りおよび苦情処理業務を委託するため、(財)三重県小動物施設管理公社を設立し、業務を実施している。

団 体 名	(財)糸賀一雄記念財団		所 在 地	湖南省東寺四丁目 1-1 (県立近江学園内)			
設 立 年 月 日	平成8年11月13日		関 係 法 令				
目 的 ・ 趣 旨	障害者の基本的人権の尊重を基本に生涯を通じて障害者の福祉の向上に取り組んだ糸賀一雄氏の心を受け継ぎ、障害者福祉の向上に関する各種事業を行うことにより、滋賀の福祉の発展およびそれを支える人材の育成ならびに障害者に対する地域住民各層の理解と協力を促進し、もって障害者やその家族が生涯にわたり安心して生活することができる福祉社会の実現に寄与することを目的とする。						
寄付行為・定款上の事業	障害福祉の分野で顕著な活躍をしている者の表彰に関する事業 障害者の福祉の向上に関する啓発および研修事業 障害者の福祉の向上に関する調査および研究事業 その他この法人の目的を達成するために必要な事業						
基本財産	63,903千円		うち県出資額(比率)	25,000千円(39.1%)			
常勤役員数	役員	-	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	-	
	職員	2人	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	1人(50%)	
プロパー職員の年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計	
					1人	1人	
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()						
平成19年度決算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表		
	収入	17,963	当期一般正味財産増減	26	資産	64,856	
	うち県補助金	13,586	経常収益	17,963	流動資産	917	
	うち県委託料	4,010	経常費用	17,937	固定資産	63,939	
	うち県貸付金	-	当期経常増減	26	負債	383	
	支出	17,936	経常外収益	-	流動負債	383	
	事業費	11,485	経常外費用	-	うち短期借入金	-	
	管理費	6,451	当期経常外増減	-	固定負債	-	
	その他	-	当期指定正味財産増減	-	うち長期借入金	-	
	(再掲)人件費	6,739	正味財産期末残高	64,473	正味財産	64,473	
当期収支差額	27			うち指定正味財産	63,939		
平成19年度事業実績	1 表彰事業						
	<p>第11回糸賀一雄記念賞の募集に始まり、企画検討委員会での候補者調査、選考委員会による受賞候補者の選考、理事会での受賞者決定を受け、授賞式および関連行事を11月27日(火)に「びわ湖ホール小ホール」で実施した。</p> <p>式典後には、受賞者の記念講演に引き続いて、「滋賀の福祉を考える」発行記念シンポジウムを滋賀県にゆかりのある方々をシンポジストに迎えて実施した。</p> <p>受賞者 シア・シウ・チン氏 40歳(マレーシア) 「障害者のための美しき門の会」エグゼクティブ・ディレクター 森実恵氏 49歳(大阪府) 作家、詩人</p>						
平成19年度事業実績	2 受託事業						
	<p>「(仮称)滋賀の福祉」編集・発行事業を昨年度に引き続いて滋賀県から受託。</p> <p>糸賀一雄氏らによる近江学園の創設をはじめとした取り組みや、昭和56年からの滋賀県社会福祉計画に基づく福祉圏構想による福祉圏域を基礎とした取り組みなど、本県の障害福祉をはじめ福祉分野における先駆的な取り組みを本にまとめ、先人の業績や思想を後世に伝え、今後の滋賀の福祉施策の構築、展開に活か</p>						

		<p>すとともに、滋賀の福祉を担う人材を育成するための研修教材として活用することを目的として、「滋賀の福祉を考える」を発行し、関係施設等に配布した。</p> <p>3 関連事業 関連事業として、「糸賀一雄記念賞第六回音楽祭」および「第4回発達障害の人への支援セミナーしが」を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糸賀一雄記念賞第六回音楽祭（平成19年11月18日）： 入場者数 429名 ・第4回発達障害の人への支援セミナーしが（平成19年11月24～25日）： 参加者数 213名
団体の業務について	県民生活から見た意義・必要性	本団体は、表彰事業や啓発・研修、調査・研究等の事業を通して障害者やその家族が生涯にわたり安心して生活することができる福祉社会の実現に寄与することを目的とした活動を展開しており、県民生活からみても必要性の高い団体である。
	民間市場の状況	本団体と同様の活動を行っている民間団体は存在しない。
	県が関与すべき理由	本団体の主目的は表彰事業等による滋賀の福祉の発展および人材育成、地域住民等への啓発、さらには国内のみならず、広くアジア太平洋地域における障害者福祉の向上を目指すものであり、こうした目的を達成するために、賞への信頼性や啓発効果を高める観点から県が関与する必要がある。
	県の政策との関係	本団体は、各種事業を通して「障害者やその家族が生涯にわたり安心して生活することができる福祉社会の実現に寄与する」ことを目的としており、滋賀県基本構想の第4章において、掲げている「誰もがいきいきと暮らせる福祉社会づくり」と密接に関連するものである。
	団体で対応すべき理由	本団体は、平成9年の設立以降、各種事業を通して糸賀一雄氏をはじめとした関連の資料収集や整理やその啓発等に関するノウハウを有しており、効果的な事業実施が可能であるため。
類似団体の設置状況	県内市町	設置なし
	都道府県	設置なし

団 体 名	(財)滋賀県産業支援プラザ		所 在 地	大津市打出浜2番1号			
設 立 年 月 日	平成11年4月1日		関 係 法 令				
目 的 ・ 趣 旨	滋賀県の地域資源を生かした新事業の創出および既存企業の経営革新を支援するとともに、情報化の推進、人材の育成確保、資金の調達、技術の開発等について総合的に支援し、もって地域経済の発展に寄与する。						
寄付行為・定款上の事業	創業および経営革新の支援に関する事業 経営に係る相談および診断に関する事業 商業の活性化および振興に関する事業 人材の育成のための研修等に関する事業 事業の用に供する設備の貸与および設備資金の貸付に関する事業 下請取引のあっせんならびに下請取引に係る苦情および紛争の処理に関する事業 国際経済交流および貿易投資の支援に関する事業 情報化の支援に関する事業 産業の振興に係る情報の収集、分析および提供に関する事業 工業技術の普及、交流促進および研究開発に関する事業 インキュベーション施設等の管理および運営に関する事業 コラボしが21会議室の運営管理						
基 本 財 産	50,000千円		うち県出資額(比率)	43,900千円(88%)			
常 勤 役 職 員 数	役 員	3人	うち県派遣(比率)	1人(33%)	うち県OB(比率)	2人(67%)	
	職 員	32人	うち県派遣(比率)	5人(16%)	うち県OB(比率)	-	
プロパー職員の年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計	
			1人	5人	7人	13人	
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()						
平成19年度決算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表		
	収入	1,945,401	当期一般正味財産増減	34,583	資産	2,272,286	
	うち県補助金	456,980	経常収益	1,305,556	流動資産	443,299	
	うち県委託料	41,539	経常費用	1,271,672	固定資産	1,828,987	
	うち県貸付金	-	当期経常増減	33,884	負債	2,161,943	
	支出	1,937,081	経常外収益	699	流動負債	310,803	
	事業費	882,932	経常外費用	-	うち短期借入金	176,000	
	管理費	219,240	当期経常外増減	699	固定負債	1,851,140	
	その他	312,363	当期指定正味財産増減	-	うち長期借入金	1,139,874	
	(再掲)人件費	270,015	正味財産期末残高	110,343	正味財産	110,343	
当期収支差額	8,320			うち指定正味財産	50,000		
平成19年度事業実績	1 「コラボしが21」における産業支援 インキュベーション機能や産学官交流サロン等の支援機能を充実し、関係機関との連携により総合的・一体的な産業支援を実施。 2 経営支援 中小企業が抱える様々な経営課題の解決に向け、相談業務や情報提供、セミナー・研究会の開催などによりきめ細かく支援。 (1) 中小企業支援センター： プロジェクトマネージャー1人、サポートマネージャー2人を配置 (2) 専門家派遣事業： 販路開拓、工程改善などのため、登録専門家を企業に派遣(74社、延380回) (3) 窓口相談： 専門相談員等による経営向上のための相談(1,713件)						

- (4) 情報提供、連携等： 産業情報、ノウハウ等を提供するセミナーの開催、連絡会議による連携強化
- (5) 「三方よし」推進事業： 「三方よし」実践企業人の育成のためのフォーラム開催、事例調査ほか
- (6) 経営力強化研究事業： 主に県内若手経営者を対象とする各種研究会等の実施
- (7) 下訪中小企業への支援： 専門調査員の訪問・助言（764件）や商談会の開催（1回、121企業）
- (8) ベンチャー企業等に対する資金支援事業： 旧中小企業創造活動促進法による融資の受付
- (9) 中小企業金融事業： 県内の若手創業者等の発掘と資金支援

3 マーケティング支援

市場調査、企業間のマッチング促進、事業可能性評価等を行い、中小企業者等のマーケティング戦略強化を支援。

- (1) 事業可能性評価委員会（「めきき・しが」）運営事業： 公募で提出された事業計画について事業可能性を評価し、成長性が高いものの事業化を支援（2件）
- (2) サービス産業事業化可能性調査事業： 地域資源を活用して実施するサービス業の事業可能性調査
- (3) 地域中小企業知的財産戦略支援事業： 公募で採択した3社に、知的財産等の専門家を集中的に派遣
- (4) 滋賀ビジネスパートナー開催事業： 県内中小企業の技術・製品等の展示（商談件数708件）
- (5) コミュニティビジネス支援： 相談窓口の設置、普及啓発のためのフォーラムの開催（参加者90人）
- (6) 中心市街地商業活性化支援事業： 商工会議所が行うソフト事業に助成（1件）

4 国際ビジネス支援・情報管理

- (1) 産業情報の収集・分析・発信事業： データベースによる一元管理の中で分析を行い、企業特性を生かした支援を実施するほか、機関誌やホームページを通じて産業情報を発信
- (2) 情報化推進事業： 情報化基盤整備基金の運用益で、中小企業経営者を対象にIT活用の相談会実施
- (3) 国際経済交流事業： ドイツの産学官ネットワーク組織KUMASとの情報交換、経済ミッションの相互派遣等による経済交流の推進、中国経済関連情報の整備などを実施。
- (4) 貿易投資情報提供事業： ジェトロ滋賀情報デスクへの相談員の配置、情報提供やセミナー、相談会等の開催。

5 新技術活用支援

新技術の創造や技術開発の振興を図るため、産学官連携による研究開発や技術人材の育成を推進

- (1) 産学官研究プロジェクトの構築： 研究テーマの発掘と大型プロジェクト受託に向けた共同研究の枠組みづくりの推進。
- (2) 滋賀の新しい産業づくりの推進： 提案公募で採択した産学官共同研究体（3件）に研究委託
- (3) 地域新生コンソーシアム事業の推進： 大学、公設試、関連企業で構成する研究共同体（1件）の管理法人として、地域に貢献する高度な産業技術開発を実施。
- (4) 都市エリア産学官連携促進事業（発展型）： びわこ南部エリアにおいて、質の高い地域医療サービスの提供体制の整備と医工連携ものづくりクラスターの形成を目指し、情報提供や産学官交流研究開発の母体となるネットワーク形成等を推進
- (5) 「現場の声が創り、育てる」健康・福祉産業創出支援事業： 真に現場が求める健康・福祉製品、サービスの事業化可能性について、県内3大学に委託して調査研究を行うとともに、市場開拓を支援。
- (6) 産学官交流サロンの運営： 大学の様々な情報を集積し、相談窓口機能（相談39件）
- (7) 工業技術振興： 各種情報の提供、産学官連携および交流等による技術支援
- (8) 技術研修事業： 実践的かつ高度な人材育成のための各種の研修講座を開講（22講座 367人参加）
- (9) 地域資源活用型研究開発事業： 研究共同体（1件）の管理法人として、地域資源を活用した新製品の研究開発を実施
- (10) 戦略的基盤技術高度化支援事業： 研究共同体（3件）の管理法人として、基盤技術の国際競争力を強化する研究開発を実施

6 創業支援

「コラボしが21」のインキュベーション施設に入居する起業家に対し、インキュベーションマネージャ

		<p>ーを配置してビジネスプランの策定を支援。</p> <p>7 地域結集型共同研究事業 新技術・新産業の創出を図るため、地域の産学官が結集し、「環境調和型産業システム構築のための基盤技術の開発」の共同研究を推進（特許出願件数 1 件（累計 50 件） 発表論文数 21 篇（累計 119 篇））</p> <p>8 公の施設関係 テクノファクトリーやSOHOビジネスオフィスに入居する企業の経営支援を実施</p>
団体の業務について	県民生活から見た意義・必要性	産業振興は、県民が物心両面にわたって安全、安心で豊かな生活を送るうえで重要な課題であり、県内中小企業等が行う情報化の推進、人材育成・確保、資金調達、技術開発支援等を総合的に推進する産業支援プラザが担っている役割は重要である。
	民間市場の状況	販路開拓やコンサルタント業務等、商業ベースに乗る一部の事業を実施する企業は存在するが、産業振興を総合的に推進する産業支援プラザと同種の民間市場は見当たらない。
	県が関与すべき理由	新事業の創出や中小企業の経営合理化などへの支援は、本県経済の新たな牽引となるものであり、また、産学官が有する資源を活用した総合的・一体的な取組を行うためには県の関与が必要である。
	県の政策との関係	産業支援プラザでは、昨年度、県の基本構想および産業振興新指針に沿った中期経営計画を策定し、この計画に基づき産業振興策を総合的に実施している。
	団体で対応すべき理由	産業支援プラザは、中小企業新事業活動促進法に基づく中核的支援機関として認定を受けているとともに、中小企業支援法に基づく県域の中小企業支援センターの指定を受けており、総合的、一体的な支援事業を実施するためには、産業支援プラザにおいて対応することが効果的かつ効率的であるため。
類似団体の設置状況	県内市町	なし
	都道府県	各都道府県に設置

団 体 名	(社)びわこビジターズビューロー		所 在 地	大津市打出浜2番1号			
設 立 年 月 日	平成15年3月19日		関 係 法 令				
目 的 ・ 趣 旨	滋賀県を中心とする観光事業および物産事業を指導育成してその健全な発達を図り、文化民生の向上、産業経済の振興を期し、併せて国際親善に寄与することを目的とする。						
寄付行為・定款上の事業	観光事業および物産事業に関する意見の公表および関係行政庁その他に対する意見の開陳 観光事業および物産事業の調査研究と資料の作成、収集、配布 観光観念の普及向上 観光・物産の宣伝と内外からの来訪者の誘致促進 観光地ならびに観光資源の調査紹介と保存利用 観光施設の計画と整備経営 物産品の市場開拓、販路拡大、展示販売 内外からの来訪者に対する接遇の改善向上 国内外の会議等の誘致および支援 映画等のロケーションの誘致および支援 観光・物産事業団体ならびに諸機関との連絡協調 前各号に掲げる事業の円滑な実施を確保するための基金の造成 観光・物産の振興のため、地方公共団体、地方観光協会、観光事業者等を会員として組織された全国団体に対する拠出 その他目的達成に必要な事業						
基本財産	77,130千円		うち県出資額(比率)	67,200千円(87.1%)			
常勤役員数	役員	1人	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	1人(100%)	
	職員	25人	うち県派遣(比率)	7人(28%)	うち県OB(比率)	1人(4%)	
プロパー職員の年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計	
		1人		2人	1人	4人	
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()						
平成19年度決算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表		
	収入		407,332	当期一般正味財産増減	1,984	資産	182,259
	うち県補助金	100,512	経常収益	407,331	流動資産	70,382	
	うち県委託料	49,120	経常費用	409,315	固定資産	111,877	
	うち県貸付金	-	当期経常増減	1,984	負債	81,096	
	支出		409,316	経常外収益	-	流動負債	64,089
	事業費	228,102	経常外費用	-	うち短期借入金	-	
	管理費	180,364	当期経常外増減	-	固定負債	17,007	
	その他	850	当期指定正味財産増減	-	うち長期借入金	-	
	(再掲)人件費	160,621	正味財産期末残高	101,163	正味財産	101,163	
当期収支差額	1,984			うち指定正味財産	-		
平成19年度事業実	1 観光物産情報発信事業 (1) 観光物産情報データベース更新運用 県内の観光物産関連情報をびわこビジターズビューローに集約し、情報の一元化を行うとともに、メール等による情報発信を行った。 「滋賀県観光ファンクラブ」の運用(メルマガの発行) ホームページ閲覧状況 3,875,176人 10,617件/日 (2) パブリシティの展開 パブリシティ専門会社を通じ、プレスツアーや個別の取材誘致等を仕掛けた。 ニュースリリース(年10回)、プレスツアー(2回、33社・35名)						

績

(3) 観光キャンペーン事業

イベント情報誌「たびゅうど」の発行（年4回、各90,000部）

(4) エージェント向け情報誌「I'M OMI」の発行

(5) JR西日本共同キャンペーン

琵琶湖環状線の開業に合わせて、JR西日本と共同でキャンペーンを実施した。

情報誌の発行、ポスター、JR大阪駅・JR三ノ宮駅キャラバン（10団体、19名参加）ほか

(6) 観光物産宣伝県外拠点運営経費

ハブ拠点1カ所（近江鉄道大阪観光案内所・10月末廃止）、サブ拠点9カ所（滋賀銀行東京支店他6支店、びわこ銀行大阪支店他1支店）、インターチェンジ拠点（大津）

2 彦根城築城400年祭関連誘客促進事業

首都圏において彦根城や県内の城跡に関連したキャンペーンや講演会を開催した。

3 琵琶湖環状線関連誘客促進事業（ポスター、リーフレットの作成）

4 広域観光イベント推進事業

主に首都圏からの誘客を視野におき、知的好奇心の高い人々が興味を示す本県の「歴史文化」の中から、毎年、統一的なテーマを設定し、地域のイベントや観光資源を繋ぎ、魅力アップを図った。

特典をまとめたパスポートの作成、近江歴史塾の開催、観光キャンペーンほか

5 近江学びの度推進事業

参加・体験型の観光を推進するにふさわしい資源を有効活用して、『学び』をテーマとした新たな旅を創造し、本県への誘客を拡大した。

『学び』をテーマとする旅行商品の企画等に対する助成、「近江学びの旅」講座の開催、シニアサマーカレッジの開校、旅行会社商品企画担当者現地研修会・商談会の開催ほか

6 びわ湖まつり事業

主催事業：びわ湖感謝祭（参加者延約1,000名）

連携事業：びわこ音楽祭（約600名参加）市町事業（38事業、延428,000人参加）ほか

7 広域観光支援事業

市町や観光関連団体がJRの駅を拠点に各観光地を結ぶコース設定を行い、その利便性向上や新たな魅力の創出を図る事業等に対して支援を行った。

駅からぐるっと観光地めぐり事業（支援数13団体）、地域観光振興協議会事業（支援数7協議会）

8 旅行商品化提携事業

企画段階からビューローが積極的に関与した旅行商品造成を図ることを目途として、下半期商品造成等に対し、個人旅行用パンフレットの作成経費および団体旅行商品の企画・宣伝経費の一部を補助。

個人旅行用パンフレット作成等に対する助成（7社）、団体旅行商品の企画等に対する助成（2社）

9 国内旅行者の誘致活動の実施

国内の旅行者を対象として、国宝・彦根城築城400年祭と連動しながら滋賀県への広域的な来訪を促す事業を実施した。

ぐるっと滋賀スタンプラリーの実施、パンフレット作成（84,500部）ほか

10 国際観光推進事業

海外からの観光客誘致のため、東アジア等の商圏を対象に、ビューロー会員の参画により、海外ミッション派遣および招請事業等により誘客・宣伝活動を実施した。

	<p>11 教育旅行誘致事業 教育旅行体験プログラムおよびホームページを更新し、旅行エージェント及び教育機関への情報提供を行い、積極的な教育旅行の誘致に努めた。また、県外において誘致キャラバンを展開する一方、旅行エージェントの社員研修を本県で実施し、県内においても教育旅行関連施設をアピールした。</p> <p>12 コンベンション誘致事業 情報収集・提供や誘致PR活動を実施（誘致・受入用ツール作成と大会支援、会議開催経費の助成ほか）</p> <p>13 映像誘致事業 (1) 映画等誘致支援事業 映画・テレビの制作者等に積極的に働きかけ、映画等のロケを誘致するとともに、サポーターの活用や市町との連携を深めながらロケの受け入れに努めた。 撮影支援実績106件（映画25件、テレビドラマ32件、その他テレビ14件、CMその他35件ほか） (2) NHK大河ドラマ誘致事業</p> <p>14 広域観光振興事業 (1) 日本観光協会共同事業 全国47の都道府県が日本観光協会に負担金を拠出し、「全国広域観光振興事業」を実施した。 旅の総合見本市「旅フェア」開催、観光アドバイザー派遣、全国地域観光情報センター運営ほか (2) 京都・滋賀広域連携事業（京滋国際教育旅行誘致）</p> <p>15 物産振興事業 (1) 郷土物産展開催事業（参加者数 226 社、総売上額 162,710,518 円） (2) 滋賀の特産品・ブランドづくり事業 滋賀県で生産されている特産品・滋賀ブランドを一堂に集め、消費者が気に入った1品に投票 (3) 販路開拓の調査研究</p> <p>16 各種大会への参画・講演等 (1) びわ湖大花火大会への参画（観客数：35万人） (2) 地域観光物産関連団体等への後援</p> <p>17 滋賀観光物産情報センターの運営 JR 大津駅 1 階の滋賀観光物産情報センターにおいて、滋賀の観光物産情報を提供するとともに、物産の常設展示や企画展等により販売促進を図った。 常設店舗数（平成 20 年 3 月末） 57 店舗、売上金額 10,017,466 円、企画展開催回数 1 2 回 来店者数 28,016 人、問合せ件数 1,812 件</p> <p>18 観光物産情報センターの受託管理 県から管理運営業務を受託している東京および名古屋観光物産情報センターにおいて、首都圏および中京圏における観光・物産振興拠点施設として、積極的かつ効果的な事業展開を図った。</p>
団体の業務	<p>県民生活から見た意義・必要性</p> <p>観光は、小売業や農林水産業、製造業など様々な分野の産業への経済効果を及ぼすだけでなく、裾野の広い総合産業の源である。その振興を図ることは、地域経済への波及効果や新たな雇用の創出につながるだけでなく、人々が暮らす地域の魅力に対する誇りや愛着などの「気づき」をもたらし、まちづくりの活性化にもつながるものである。</p>

についで	民間市場の状況	市町の観光振興を担う観光関連団体はあるが、県域全体の観光振興を担う団体は無い。また、旅館・ホテルや物産など観光事業者による自らの広報宣伝はあるが、県全体のイメージアップを図る観光物産の情報発信などは民間では行われていない。
	県が関与すべき理由	公益性のある滋賀の認知度向上を図る観光情報の発信や、特定の観光地に限定したものではない滋賀の特性を活かした国際観光の展開、広域的な周遊滞在型観光の推進を図るびわこビジターズビューローの事業実施による誘客効果が県全体に及ぶことから県が実施する必要がある。
	県の政策との関係	県の観光振興指針において、びわこビジターズビューローは本県における観光交流の振興を担う中核組織として位置づけられており、県や市町、観光関連団体等と連携を密にし、指針に基づく施策の効果的な実施に向けて取り組みを展開していくこととしている。
	団体で対応すべき理由	ビューローは、平成15年に県域の観光関連団体の組織を改編し、本県の観光物産振興の中核を担う実践組織として発足したところであり、県域全体の観光物産振興を総合的に担う唯一の組織である。このため、県域全体の観光情報の発信や市町単独では取り組むことが困難な国際観光、他府県との広域連携などについては、当団体でしか対応できないものである。
類似団体の設置状況	県内市町	ほとんどの市町に観光協会または観光物産協会が設置されており、一部は公益法人化されている。
	都道府県	各都道府県に設置

団 体 名	(財)滋賀県陶芸の森		所 在 地	甲賀市信楽町勅旨 2 1 8 8 - 7				
設 立 年 月 日	平成 2 年 4 月 1 日		関 係 法 令					
目 的 ・ 趣 旨	県民の陶芸に対する理解と親しみを深め、広く陶芸に関する交流の場とするために必要な事業を行うほか、滋賀県立陶芸の森の管理運営を行うことにより、県の陶器産業の振興と文化の向上に寄与することを目的とする。							
寄付行為・定款上の事業	滋賀県および甲賀市から受託する次の事業 ア) 陶芸作品、陶芸に関する資料等の収集および保管 イ) 陶芸作品、陶芸に関する資料等の展示 ウ) 陶芸作品の創作に関する研修の実施 エ) 信楽焼産業製品の展示および紹介 オ) 施設の維持および管理 陶芸文化に関する調査研究および普及活動事業 その他この法人の目的を達成するために必要な事業							
基 本 財 産	3 0, 0 0 0 千円		うち県出資額(比率)	2 5, 0 0 0 千円(83%)				
常勤役員数	役員	1 人	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	1 人(100%)		
	職員	1 4 人	うち県派遣(比率)	1 人(7%)	うち県OB(比率)	1 人(7%)		
プロパー職員の年齢構成	10代	20代	30代	40代	60代	計		
	-	-	2人	5人	1人	8人		
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()							
平成 1 9 年 度 決 算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表			
	収入		276,044	当期一般正味財産増減	11,782	資産		257,317
	うち県補助金	4,080	経常収益	276,044	流動資産	38,442		
	うち県委託料	203,369	経常費用	264,262	固定資産	218,875		
	うち県貸付金	-	当期経常増減	11,782	負債	56,170		
	支出		265,362	経常外収益	-	流動負債	31,596	
	事業費	92,846	経常外費用	-	うち短期借入金	-		
	管理費	166,103	当期経常外増減	-	固定負債	24,573		
	その他	6,413	当期指定正味財産増減	-	うち長期借入金	-		
	(再掲)人件費	90,848	正味財産期末残高	201,148	正味財産	201,148		
当期収支差額	10,682			うち指定正味財産	30,000			
平成 1 9 年 度 事 業 実 績	公の施設関係 1 県民に親しまれる施設運営に関する事業 公園や施設を安全かつ清潔に保ち、芝と植栽の管理に努め、入園者に快適な空間とサービスを提供。 2 文化の向上と交流に資する事業 展覧会の開催や創作事業により滋賀から世界へ信楽焼をはじめとする陶芸文化の魅力を発信するとともに、陶芸の森のネットワークを活用して地元陶芸家やNPOと協働し、子どもを対象にした創作体験事業を拡充することにより、将来の陶芸ファンを育成。 (1) 展覧会開催事業 「ようこそ！たぬき御殿へ - おもしろき日本の狸表現 - 」ほか4展覧会を開催(巡回展示を含む) 総観覧者数： 39,318 人 総開催日数：299 日 総展示点数：642 点 (2) 創作事業(アーティストインレジデンス事業) 国内外から著名な陶芸家と若手作家を受け入れ、陶芸家の育成を図るとともに、講演会やワークショップ等を開催し、信楽焼産地と滞在作家の交流による産地振興に努めた。 スタジオ・アーティスト等の受け入れ 受入者数41人 (日本22人、海外19人)							

	<p>講演会、ワークショップの開催 7回 参加者数 477 人</p> <p>(3) 情報収集発信事業 陶芸文化の普及啓発を図るため、国内外の情報を収集し、ホームページや機関誌「レビュー」等により国内外への情報発信。</p> <p>(4) 子どもやきもの交流事業 将来にわたる陶芸ファンの獲得を目指し、世界にひとつの宝物づくり実行委員会と連携して、陶芸の森の特性を生かしたやきものに関する鑑賞教育や体験教育の場を提供。 本物と出会う - 総合的学習プログラム (実施回数 28 回、参加者数 2,144 人) 地元陶芸家などが学校に出向き、子どもたちに本物の陶芸に触れる機会を提供。 陶芸の森来園プログラム (実施回数 5 回、参加者数 319 人) 展覧会や野外設置作品の鑑賞のほか、陶芸家との対話や制作現場の見学、陶芸の森の穴窯や登り窯の見学など、信楽焼の伝統や現代陶芸を体感できる機会を提供。 夏季研修会 教育関係者を対象とした美術館普及事業 (実施回数 1 回、参加者数 89 人) 地域子ども教室推進事業 (実施回数 8 回、参加者数 306 人) 信楽陶芸作家協会のメンバーが講師となり、休日に来園した親子が参加できる事業を展開。 世界にひとつの宝物づくり事業 (実施回数 40 回、参加者数 1,432 人) 世界にひとつの宝物づくり実行委員会に参画し、子どもや障害者に「土」という素材を用いてものを作ることの喜びや感動を体感できる創作体験プログラムを提供。</p> <p>3 産業の振興に関する事業 信楽焼陶器産業と連携し、やきものの伝統技術を紹介するなど、信楽焼の産業振興を目的とした事業を展開した。</p> <p>(1) 信楽焼の伝統と可能性を探る 「信楽焼の伝統技術を学ぶ」をテーマに、信楽の伝統技法を学ぶきっかけを提供した。また、信楽焼のデザイン活性化を図るため、陶器デザイン先進国であるフィンランドから若手プロダクト・デザイナーを招聘し、フィンランド・デザイン研究会を発足し、デザインの蚊遣りなどを製作。</p> <p>(2) 信楽焼の原点を探る 16 世紀後半の窯跡「金山遺跡」の発掘調査を参考に再現した中世の薪窯で信楽焼の焼成を体験する機会を提供 (参加者 25 名)</p> <p>(3) セラミック・アート・マーケットの開催 県内各地で活躍する陶芸家の個性豊かな陶芸作品を紹介するとともに、陶芸に関する交流の場を提供 (3 日間 入園者数 34,000 人)</p> <p>(4) 地域の観光拠点としての集客促進事業 地場産業のひとつである製茶業の見学などを行い、信楽の歴史や文化を広く学び体験できる機会を提供するとともに、信楽焼の陶芸家の指導の下で作品をつくる講座を開催 (8 回、参加者 202 人)</p> <p>4 自主事業 ミュージアムショップの運営 (展覧会図録や関連グッズ、陶芸関係書籍の販売) 販売数 8,482 品</p> <p>5 行幸啓 天皇皇后両陛下が、第 27 回全国豊かな海づくり大会びわこ大会ご臨席のため来県された際、地方事情ご視察の一環として陶芸の森をご訪問された。(平成 19 年 11 月 12 日)</p>
団体の業務に	<p>県立陶芸の森は、県民の陶芸に対する理解と親しみを深め、広く陶芸に関する交流の場として、県の陶器産業の振興と陶芸文化の向上を図ることを目的として設置されているが、(財)滋賀県陶芸の森により、自然豊かな美しい公園として適切に維持管理されるとともに、東京やフランス、米国など、県外のみならず海外にも巡回展示されるなど、非常に高い評価を受けている陶芸美術展の開催や、累積で 42 カ国から 691 人もの陶芸家を招へいた創作研修 (アーティスト・イン・レジデンス) 事業、年間約 5 千人の子どもたちが</p>

ついで		<p>参加する教育プログラム、一般の人を対象としたセラミック・アート・マーケットなど、子どもから高齢者まで様々な人々が陶芸文化を体感できる多彩な企画が実施されており、(財)滋賀県陶芸の森ならではの独創的かつ魅力的な事業展開がなされている。</p> <p>この結果、県立陶芸の森には県内外から年間30万人を超える観光客があり、県内有数の観光拠点となっている。</p>
	民間市場の状況	<p>特定の伝統産業を背景に、公園、美術館、産業展示館、創作研修館という多様な施設・機能を有し、産業と文化が一体となった複合型施設の管理運営を行っている民間企業等は他にない。特に、陶芸家を育成する創作研修(アーティストインレジデンス)事業や子どもの創作体験事業など、陶芸文化を媒体とした教育的事業のノウハウを有する民間企業等はない。</p>
	県が関与すべき理由	<p>地元甲賀市(信楽産業展示館は市立施設)や産地と連携しながら、本県を代表する伝統産業である信楽焼の活性化を図るため。</p> <p>また、信楽焼をベースに、新しい陶芸文化を創造し、県外や海外に発信することにより、滋賀県の魅力を広くアピールするとともに、観光拠点として県全域への観光客誘致を促進するため。</p>
	県の政策との関係	<p>基本構想第3章戦略3-4-(1)観る・触れる・感じる文化芸術体験の推進、同(2)かおり高い地域文化の創造、第4章施策展開-学ぶ・育てる-4-個性豊かな文化の創造、同-2-伝統産業の振興に位置づけられる県の施策・事業を実施している。</p> <p>また、陶芸の森は、滋賀県経済振興特別区域に認定された「国際陶芸産業都市特区」のメイン事業である「信楽陶芸トリエンナーレ」(平成22年10~11月開催)の主会場として、県立陶芸の森開設20周年を記念する展覧会の開催を計画している。</p>
	団体で対応すべき理由	<p>陶器産業の振興と陶芸文化の向上を総合的に推進するためには、県、市、信楽焼陶器産業の三者がそれぞれバラバラに取り組むのではなく、三者が一体となって取り組むことがより効率的・効果的であるとして、三者の協働による相乗効果の期待のもと(財)滋賀県陶芸の森が設置されたものであり、県立陶芸の森の管理運営は本団体において他に代えることはできない。</p>
類似団体の設置状況	県内市町	なし
	都道府県	なし

団 体 名	(財)滋賀県国際協会		所 在 地	大津市におの浜一丁目1番20号		
設 立 年 月 日	昭和54年7月19日		関 係 法 令			
目 的 ・ 趣 旨	経済、技術、文化等広い分野の国際交流を積極的に推進し、県民の国際理解を深め、国際協力思想の高揚を図るとともに、県民と外国籍住民とがお互いの文化習慣の違いを認めつつ、多文化共生の住み良い地域社会作りに寄与することを目的とする。					
寄付行為・定款上の事業	国際交流事業の企画及び推進 国際交流に関する調査及び研究並びに情報の収集及び提供 多文化共生の推進 国際交流、国際理解、多文化共生などに関する団体などとの連絡調整・支援・協働 ボランティアの育成及び組織化 外国籍住民や外国人留学生に対する支援 海外渡航に対する支援 国際交流に関する受託事業 その他目的を達成するために必要な事業					
基 本 財 産	429,672千円		うち県出資額(比率)	400,000千円(93.1%)		
常 勤 役 職 員 数	役 員	1人	うち県派遣(比率)	1人(100%)	うち県OB(比率)	-
	職 員	10人	うち県派遣(比率)	3人(30%)	うち県OB(比率)	-
プ ロ パ ー 職 員 の 年 齢 構 成	10代	20代	30代	40代	50代	計
			2人	1人		3人
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()					
平 成 1 9 年 度 決 算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	収入	177,015	当期一般正味財産増減	2,669	資産	793,720
	うち県補助金	73,092	経常収益	177,015	流動資産	24,162
	うち県委託料	45,984	経常費用	175,018	固定資産	769,558
	うち県貸付金	-	当期経常増減	1,997	負債	19,124
	支出	173,470	経常外収益	27,746	流動負債	13,347
	事業費	77,505	経常外費用	27,074	うち短期借入金	-
	管理費	70,543	当期経常外増減	672	固定負債	5,777
	その他	25,422	当期指定正味財産増減	-	うち長期借入金	-
	(再掲)人件費	62,895	正味財産期末残高	774,596	正味財産	774,596
当期収支差額	3,545			うち指定正味財産	700,000	
平 成 1 9 年 度 事 業 実 績	国際感覚に優れたひとづくり 1 情報収集・提供 (1) 国際交流・協力情報誌「レイク」の発行(年4回)【補助事業】 (2) 国際交流ニュース「ふれあい広場」の発行(月1回、発行部数・送信件数:450部・300件/回) (3) 国際情報サロンの運営〔交流掲示板、インターネットコーナー、サロン・ミニ展示会の開催〕 (4) 海外渡航の支援 a) 渡航相談業務〔海外の安全情報、渡航に関する情報を県民に提供〕 b) 写真撮影〔パスポート用写真の撮影を実施、15,821人(前年同時期14,089人)〕 2 啓発事業 (1) 国際教育の普及【助成事業】 協会がコーディネーター役として、教育関係者および民間団体の連携・協力を促進 a) 国際教育に関する情報・資料の提供〔相談対応95件、講師派遣48件・延べ112人ほか〕					

- b) 国際教育研究会「Glocal net Shiga」による研究開発
- c) ファシリテーター養成講座
- d) 国際教育・多文化共生教育スタディツアー
外国人児童生徒への教育に携わる現場を見学する機会を提供（延77人）
- (2) 国際理解講座の開催
国際交流の担い手となるボランティアリーダー等を育成するための講座を開催（参加者178人）

3 国際交流の推進

- (1) 姉妹友好州省等との交流
 - a) ミシガン州からの友好親善使節団の受入（受入人数：21人）
 - b) 姉妹友好州省等交流代表団の受入【委託事業】
 - c) 湖南省との交流（対外友好協会からの招聘により湖南省を訪問）
 - d) 湖南省緑化推進事業（19年度交付決定7,400千円）
- (2) ミシガン州立大学連合日本センターの管理運営【委託事業】
 - a) 施設の維持管理
 - b) プログラムの運営支援（広報活動の推進や国内諸機関との連絡調整）
 - c) 日本センターと地域との交流プログラムの実施（公開講座の開催ほか）
- (3) 草の根の市民間国際交流のサポート
市町国際交流協会や民間団体、県民等からの国際交流に関する相談に対応（延116件）

4 国際協力の促進

- (1) 海外技術研修員の受入【委託事業】
海外県人会および姉妹州省からの技術研修員の受け入れ（中国2人、メキシコ1人）
- (2) 草の根の市民間国際協力のサポート
民間団体、県民等からの国際協力に関する相談に対応（延7件）

多文化共生の地域づくり

1 外国籍住民への支援

- (1) 外国人相談窓口〔1,109件（前年件数952件、13%増加）〕【補助事業】
- (2) 外国人相談員等連絡会議・研修会の開催【補助事業】
県内の市町で活動する相談員等に対して、研修会や連絡会議を開催
- (3) 外国人向け情報紙「みみタロウ」の発行【補助事業】
外国籍住民が必要とする生活情報を提供〔6カ国語・7言語、20,000部/回〕
- (4) 外国籍住民支援ボランティア養成講座の開催（参加者32名）【補助事業】
- (5) 外国籍住民サポート事業【助成事業】
 - a) 外国人児童生徒へのサポート（教育）
「外国人児童生徒と保護者のための進路ガイダンス」の開催（参加者76名）
webサイトによる就学教材の作成、ブラジル教科書と日本語教材の貸出
 - b) 「滋賀県における外国籍住民の持つ医療へのニーズ」調査報告（医療）
 - c) 情報提供と研修会等の開催（防災・日本語教育・住宅）
 - d) 多文化共生（外国籍住民サポート）に関するアドバイス等
 - e) 相談対応件数：88件（3月末現在）
- (6) 外国籍学生への奨学金の支給（基金：3億円）
留学生（月2万円、21人）、外国籍大学生（月2万円、3人）、外国籍高校生等（月5千円、4人）

2 地域の相互交流

- (1) びわ湖環境啓発国際交流クルージングの開催【補助事業】
参加者：293人（外国籍住民15カ国で170名、日本人123名）

- (2) 第4回おうみ多文化交流フェスティバル
 民族衣装体験、折り紙、外国絵本の読み聞かせ、移民関係展示、災害対策関係展示、
 フェアトレード、国際教育等ワークショップ開催、多文化共生関係団体の活動紹介

国際交流・国際協力、多文化共生の活動が活発になる環境づくり

1 民間団体の活動促進

- (1) 滋賀県国際交流推進協議会の運営支援
 (2) 国際交流推進セミナーの開催（参加者：32 団体 47 人）
 (3) 助成金の支給【補助事業】
 a) 日本語学習支援活動助成事業（外国籍住民対象の日本語教室等開催事業に対する助成）
 交付決定額：375,146 円 交付決定団体数：6 団体
 b) 日本語学習意欲向上事業助成事業（県域レベルの日本語スピーチ大会開催に対する助成）
 交付決定額：150,000 円 交付決定件数：1 件
 (4) 人材バンクの整備・情報提供

2 ボランティアの活動促進

- (1) S I A ボランティアの登録・紹介
 ホームステイ・ホームビジット（登録数：45、紹介数：延 27）
 通訳・翻訳（登録数：66、紹介数：延 21）
 国際交流支援（登録数：42、紹介数：延 45）
 (2) S I A ボランティアメーリングリストによる情報提供（提供件数：91 件）
 (3) ボランティア情報の発信〔国際交流ニュース「ふれあい広場」に、ボランティア情報を掲載〕

3 J I C A 国際協力推進員の活動

独立行政法人国際協力機構大阪国際センターより駐在（1 名）

<参考>

特定公益増進法人の再認定 平成 19 年 3 月
 2008 年 3 月 31 日現在会員数： 594 会員（個人会員 481 人・団体会員 113 団体）
 2007 年 3 月 31 日現在会員数： 623 会員（個人会員 509 人・団体会員 114 団体）

団体の業務について	県民生活から見た意義・必要性	国際交流を推進し県民の国際理解を深めるとともに、県民と外国籍住民がお互いの文化習慣の違いを認めつつ多文化共生の住み良い知地づくりを進めるため、国・県・市町をはじめNPO等民間団体により、様々な取り組みが進められているが、県域での各団体の取り組みの総合調整を行う必要がある。また、このためには高度な技術性・専門性が求められる。こうしたことから、滋賀県国際協会が県域公益法人としての活動をさらに充実・強化していく必要がある。
	民間市場の状況	NPO等民間団体による活動が実施されているが、各団体がそれぞれの視点で活動を行っており、国際交流の推進・多文化共生社会づくりに向けた総合調整機能が求められている。
	県が関与すべき理由	国際協会が県域での国際交流の推進および多文化共生社会づくりに向けた総合調整機能を果たすことは、県の国際施策の方針の方向性に添うものであり、高い公益性を有している。特に「多文化共生社会づくり」についてはここ数年その重要性が認識されてきた課題であり、国際協会は、県の国際化施策を推進していく上で欠くべからざるパートナーであると考えており、その活動を維持していくために必要な最小限度の支援を行っていく必要がある。

	<p>県の政策との関係</p>	<p>国際協会の行う活動は、滋賀県国際施策推進大綱に定める基本方針（１）国際感覚に優れた人づくり（２）国際交流・貢献活動の推進（３）外国人とともに暮らす地域づくり（４）産業のグローバル化への対応・支援 の実現に貢献するものである。</p>
	<p>団体で対応すべき理由</p>	<p>国際協会がこれまで蓄積してきたノウハウや専門知識は他の団体をもって替えることができず、事業の効率的・効果的实施には同協会で実施するのが最適である。</p>
<p>類似団体の設置状況</p>	<p>県内市町</p>	<p>(財)大津市国際親善協会、彦根市国際協会、長浜市民国際交流協会、 (財)近江八幡市国際協会、東近江国際交流協会、草津市国際交流協会、 守山市国際交流協会、栗東国際交流協会、野洲市国際協会、甲賀市国際交流協会、 安土町国際文化交流協会、日野町国際親善協会、高島地域国際親善協会、湖南市国際協会</p>
	<p>都道府県</p>	<p>各府県ならびに政令市等で設置されている。</p>

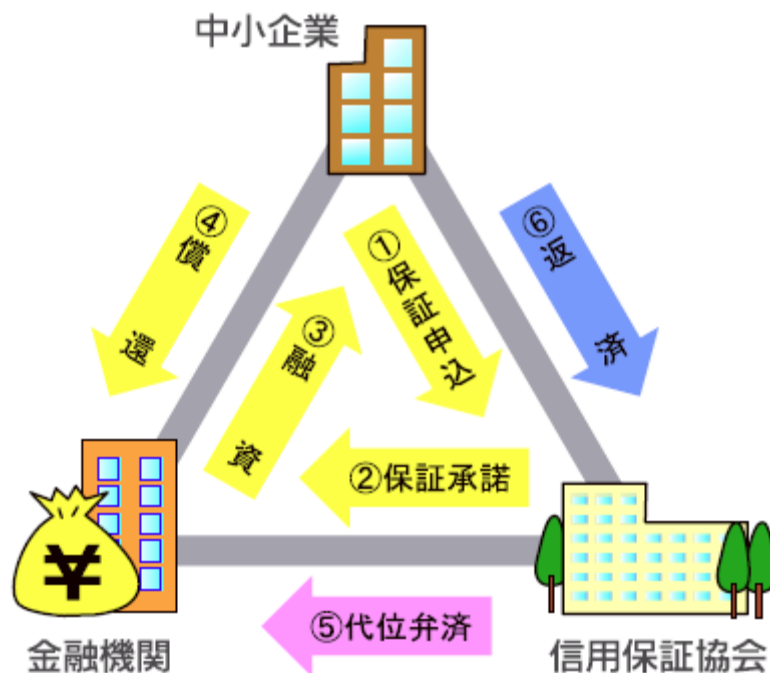
団 体 名	(財)滋賀県障害者雇用支援センター		所 在 地	草津市大路二丁目11-15		
設 立 年 月 日	平成6年12月27日		関 係 法 令			
目 的 ・ 趣 旨	職業生活における自立を図るために、継続的な支援を必要とする障害者（以下「支援対象障害者」という。）に対して、必要な支援業務を行うことを目的とする。					
寄付行為・定款上の事業	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業 支援対象障害者に対する職業準備訓練、助言およびその他の援助 事業主に対する雇用管理に関する事項についての助言およびその他の援助 障害者雇用支援者に係る研修ならびに情報の収集および提供					
基 本 財 産	30,000千円		うち県出資額(比率)	15,000千円(50%)		
常勤役員数	役員	1人	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	1人(100%)
	職員	8人	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	-
プロパー職員の年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計
			3人			3人
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()					
平成19年度決算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	収入	33,524	当期一般正味財産増減	1,075	資産	102,513
	うち県補助金	3,461	経常収益	32,965	流動資産	1,598
	うち県委託料	-	経常費用	34,040	固定資産	100,915
	うち県貸付金	-	当期経常増減	1,075	負債	1,087
	支出	33,013	経常外収益	-	流動負債	1,087
	事業費	28,319	経常外費用	-	うち短期借入金	-
	管理費	4,694	当期経常外増減	-	固定負債	-
	その他	-	当期指定正味財産増減	-	うち長期借入金	-
	(再掲)人件費	25,336	正味財産期末残高	101,426	正味財産	101,426
当期収支差額	511			うち指定正味財産	30,000	
平成19年度事業実績	<p>就職が特に困難な障害者の職業的自立を図るため、主として大津・湖南地域における支援対象者の把握、基本的な労働習慣の習得・職業能力の維持向上のための職業準備訓練、事業所を活用した職業リハビリテーションの実施、就職後の職場適応指導、職業生活全般に係る相談および雇用支援ボランティアの登録等の事業を実施した。</p> <p>1 職業準備訓練、助言およびその他の援助</p> <p>(1) 大津および湖南地域の福祉施設を訪問し、当センターの業務の説明と障害者の受講勧奨を依頼したほか、作業材料の提供等についても随時依頼を行った。</p> <p>(2) センター内外での作業訓練および学習・体育等の活動を実施した。 職業準備訓練の受講人員：32人 就職決定者数：9人</p> <p>(3) 支援対象障害者に対して、各種相談に応じるとともに支援を行った。 職場実習支援：延べ81人 職場適応支援：延べ232人 新規外来相談：70人</p> <p>2 関係機関等との連携</p> <p>(1) 滋賀障害者職業センターとの連携 支援対象障害者に係る職業評価の依頼・職業リハビリテーション計画の策定および対象者についての協議を随時実施。</p> <p>(2) 公共職業安定所との連携 支援対象障害者の職場実習先企業の開拓、職業紹介の依頼、各種情報収集のほかケース会議等を実施。</p>					

		<p>(3) 医療機関、福祉機関との連携 支援対象障害者の症状把握および生活指導の実施について、随時依頼や随行援助を実施。</p> <p>(4) 情報交換・周知活動 各種会議出席者やセンター視察見学者との情報交換を行うとともに、情報誌「あすしが通信」の発行、インターネットによる周知活動を展開。</p> <p>3 余暇活動・生活支援事業 訓練生やOBを対象に「休みの国」を開催し、カラオケ・ボウリング等の余暇活動の支援を年間12回行うとともに、調理実習や金銭管理・行動計画作成力を身につけるための社会見学会などの生活支援を実施。</p> <p>4 事業主等に対する雇用管理上の助言その他の援助 支援対象障害者を雇用している事業所等に赴き、雇用指導管理についての助言等を実施。</p> <p>5 障害者雇用支援者（ボランティア）に関する業務 就労障害者の地域での支援体制を作り、職場定着を図るため、障害者雇用支援者を56人確保・育成するとともにセンター内での訓練・学習活動等への応援を得た。</p> <p>6 企業等との連携による障害者トライワーク推進事業 訓練生に対する幅広い職種・職域開発を行うため、トライワーク受入事業所を開拓するとともに、訓練生の就労意欲の向上および事業所の障害者雇用の理解促進を目的に実施した就労体験の受入実績に応じ謝金を支給。 トライワーク受入事業所：7事業所 参加訓練生：延べ15人</p> <p>7 ジョブコーチ設置事業 支援対象障害者の就労後の職場定着支援等を行うジョブコーチを設置し、大津・湖南地域を中心とした事業所訪問により就労初期段階での職場環境への適応促進を実施。 支援障害者：延べ26人</p> <p>8 (社)滋賀県社会就労事業振興センターとの連携 「障害者アクティブセンター」として、障害者の就労の促進や福祉的就労の充実、職業の安定を図るため、(社)滋賀県社会就労事業振興センターとの円滑・効果的な連携に努め、障害者就労支援に関する情報交換を行うとともに、アクティブセンター機能の充実強化に向けた協議を実施。</p>
団体の業務について	<p>県民生活から見た意義・必要性</p> <p>民間市場の状況</p> <p>県が関与すべき理由</p>	<p>障害者の雇用の促進は、県内事業所の理解と努力によって進展はあるものの、一方で障害の重度化、重複化や障害者の高齢化が進み、特別支援学校等を卒業した若者の就職状況も非常に厳しい状況にあることから、当センターが行う業務は重要である。</p> <p>当センターは入所時から就職後の職場適応に至る間の相談・助言・援助を一貫して行う専門施設であり、こうした専門的ノウハウを有する施設は他にはない。</p> <p>当センターには、専門的施設として県域機能を有することが求められており、また公益性、非営利的事業を行う性格を有することから県として関与している。</p>

	<p>県の政策との関係</p> <p>基本構想第3章戦略1 - 人の力を活かす 力を発揮できる多様で柔軟な活躍の場をつくるの(1)力に応じて活躍できる環境づくりに障害のある人の雇用の促進と企業や関係機関による就労支援ネットワークの構築が、また 健康でいきいきと暮らせる仕組みをつくるの(3)身近なところで日常の用が足せる安全で快適なまちづくりに障害のある人や高齢者なども誰もが地域で暮らせる居住の場や活動の場の確保・充実が位置づけられている。</p>
	<p>団体で対応すべき理由</p> <p>職場に長期間定着することができない等就職が特に困難な障害者の職業的自立を図るためには、これらの人達の基本的労働習慣の体得や職業能力向上のための職業準備訓練をはじめ、就職から職場定着に至るまでの相談・援助を一貫して行うことができる施設であるため。</p>
類似団体の設置状況	<p>県内市町</p> <p>なし</p>
	<p>都道府県</p> <p>他の都道府県に類似団体が、8団体（H21.4現在）</p>

団 体 名	滋賀県信用保証協会		所 在 地	大津市打出浜2番1号		
設 立 年 月 日	昭和24年4月14日		関 係 法 令	信用保証協会法		
目 的 ・ 趣 旨	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。					
寄付行為・定款上の事業	<p>中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証</p> <p>中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証</p> <p>中小企業者が発行する社債（当該社債の発行が金融取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債・株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債を除く。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証</p> <p>前各号に掲げる業務に付随し協会の目的を達する為に必要な業務</p>					
基 本 財 産	20,846,092千円		うち県出資額(比率)	6,580,050千円(31.6%)		
常 勤 役 職 員 数	役 員	5人	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	2人(40%)
	職 員	62人	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	-
プ ロ パ ー 職 員 の 年 齢 構 成	10代	20代	30代	40代	50代	計
		9人	17人	13人	22人	61人
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自 ((社)全国信用保証協会連合会案に準拠)					
平 成 1 9 年 度 決 算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	収入	11,348,063	当期一般正味財産増減		資産	344,599,703
	うち県補助金	17,011	経常収益		流動資産	42,063,424
	うち県委託料	-	経常費用		固定資産	302,536,279
	うち県貸付金	-	当期経常増減		負債	318,300,666
	支出	10,277,360	経常外収益		流動負債	316,496
	事業費	10,277,360	経常外費用		うち短期借入金	-
	管理費	-	当期経常外増減		固定負債	317,984,171
	その他	-	当期指定正味財産増減		うち長期借入金	8,150,000
	(再掲)人件費	666,083	正味財産期末残高		正味財産	26,299,036
当期収支差額	1,070,703			うち基本金	8,430,000	
平 成 1 9 年 度 事 業 実 績	1 事業概況					
	<p>上期の保証需要が一巡して、下期は保証承諾が減少した上償還が増加するなど、保証状況が大きく変動した結果、保証承諾は14,523件(前年度比94.4%)1,313億円(前年度比96.3%、計画比101.0%)となり、前年度実績は下回ったものの、計画数値を達成することができた。また、保証債務残高は、42,693件(前年度比97.6%)2,908億円(前年度比95.0%、計画比100.3%)で保証承諾同様の結果となった。</p> <p>一方、代位弁済は、建設業を中心に大幅に増加し、913件(前年度比117.5%)58億96百万円(前年度比121.7%、計画比113.4%)で、前年度実績を上回り、計画数値にとどめる事ができなかった。</p> <p>また、回収額は24億84百万円(前年度比86.9%、計画比85.7%)で代位弁済と逆に、前年度実績を下回り、計画数値に達しなかった。</p>					
	項 目	件 数	金 額	計画値(金額)	計画達成率	
	保 証 承 諾	14,523 (94%)	1,313億円(96%)	1,300億円	101%	
	保 証 債 務 残 高	42,693 (98%)	2,908億円(95%)	2,900億円	100%	
代 位 弁 済	913 (118%)	59億円(122%)	52億円	113%		
回 収	-	25億円(87%)	29億円	86%		
()内の数値は対前年度比を示す。						

<信用保証の仕組み>



2 重点課題への取組状況

(1) 経営支援・再生支援の整備、強化

企業を訪問し、現状と問題点を共に考え、資金繰り改善や経営上の助言・指導を行った。

また、対象企業先を、返済軽減要請がある先や事故報告受付先、再生支援協議会案件に加え、リスク管理の観点から特定基準（保証残高、カテゴリー、保証付割合）に該当する保証企業にも対象を広げた。

(2) 政策保証の推進

7月に責任共有制度に係る相談窓口、10月に建築関連対策相談窓口を設置して相談体制を構築した。セーフティネット保証は、特に7号の利用が半減したが、5号は11月、12月、2月に指定業種が追加されたことにより12月以降に保証承諾が急増した。

売掛債権担保融資保証は、8月から流動資産担保融資（ABL）保証となり、棚卸資産も担保にできるように拡充された。承諾額は14億円（前年度比90%、目標達成率88%）とやや低調であったが、棚卸資産担保による保証承諾は4件83百万円となった。

(3) 現地調査の徹底や金融機関との連携強化による実態把握の充実

迅速かつ適確に中小企業者の実情を把握したうえ、返済軽減等による再生支援を行うため、直接的な現地訪問を積極的に実施した。また、中小企業者の訪問時には、可能な限り取扱金融機関と帯同で訪問することにより情報の共有化を図り、中小企業者に適した再生支援に努めた。

(4) サービサーの活用と連携による効率的回収の徹底

委託求償権は2,378先193億33百万円となり、委託率は企業先数で51.5%、金額では39.5%となった。

求償権回収については、管理部本体との情報交換等連携を密にし、訪問督促による実態把握と効果的な回収促進に努めた結果、回収額は5億7百万円（前年度比95.7%）、サービサーの連携指標である回収寄与度（協会全体回収額に占めるサービサー回収額の割合）は20.4%になった。

(5) 保証料率の弾力化および金融機関との適切な責任共有制度の導入に伴う影響把握

責任共有制度の導入時期と相まって保証承諾が落ち込み残高が減少したが、上期の保証の駆け込み需要の反動と考えられ、特に金融機関の取組み姿勢に変動が生じたものではないと考えられる。今後、継続して影響把握に努め、金融機関と保証付融資について協調を深める。

団体の業務について	県民生活から見た意義・必要性	信用力の低い中小・小規模零細企業者が円滑に資金調達できるようにするために、公的機関による信用保証が必要である。これにより、中小企業者は、事業活動が安定的、継続に行うことができ、また新たな事業展開への投資なども支援することができ、地域経済の活性化につながる。
	民間市場の状況	信用保証制度は、民間ではまかなえない部分を補完するものである。 県内特定金融機関における貸出残高（H20年3月末） 3兆8,747億円 滋賀県信用保証協会保証債務残高（H20年3月末） 2,908億円
	県が関与すべき理由	国の信用保険制度に基づき、信用保証協会の保証制度が構築されているが、本県産業の地域性や企業者に対する支援のさらなる必要性などを考慮し、中小企業者の融資における負担の軽減するための信用保証料の引き下げや、保証の充実を図るための信用保証協会における財務基盤の強化など、県としてバックアップをする必要がある。
	県の政策との関係	不況対策をはじめ、県産業の重点的な育成分野に対する支援、特区制度の推進など、県の施策に応じた融資メニューを設け、様々な形での取組を進めている。
	団体で対応すべき理由	中小企業信用保険法および信用保証協会法に基づき、各都道府県に設けられた信用保証協会がその役割を担うこととされ、国の政策として、再保険の制度である日本政策金融公庫における保険で全国的な制度として構築されている。
類似団体の設置状況	県内市町	なし。
	都道府県	全国47都道府県および一部の市において設置されている。（52カ所）

団 体 名	(財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金			所 在 地	大津市松本一丁目2-20		
設 立 年 月 日	昭和57年3月10日			関 係 法 令	農業経営基盤強化促進法 青年等の就農促進のための資金の貸付に関する特別措置法		
目 的 ・ 趣 旨	滋賀県における農地保有の合理化と農業構造の改善を推進するとともに、農林漁業に従事しようとし、または従事している青年等の研修および仲間づくり活動等を援助し、将来、地域や農林漁業を担う優れた農林漁業後継者の確保育成を図り、もって本県農林漁業の振興に寄与することを目的とする。						
寄付行為・定款上の事業	1 農林漁業に理解を高めるための啓発対策事業 2 農林漁業後継者結婚対策に関する事業 3 農林漁業後継者の就業奨励対策に関する事業 4 農林漁業後継者の資質向上対策に関する事業 5 農林漁業地域指導者の活動促進対策に関する事業 6 農地保有の合理化に関する事業 7 その他目的を達成するために必要な事業						
基 本 財 産	502,000千円		うち県出資額(比率)		251,000千円(50%)		
常 勤 役 職 員 数	役 員	-	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	-	
	職 員	2人	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	-	
プロパー職員の年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計	
						-	
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()						
平成19年度決算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表		
	収入	44,668	当期一般正味財産増減	8,951	資産	893,601	
	うち県補助金	12,800	経常収益	44,668	流動資産	21,702	
	うち県委託料	-	経常費用	35,717	固定資産	871,899	
	うち県貸付金	-	当期経常増減	8,951	負債	40,428	
	支出	35,624	経常外収益	-	流動負債	1,523	
	事業費	32,716	経常外費用	-	うち短期借入金	-	
	管理費	2,908	当期経常外増減	-	固定負債	38,905	
	その他	-	当期指定正味財産増減	301,463	うち長期借入金	-	
	(再掲)人件費	12,073	正味財産期末残高	853,173	正味財産	853,173	
当期収支差額	9,044			うち指定正味財産	802,836		
平成19年度事業実績	1 基金事業						
	(1) 結婚相談員認証制度事業 農林漁業後継者の配偶者確保のために活動する結婚相談員の認証と研修を実施(58人)						
	(2) 経営改善研究活動奨励事業 農林漁業後継者が実施する経営改善に資するための研究活動に対して奨励金を交付(個人14件、団体7件)						
	(3) 地域指導者活動推進事業 農林漁業後継者の育成を行う地域の実践的指導者を確保し、育成のための推進活動に対して助成(個人1件、団体1件)						
	(4) 後継者等組織活動推進事業 農林漁業後継者等が組織する広域グループで、農林漁業の技術、経営等の向上を目指し活動するものに対し助成(4件)						
	(5) 新規就農・就業奨励事業 農林漁業後継者の新規就農・就業を奨励するため、就農支援資金等の借受者に対して助成(2件)						

	<p>2 青年農業者等就農支援事業</p> <p>(1) 就農相談活動 青年農業者等の育成確保および就農促進を図るため、就農相談員（1人）を設置し、就農関連情報等の提供を行うなどの就農相談活動を実施。（相談件数 117 件）</p> <p>(2) 就農支援資金貸付事業 「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づく、就農支援資金（研修資金・準備資金）の貸付け業務および償還等に伴う管理業務を実施。（貸付件数 0 件、償還件数 27 件）</p> <p>(3) 青年農業者育成確保支援事業 青年農業者が行う農業の技術に関する研究活動や消費者等との交流活動を促進するため、県内 7 地域の青年農業者クラブに対して助成。（プロジェクト発表大会 7 地域、都市青年・消費者等交流会 1 回、先進的産地等交流会 5 回、青年農業者交流会 1 回）</p> <p>(4) その他事業 関係機関との連携のための就農促進会議等の開催、県プロジェクト発表大会の開催、就農希望者等青年農業者交流会の開催、就農希望者のための無料職業紹介活動等を実施。</p> <p>3 農地保有合理化事業等</p> <p>(1) 農地保有合理化事業 離農または規模縮小希望の農家から取得（借用）した農地を、経営規模拡大を目指す認定農業者に対して売り渡した（貸し付けた）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買入実績： 件数 1 件、買入額 4,000,000 円、買入面積 3,740 m² ・売渡実績： 件数 1 件、売渡額 4,040,000 円、売渡面積 3,740 m² ・貸借実績： 件数 3 件、貸借面積 52,558 m²（継続貸借） <p>(2) 助成金交付事業 土地利用型大規模経営促進事業により規模拡大を図った認定農業者に対して助成金を交付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成実績 件数 1 件、助成額 186,000 円 ・助成対象 対象者 後継者のある二世代就農型の認定農業者、交付期間 平成 14 年度より 8 年間 対象面積 9,300 m² <p>(3) その他の事業 農地流動化の推進のため、参考図書・パンフレット等により普及啓発を図った。また、担い手の確保育成に資するため、滋賀県担い手育成総合支援協議会に参画して事業推進を図った。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">団体の業務について</p>	<p>当団体については、農地保有合理化事業、青年農業者育成確保支援事業、基金独自事業を実施している。</p> <p>については、農地の担い手への集積を図る目的で、県域では唯一の農地保有合理化法人としての認可を受け、事業の推進を担っている。農業経営の効率化、安定化を図る上で、農地の集積は重要な指標となっており、現在、農地の担い手への集積率は、5.2%であるが目標の7.0%へ向け、事業を一層推進する必要性がある。</p> <p>については、「青年等の就農促進のための資金の貸付に関する特別措置法」に基づき「青年農業者等育成センター」として県の指定を受け、新規就農者への就農資金の貸付や就農相談などを実施している。近年、Uターンや定年帰農、雇用危機を背景とした就農志向などによって就農相談の件数は増加しており、新規就農の支援を図る当事業のニーズは高まっている。</p> <p>については、当団体発足時からの独自事業として実施しており、青年農業者等への活動支援や結婚相談活動の支援などにより、農林漁業後継者の育成確保を図っている。農業経営等の効率化、安定化を図るため、担い手の育成確保は最重要課題であるが、一方で担い手の高齢化の問題も生じており、新たな担い手として青年農業者等や後継者への支援策の意義・必要性は高まっている。</p>
<p>民間市場の状況</p>	<p>貸付金や結婚紹介などの一側面からは民間においても同種の業務は行われているが、当基金が掲げる公益目的を図るための事業は、民間では行われていないと認識している。</p>

	<p>県が関与すべき理由</p> <p>農地保有合理化事業および 青年農業者育成確保支援事業は、法令上の位置づけがあつて、公的部門が関与して事業推進を図っているものである。 基金独自事業については、農林漁業の後継者の育成確保を図るという事業内容が農林漁業振興の政策目的に合致しており、県として関与しているものである。</p>
	<p>県の政策との関係</p> <p>県の農業・畜産・水産部門の基本計画である「しがの農業・水産業新戦略プラン」での方針との関係からは、 農地保有合理化事業については、「経営体の確保・育成と連担的土地利用集積の促進」として、農地保有合理化法人の機能強化を掲げている。 青年農業者育成確保支援事業および 基金独自事業については、「多様な担い手の確保・育成」として「意欲ある元気な青年農業者や団塊の世代の定年帰農者などの多様な人材が農業へ参画できるように誘導施策が必要」としており、新規就農や青年農業者等への支援を掲げている。</p>
	<p>団体で対応すべき理由</p> <p>農地保有合理化事業については、法令上、県の出資法人でなければ、地域の事業主体になれず、事実上、当該団体に限られる。 青年農業者育成確保支援事業については、法令上、県が公益法人のうちから県域1法人に限り「青年農業者等育成センター」を指定することができることとされ、本県では、青年農業者等の後継者育成を図る事業を実施してきた当該団体が適当であるとして指定している。 基金独自事業については、県、市町、農林漁業者団体が個別に事業実施するより、協同で実施したほうが効果的との認識のもとに、各団体が出資し、公益法人を設立したものである。</p>
類似団体の設置状況	<p>県内市町</p> <p>市町村農業公社が1団体（安土町）</p>
	<p>都道府県</p> <p>農地保有合理化法人の事業を実施する団体：全都道府県に設置。 青年農業者等育成センターの事業を実施する団体：全都道府県に設置。 農林漁業関係の後継者育成事業を行う団体：27県程度設置。 ～ の事業を1法人で実施するものと別法人で実施するものとに分かれる。 滋賀県の場合は1法人で実施。</p>

団 体 名	(財)滋賀食肉公社			所 在 地	近江八幡市長光寺町 1089-4		
設 立 年 月 日	平成10年3月20日			関 係 法 令			
目 的 ・ 趣 旨	県内の食肉流通拠点(以下「食肉センター」という。)を整備、管理運営することにより、食肉の効率的および衛生的な処理ならびに流通の合理化を促進し、安全な食肉を安定的に供給するとともに、食肉の生産、流通、消費等に関する知識等の普及啓発を行い、もって畜産業の発展ならびに公衆衛生、県民の食生活および食文化の向上に寄与することを目的とする。						
寄付行為・定款上の事業	食肉処理の効率化ならびに衛生品質管理技術の調査および普及啓発に関する事業 食肉の流通改善に関する事業 食肉に係る知識の普及啓発に関する事業 食肉センターの施設整備および管理運営に関する事業 その他この法人の目的を達成するために必要な事業						
基 本 財 産	57,500千円		うち県出資額(比率)	28,750千円(50%)			
常 勤 役 職 員 数	役 員	1人	うち県派遣(比率)	1人(100%)	うち県OB(比率)	-	
	職 員	3人	うち県派遣(比率)	2人(67%)	うち県OB(比率)	-	
プ ロ パ ー 職 員 の 年 齢 構 成	10代	20代	30代	40代	50代	計	
					1人	1人	
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()						
平 成 1 9 年 度 決 算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表		
	収入	254,699	当期一般正味財産増減	766,779	資産	3,298,827	
	うち県補助金	95,486	経常収益	244,618	流動資産	216,472	
	うち県委託料	-	経常費用	1,011,397	固定資産	3,082,355	
	うち県貸付金	-	当期経常増減	766,779	負債	3,592,157	
	支出	300,736	経常外収益	-	流動負債	12,509	
	事業費	126,715	経常外費用	-	うち短期借入金	-	
	管理費	90,726	当期経常外増減	-	固定負債	3,579,648	
	その他	83,295	当期指定正味財産増減	-	うち長期借入金	3,569,567	
	(再掲)人件費	47,624	正味財産期末残高	293,330	正味財産	293,330	
	当期収支差額	46,037			うち指定正味財産	57,500	
平 成 1 9 年 度 事 業 実 績	1 滋賀食肉センターの運営に関する事業 滋賀食肉市場および副生物協同組合に対し施設貸付を行った。 ア 経営健全化対策事業の実施 と畜頭数等の目標数値を設定 施設的环境美化・衛生の確保 光熱水費・人件費等ランニングコストの削減等の取組の開始 HACCP(危害分析・重要管理点)の導入、対米輸比施設の認定取得に向けた取組を開始 イ 管理運営会議による協議検討 施設管理の課題について協議検討、解体技術と衛生管理の向上 2 滋賀食肉センターの施設管理に関する事業 作業工程の効率化、作業環境の向上のため、各種機器の追加、作業工程の見直し 3 食肉の生産流通等に関する情報提供 ア 食肉流通情報提供事業の実施 ホームページ上での、滋賀食肉センターの施設概要等の紹介、食肉流通情報の提供 イ 滋賀食肉センター感謝のつどいの開催 周辺住民を対象に、施設見学、パネル展示、近江牛肉・豚肉試食等を実施 肉牛共進会への出品者に対する表彰						

		<p><参考> 食肉センター設立の事業スキーム</p> <p>土地： 県が取得し、(財)滋賀食肉公社に賃貸</p> <p>建物： (財)滋賀食肉公社が金融機関からの借入で整備(県は、借入に際し損失補償)後年度の元利償還金に対し、県が全額補助</p> <p>(設立までの経過)</p> <p>昭和56年 庁内プロジェクトチーム(商工課、公衆衛生課、畜産課)が県内と畜場統合案を提示。</p> <p>平成7年 豊郷町立と畜場廃止</p> <p>平成10年 財団法人滋賀食肉公社を設立</p> <p>平成16年1月「新食肉センター整備構想」を策定</p> <p>平成16年9月「(仮称)滋賀食肉センター施設基本計画」を策定</p> <p>平成18年2月「(仮称)滋賀食肉センター施設整備工事」発注</p> <p>19年3月 滋賀食肉センター竣工(2月試運転開始)</p> <p>4月 滋賀食肉センター操業開始(3月末：京滋畜産および近江八幡市と畜場閉鎖)</p>
団体の業務について	県民生活から見た意義・必要性	<p>滋賀食肉センターは、県内唯一の食肉処理施設であり、県内生産農家にとっては家畜を食肉処理して供給するために、必要不可欠な施設である。</p> <p>また、食の安全に対する関心が高まる中で、県民に対して安全・安心な食肉を提供する中核施設として、県民生活にとって必要な施設である。</p>
	民間市場の状況	<p>家畜を食肉処理すると畜場は、施設整備や運営に関して多額の経費がかかるため採算が合いにくく、市場併設のと畜場は公設公営での運営が大半である。</p> <p>実際の業務は、民間企業に委託している部分が多く、補助金や一般会計から多額の繰出を余儀なくされ、全体としてその経営は非常に厳しい。</p>
	県が関与すべき理由	<p>食肉センターは、県民への安全で安心な食肉の提供、本県畜産業の振興を目的とした公共性、公益性の強い施設であり、食の安全確保、畜産業の振興といった県政運営に深く関わることから、引き続き県が関与する必要がある。</p>
	県の政策との関係	<p>平成21年度滋賀県重要施策大綱</p> <p>食の安全と地産地消の推進...(地産地消の取組推進)</p> <p>環境と共生した農林水産業の振興...(農業・水産業の新たな展開)</p>
	団体で対応すべき理由	<p>食肉センターは、食の安全確保、畜産業の振興といった県政運営に深く関わっており公共的使命がある一方で、業務運営に関して民の柔軟な発想も必要になってくることから、公共と民間の両方を併せ持った当該団体が最も適している。</p>
類似団体の設置状況	県内市町	なし
	都道府県	<p>中央市場10</p> <p>指定市場18</p> <p>地方市場4 近隣では、奈良県が類似</p> <p><出典：食肉中央卸売市場及び指定市場の概要(平20.7) - 農水省食肉鶏卵課 - ></p>

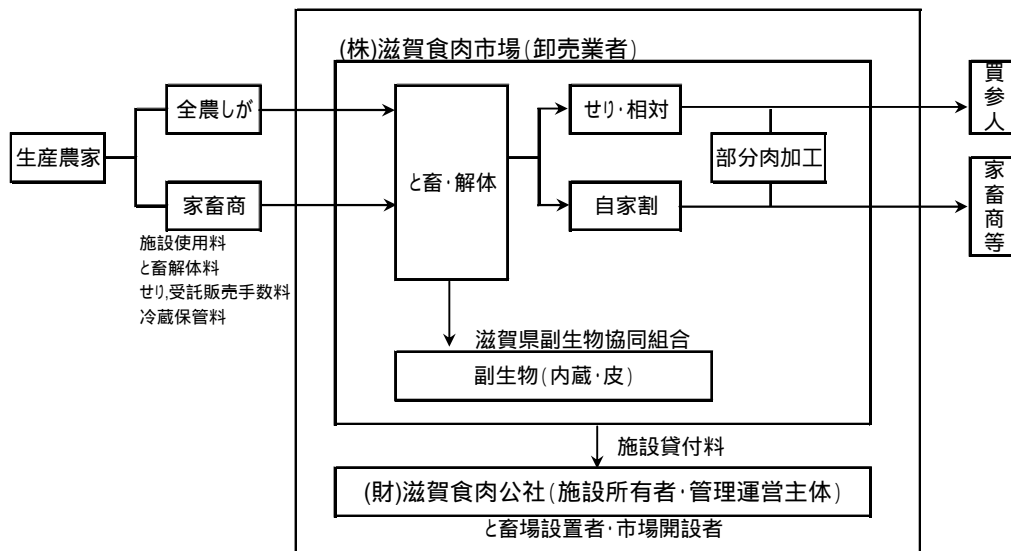
団 体 名	(株)滋賀食肉市場			所 在 地	近江八幡市長光寺町1089番地4			
設 立 年 月 日	昭和41年11月9日			関 係 法 令				
目 的 ・ 趣 旨	食肉の公正明朗な近代的取引と適正な卸売価格の形成を図りながら、食肉資源の培養と価格の安定に資する。							
寄付行為・定款上の事業	と畜・解体処理 枝肉および生肉の受託販売 枝肉および生肉の冷蔵保管 部分肉の受託加工および冷蔵保管 副産物の受託販売 各号に付帯する一切の事業							
基 本 財 産	44,070千円			うち県出資額(比率)	19,000千円(43.1%)			
常勤役員数	役員	3人	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	2人(66.7%)		
	職員	29人	うち県派遣(比率)	2人(6.9%)	うち県OB(比率)	-		
プロパー職員の年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計		
		9人	6人	3人	24人	42人		
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()							
平成19年度決算	損益計算書		正味財産増減計算書			貸借対照表		
	収入	262,621	当期一般正味財産増減		資産	201,253		
	うち県補助金	50,135	経常収益		流動資産	183,435		
	うち県委託料	500	経常費用		固定資産	17,818		
	うち県貸付金	-	当期経常増減		負債	304,779		
	支出	377,889	経常外収益		流動負債	134,459		
	事業費	123,037	経常外費用		うち短期借入金	20,000		
	管理費	250,927	当期経常外増減		固定負債	170,321		
	その他	3,925	当期指定正味財産増減		うち長期借入金	109,966		
	(再掲)人件費	172,476	正味財産期末残高		資本	103,527		
当期利益	115,268			うち基本金	44,070			
平成19年度事業実績	1 と畜頭数 (単位:頭)							
	種別	牛				豚	合計	
		和牛	交雑種	乳牛	小計			
	と畜頭数	4,401	2,387	1,533	8,321	8,426	16,747	
	2 販売状況							
	(1) 取扱高 (単位:千円)							
		牛	豚	副生物	合計			
	取扱高	3,470,690	293,790	11,453	3,775,933			
	構成比	91.9%	7.8%	0.3%	100.0%			
	(2) 取扱頭数 (単位:頭)							
種別	牛			豚	合計			
	せり	相対	合計			相対	加工	
取扱頭数	989	3,917	4,906	8,026	971.5			

<参考>

(財)滋賀食肉公社との関係

- ・(財)滋賀食肉公社：施設の開設者（と畜場開設者、卸売市場開設者）であり、施設の保守管理業務を行う。
- ・(株)滋賀食肉市場：業務の処理運営を行う。（荷受、と畜業務、市場、部分肉加工）

<食肉センター>



団体の業務について	県民生活から見た意義・必要性	<p>滋賀食肉センターは、県内唯一の食肉処理施設であり、県内生産農家にとっては家畜を食肉処理して供給するために、必要不可欠な施設である。</p> <p>また、食の安全に対する関心が高まる中で、県民に対して安全・安心な食肉を提供する中核施設として、県民生活にとって必要な施設である。</p>
	民間市場の状況	<p>家畜を食肉処理すると畜場は、施設整備や運営に関して多額の経費がかかるため採算が合いにくく、市場併設のと畜場は公設公営での運営が大半である。</p> <p>実際の業務は、民間企業に委託している部分が多く、補助金や一般会計から多額の繰出を余儀なくされ、全体としてその経営は非常に厳しい。</p>
	県が関与すべき理由	<p>食肉センターは、県民への安全で安心な食肉の提供、本県畜産業の振興を目的とした公共性、公益性の強い施設であり、食の安全確保、畜産業の振興といった県政運営に深く関わることから、引き続き県が関与する必要がある。</p>
	県の政策との関係	<p>平成21年度滋賀県重要施策大綱</p> <p>食の安全と地産地消の推進 ... (地産地消の取組推進)</p> <p>環境と共生した農林水産業の振興 ... (農業・水産業の新たな展開)</p>
	団体で対応すべき理由	<p>従来市場運営による事業活動を通じて、近江牛の振興に深く関わっており、近江牛販売のノウハウを持った者は、当該企業の他に存在しない。</p>
類似団体の設置状況	県内市町	なし
	都道府県	<p>中央市場10</p> <p>指定市場18</p> <p>地方市場4</p> <p>近隣では、奈良県が類似</p> <p>< 出典：食肉中央卸売市場及び指定市場の概要(平20.7) - 農水省食肉鶏卵課 - ></p>

団 体 名	(財)水産振興協会		所 在 地	草津市志那阿柿根 1 3 9 3 - 2		
設 立 年 月 日	昭和 5 8 年 3 月 1 0 日		関 係 法 令			
目 的 ・ 趣 旨	水産資源の培養、漁業経営の近代化など水産業にかかわる社会的、経済基盤の整備開発に係る事業を推進し、もって本県漁業の発展と安定に寄与することを目的とする。					
寄付行為・定款上の事業	水産資源の維持に関する事業 増殖漁場の整備開発に関する事業 魚礁の造成に関する事業 水産種苗の生産、あっせんおよび供給に関する事業 漁場環境の保全に関する事業 漁業経営の近代化および流通の合理化に関する事業 水産に関する知識の普及啓蒙および漁民教育に関する事業 その他この法人の目的を達成するために必要な事業					
基 本 財 産	1,386,000千円		うち県出資額(比率)	1,231,250千円(88.8%)		
常勤役員数	役員	1人	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	1人(100%)
	職員	8人	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	-
プロパー職員の年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計
			2人	2人	2人	6人
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()					
平成19年度決算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	収入	144,626	当期一般正味財産増減		資産	1,604,885
	うち県補助金	40,587	経常収益		流動資産	12,877
	うち県委託料	51,758	経常費用		固定資産	1,592,008
	うち県貸付金	-	当期経常増減		負債	39,584
	支出	146,469	経常外収益		流動負債	10,768
	事業費	124,450	経常外費用		うち短期借入金	-
	管理費	18,979	当期経常外増減		固定負債	28,816
	その他	3,040	当期指定正味財産増減		うち長期借入金	-
	(再掲)人件費	61,352	正味財産期末残高		正味財産	1,565,301
当期収支差額	1,843			うち基本金	11,000	
平成19年度事業実績	1 ニゴロブナ・ホンモロコ栽培漁業推進事業(県補助事業) ニゴロブナおよびホンモロコの資源量の急激な減少に対処して、資源の維持増大を図るため、種苗の生産放流を県補助対象事業、一部、協会単独事業として実施。					
	(1) ニゴロブナ ・放流結果: 全長 28mm 887 万尾(計画 20mm 800 万尾) 全長 114mm 134 万尾(計画 120mm 130 万尾) 合計1,021 万尾(計画 930 万尾) ・標識調査結果(混獲率): 平成 19 年度 77%、平成 18 年度 68%、平成 17 年度 66%					
	(2) ホンモロコ ・放流結果: 全長 21mm 354 万尾(計画 20mm 300 万尾) ・標識調査結果(混獲率): 平成 19 年度 75%、平成 18 年度 66%、平成 17 年度 39%					
2 ホンモロコ資源緊急回復対策事業(県委託事業) 減少したホンモロコ資源をふ化仔魚の大量放流で早急に回復させるため、姉川人工河川飼育池を活用し、平成 20 年度のふ化仔魚大量放流に向け、水産試験場と共同して、ホンモロコ親魚を養成。 ・生産結果: 養成親魚量 2.1 トン(計画 4.5 トン)						
3 アユ人工河川管理運用事業(県委託事業) 鮎資源の維持培養を図るため、安曇川、姉川の人工河川を管理運用し鮎資源の増殖に努めた。						

		<p>・結果： 放流親魚量 13.5 トン(計画 13.5 トン) 購入親魚 10.0 トン(計画 10.0 トン) 天然親魚 3.5 トン(計画 3.5 トン)</p> <p>流下仔魚数 19 億尾</p> <p>4 シジミ資源増大推進事業(県漁連委託事業) セタシジミの資源および漁獲量の大幅な減少に対処し資源の回復を図るため、県漁連が実施する種苗の生産放流事業のうち、種苗生産分を県漁連より受託し、D 型仔貝の生産・供給を実施。 ・放流結果： D 型仔貝 30 億個(計画 35 億個)</p> <p>5 沿整増殖場施設管理事業(県委託事業) ホンモロコ、ニゴロブナ等温水魚の繁殖を保護助長するため県が設置した 16 ケ所の増殖場施設の破損、集魚状況等の定期点検管理を実施。</p> <p>6 ニゴロブナ、ホンモロコ保護水面管理事業(県委託事業 4 月~7 月) ニゴロブナ、ホンモロコ等の産卵繁殖を保護助長するため、水産資源保護法により指定された湖北町延勝寺及び丘江八幡市牧町地先の保護水面において、巡回監視、産卵繁殖状況等の把握業務を実施。</p> <p>7 アユ保護水面管理事業(県委託事業 9 月~11 月) 水産資源保護法の規定に基づき知事が指定した保護水面区域(8 河川)において、産卵アユの密漁、散逸および産卵孵化を妨げる行為の未然防止のため監視等を実施。</p> <p>8 情報提供事業 インターネットによるホームページを開設し、広く県民に事業の情報を提供。</p> <p>9 湖づくり活動支援事業 全長 114mm のニゴロブナ稚魚 3 万尾に標識をつけて放流。</p>
団体の業務について	県民生活から見た意義・必要性	漁業振興をはじめ、広く県民に琵琶湖の特産物を提供することや、生態系保全という観点からも、水産振興協会の事業は必要かつ意義あるものと考えられる。
	民間市場の状況	琵琶湖固有種を対象とした養殖業者等は存在するが、放流を主とした種苗の生産等を行う民間事業者は存在しない。
	県が関与すべき理由	琵琶湖総合開発による水位低下に伴い、琵琶湖の水産資源の減少が危機的な状況にあるが、資源増殖や維持を行っていくことは、漁業振興だけでなく生態系保全の観点からも重要であり、漁業者のみの問題ではなく、県民全体の問題として関与していく必要がある。
	県の政策との関係	ニゴロブナやホンモロコ等、琵琶湖固有の重要魚種の増殖対策を実施。
	団体で対応すべき理由	放流を主とした種苗の生産等を行う団体がないため。
類似団体の設置状況	県内市町	該当なし。
	都道府県	他府県には放流魚を生産している団体はあるが、琵琶湖固有種等を対象として放流を主とした生産等を業務としている団体はなし。

団 体 名	(財)滋賀県建設技術センター		所 在 地	草津市野路町1686番地の1				
設 立 年 月 日	昭和58年8月1日		関 係 法 令					
目 的 ・ 趣 旨	建設事業に関する技術の向上と県内における公共事業の円滑な推進に寄与し、もって県民の安全で快適な生活環境の確保と建設業の健全な発展に資することを目的とする。							
寄付行為・定款上の事業	県および市町村の職員ならびに建設事業に従事する者に対する研修 地方公共団体に対する技術支援 建設工事に使用する資材の試験 建設事業に関する調査研究および情報の収集管理提供 建設技術の向上にかかる普及および啓発 地方公共団体が施工する建設工事にかかる設計積算、施工管理等の業務の受託 下水道排水設備工事責任技術者試験、登録 その他目的を達成するために必要な事業							
基 本 財 産	70,000千円		うち県出資額(比率)	45,000千円(64.3%)				
常 勤 役 職 員 数	役 員	2人	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	2人(100%)		
	職 員	20人	うち県派遣(比率)	9人(45%)	うち県OB(比率)	3人(15%)		
プ ロ パ ー 職 員 の 年 齢 構 成	10代	20代	30代	40代	50代	計		
			1人	1人	5人	7人		
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()							
平成19年度決算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表			
	収入		228,296	当期一般正味財産増減	9,998	資産		236,160
	うち県補助金	-	経常収益	228,296	流動資産		55,589	
	うち県委託料	84,348	経常費用	218,298	固定資産		180,571	
	うち県貸付金	-	当期経常増減	9,998	負債		60,860	
	支出		220,533	経常外収益	-	流動負債		34,943
	事業費	141,226	経常外費用	-	うち短期借入金		20,000	
	管理費	70,965	当期経常外増減	-	固定負債		25,917	
	その他	8,342	当期指定正味財産増減	-	うち長期借入金		-	
	(再掲)人件費	150,576	正味財産期末残高	175,300	正味財産		175,300	
当期収支差額	7,763			うち指定正味財産		70,000		
平成19年度事業実績	1 建設技術職員の育成							
	(1) 研修会・講習会の実施 県・市町技術職員等の建設技術に関する専門知識の習得、技術力の向上を図るため、一般土木、下水道等に係る各種の研修会、講習会を実施した。また、民間を対象とした建設CALS/EC研修や滋賀県土木施工管理技士会と共催で工事検査に関する一般研修を実施した。 (県土木職員：受講者827名、市町土木職員：受講者204名、民間事業所：受講者137名) (2) 市町職員長期実地研修の実施 市町の技術力向上と公共事業の適正な執行に資するため、市町職員の長期研修を実施した。(3名)							
2 建設工事用材料試験の実施								
建設工事資材の品質確保を図るため、コンクリート、鉄筋、アスファルト等の品質試験を実施した。 実施件数 8,082件 県工事関係2,312件、市町工事関係917件、国・公団等工事関係1,224件、民間3,629件 収入額 33,062千円								

3 県および市町の建設工事の積算、施工管理等業務の受託

県および市町が実施する建設事業について、適正な技術管理に基づく事業の円滑な推進を支援するため、設計監理、積算、施工管理および支援検査等の業務を受託した。

受託箇所 73箇所（県土木交通部事業40箇所、県他部局・市町事業33箇所）

受託額 164,311千円

4 下水道排水設備工事責任技術者試験等の実施

日本下水道協会滋賀県支部から業務を引き継ぎ、下水道排水設備工事責任者の資格試験、更新講習会等を実施した。

更新講習会3回、受験講習会1回、試験1回（受験者207人、登録者104人）

5 建設技術相談事業の実施等

市町からの建設技術に関する相談に対して、適宜、的確な指導・助言を行った。

<参考>

建設工事に用材料試験の実施件数推移

	平成8年度	平成12年度	平成16年度	平成19年度
県工事関係	2,952件	2,488	2,160	2,312
市町工事関係	1,827件	1,777	1,146	917
国・公社等工事関係	1,263件	1,207	1,039	1,224
民間工事関係	2,615件	2,877	2,615	3,629
計	8,657件	8,349	6,960	8,082

設計積算・施工管理業務受託の推移

	平成8年度	平成12年度	平成16年度	平成19年度
県（土木交通部）事業	32箇所	53箇所	55箇所	40箇所
県他部局・市町事業	6箇所	14箇所	19箇所	33箇所

団体の業務について

県民生活から見た意義・必要性

当財団の業務は、建設事業に関する技術の向上と県民生活を支える社会資本である公共工事の円滑な推進を支援し、県民の安全で安心できる快適な生活環境の充実と県内の建設業の健全な発展に寄与するものである。

民間市場の状況

当財団で行っている建設資材の品質試験のうち、生コンクリートの圧縮強度試験については、滋賀県生コンクリート共同組合の技術センターでも行っているが、鋼材等の試験については、県内で同様の試験機関はない。
 なお、滋賀県生コンクリート共同組合の技術センターは、平成21年12月をもって業務を終了する予定である。

県が関与すべき理由

県民の安全で快適な生活環境を確保するために社会資本整備を充実することは地方公共団体の責務であり、そのためには、同財団の事業である県内の建設業者の技術力の向上、県、市町技術職員の研修や公共工事の積算、施工管理を受託する等、発注者である市町、県への支援業務は、県内の公共工事の円滑な推進に資するものである。
 さらに、建設資材の品質試験は、県内唯一の公的機関として、公共工事、民間建設工事の品質確保に資するものである。

	<p>県の政策との関係</p>	<p>県財政状況が厳しいなかでも、公共工事には、県民ニーズを反映した優良な社会資本の整備や維持管理、効果の早期発現などが求められており、また事業の実施にあたって技術職員には、県民との協働、環境対策や設計積算、入札、現場管理などに高い業務遂行能力が求められている。こうしたなかで、財団の業務は、県の技術職員の専門知識と技能の育成に寄与するものである。</p> <p>また、県の工事の設計管理、積算および施工管理を財団に委託することにより、工事の早期発注、工期の短縮が図れるなど、公共工事の円滑な事業に推進に資するものである。</p> <p>さらには、建設資材の品質試験については、耐震偽装問題以来、建設事業に対する公的な認証、試験機関の役割が重要となってきているなかで、同財団の品質試験はさらに重要なものとなってきており、公共工事に品質確保に必要なものである。</p>
	<p>団体で対応すべき理由</p>	<p>同財団は、県、市町、建設業協会からの出捐を基本財産に、県内の公共工事の円滑な推進と建設事業に関する技術の向上を目的として設立、運営されており、県・市町・民間の土木技術職員の研修、発注機関である県・市町の公共工事の支援業務、公正・中立な公的な機関としての建設資材の品質試験などを業務とし、これらの業務を一体的かつ効率的、効果的に実施するため。</p>
<p>類似団体の設置状況</p>	<p>県内市町</p>	<p>なし</p>
	<p>都道府県</p>	<p>4 1 都道府県で同様の団体がある。 (財団法人3 4、社団法人3、公立(県立) 4)</p>

団 体 名	滋賀県道路公社		所 在 地	大津市松本一丁目2 - 1		
設 立 年 月 日	昭和47年3月8日		関 係 法 令	地方道路公社法		
目 的 ・ 趣 旨	滋賀県の区域およびその周辺の地域において、その通行または利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業の発展に寄与することを目的とする。					
寄付行為・定款上の事業	琵琶湖大橋有料道路の管理 近江大橋有料道路の管理 日野水口有料道路の管理 途中トンネル有料道路の管理 大津港駐車場の管理 吉見高架下駐車場の管理 琵琶湖大橋有料道路附帯事業施設の管理					
基 本 財 産	12,956,000千円		うち県出資額(比率)	12,836,000千円(99.1%)		
常勤役員数 複数団体兼務の場合は、実人員、名目数は、〔 〕書	役員	〔4人〕 2人	うち県派遣(比率)	〔2人(50%)〕 1人(50%)	うち県OB(比率)	〔2人(50%)〕 1人(50%)
	職員	〔26人〕 17人	うち県派遣(比率)	〔10人(36%)〕 8人(47%)	うち県OB(比率)	〔1人(3%)〕 1人(5%)
プロパー職員の 年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計
			〔1人〕 1人	〔2人〕 -人	〔12人〕 7人	〔15人〕 8人
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()					
平成19年度決算	損益計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	収入	4,214,408	当期一般正味財産増減	4,273	資産	73,799,806
	うち県補助金	-	経常収益	4,273	流動資産	8,380,126
	うち県委託料	-	経常費用		固定資産	65,419,680
	うち県貸付金	-	当期経常増減		負債	60,791,448
	支出	4,210,135	経常外収益		流動負債	286,811
	事業費	1,239,837	経常外費用		固定負債	7,433,251
	管理費	-	当期経常外増減		うち長期借入金	7,285,957
	その他	2,970,298	当期指定正味財産増減		特定引当金等	53,071,386
	(再掲)人件費	222,533	正味財産期末残高	13,008,358	資本	13,008,358
当期収支差額	4,273			うち基本金	12,956,000	
平成19年度事業実績	<p>1 建設事業 近江大橋有料道路の改築事業として、大橋西詰設計業務、大橋東詰用地取得および物件移転補償、迂回道路工事等を行った。 (全体工事費：39億円、工事期間：平成17年～平成24年8月、平19実績：2億4,100万円)</p> <p>2 管理事業 琵琶湖大橋有料道路、近江大橋有料道路、日野水口有料道路、途中トンネル有料道路、大津港駐車場、吉身高架下駐車場および琵琶湖大橋附帯事業施設(レストラン・売店)の管理業務を行った。</p>					

平成 19 年度各有料道路等利用状況

(単位：台・円)

道路区分		平 19 年度合計 A	計 画 B (国の許可)	計画対比 (A/B)	平 18 年度 C	対年度比 (A/C)
琵琶湖大橋有料道路	通行台数	12,546,434	9,599,448	130.70%	12,511,553	100.30%
	料金収入	2,214,068,890	1,895,246,820	116.80%	2,222,021,690	99.60%
近江大橋有料道路	通行台数	12,045,333	12,893,814	93.40%	12,291,575	98.00%
	料金収入	1,518,358,350	1,680,598,800	90.30%	1,567,280,920	96.90%
日野水口有料道路	通行台数	485,810	2,023,925	24.00%	535,039	90.80%
	料金収入	97,672,570	412,431,750	23.70%	107,959,250	90.50%
途中トンネル有料道路	通行台数	963,620	967,980	99.50%	1,002,786	96.10%
	料金収入	138,134,460	147,864,000	93.40%	144,539,340	95.60%
合 計	通行台数	26,041,197	25,485,167	102.20%	26,340,953	98.90%
	料金収入	3,968,234,270	4,136,141,370	95.90%	4,041,801,200	98.20%
大津港駐車場	通行台数	75,175	185,055	40.60%	78,365	95.90%
	料金収入	44,529,980	107,474,000	41.40%	52,494,170	84.80%
吉身高架下駐車場	通行台数	299	300	99.70%	300	99.70%
	料金収入	2,093,000	2,100,000	99.70%	2,100,000	99.70%

各有料道路等の概要

(参考)

名 称	建設費用	料金徴収期限	未償還見込額 (百万円)	損失引当金等 充当見込額	差引残額
琵琶湖大橋有料道路	348.8億円	平 33. 9.27	0	0	0
近江大橋有料道路	205.3億円	平 24. 9.25	145	145	0
日野水口有料道路	28億円	平 22.10. 4	852	418	434
途中トンネル有料道路	15億円	平 30. 4. 4	48	48	0
大津港駐車場	15億円	平 39. 3.31	685	114	571
吉見高架下駐車場	2,712千円	-	-	-	-

H19年度決算後の徴収期限満了時における未償還額見込額等である。

団体の業務について

県民生活から見た意義・必要性

交通需要の増大に応え、地域幹線道路の整備促進と交通の円滑化を図るために、有料道路制度を活用して道路整備を行ったもので、日野水口有料道路等、当初見込みの交通量に達していないところもあるが、琵琶湖大橋有料道路などは十分に利用されている。
料金については、無料化すべきなどの意見もあるが、許可を得た収支計画に基づき徴収しており、期限が来れば無料化することとなっている。

民間市場の状況

大津港駐車場について、民間と競合している。
平成16年に1日最大料金制度を導入して、成果があがったが、民間駐車場における料金の引下げもあって、利用が横ばいとなっている。

県が関与すべき理由

県民にとって必要不可欠な社会基盤である道路を新設・改築し、維持管理することから、地方道路公社法では、定款変更の同意、予算等の承認、財務諸表の提出、役員・職員給与基準の承認について、また道路整備特別措置法では道路の新設、改築にかかる同意などの、県の関与規定が定められている。
必要な法手続が定められていることから、適正に審査し、必要な助言等を行っている。

	県の政策との関係	<p>県では必要な道路整備を効率的に実施するために、平成15年に滋賀県道路整備アクションプログラムを作成し、その後、平成19年12月に滋賀県基本構想が作成されたことから、基本構想との整合性を図りながら見直しを行った。</p> <p>このプログラムでは、公社の有料道路を県内の道路ネットワークの重要な箇所と位置づけて、必要な道路整備を進めている。</p>
	団体で対応すべき理由	<p>道路公社は、琵琶湖大橋有料道路の維持管理を引き継いで、昭和47年に設立され、以降、長年にわたり、有料道路や駐車場の維持管理等を適切に行い、ノウハウも蓄積している。現在、本県の道路行政の一翼を担っている団体と認識している。</p>
類似団体の設置状況	県内市町	<p>県内の市町には、設置されていない。</p>
	都道府県	<p>全国地方道路公社連絡協議会の構成員から見ると、35都道府県、3市に道路公社が設置されている。</p>

団 体 名	滋賀県住宅供給公社		所 在 地	大津市松本一丁目2-1		
設 立 年 月 日	昭和40年12月1日		関 係 法 令	地方住宅供給公社法		
目 的 ・ 趣 旨	住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。					
寄付行為・定款上の事業	<p>住宅の積立分譲を行なうこと。</p> <p>住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。</p> <p>住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。</p> <p>市街地においてこの公社が行なう住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行なうことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。</p> <p>住宅の用に供する宅地の造成とあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行なうことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。</p> <p>この公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及びこの公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。</p> <p>前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。</p> <p>水面埋立事業を施行すること。</p> <p>前各号の業務遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地においてみずから又は委託により行なう住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行なうこと。</p>					
基 本 財 産	20,000千円		うち県出資額(比率)	10,000千円(50%)		
常 勤 役 職 員 数 複数団体兼務の場合 は、実人員、名 目数は、〔 〕書	役員	〔 3人〕 1人	うち県派遣(比率)	〔 2人(67%)〕 1人(100%)	うち県OB(比率)	1(33%)
	職員	〔 32人〕 16人	うち県派遣(比率)	〔 5人(16%)〕 1人(6%)	うち県OB(比率)	-
プロパー職員の 年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計
				〔 3人〕 1人	〔 22人〕 12人	〔 25人〕 13人
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()					
平成 19 年 度 決 算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	収入	502,399	当期一般正味財産増減		資産	3,636,420
	うち県補助金	3,087	経常収益		流動資産	1,490,664
	うち県委託料	343,020	経常費用		固定資産	2,145,756
	うち県貸付金		当期経常増減		負債	1,001,380
	支出	568,886	経常外収益		流動負債	148,699
	事業費	519,748	経常外費用		うち短期借入金	4,495
	管理費		当期経常外増減		固定負債	852,681
	その他	49,138	当期指定正味財産増減		うち長期借入金	248,896
	(再掲)人件費	174,566	正味財産期末残高		正味財産	2,635,040
当期収支差額	66,487			うち指定正味財産	20,000	
平成 19	<p>公の施設関係</p> <p>1 県営住宅管理受託事業</p> <p>(1) 県営住宅管理代行事業(45団地、3,094戸) 204,938千円</p> <p>業務範囲： 入退去に係る事務、維持修繕業務、その他管理に必要な事務</p>					

年度事業実績

- (2) 県営住宅施設改善工事受託事業 88,594 千円
- (3) 県営住宅家賃収納等その他事務受託事業 20,485 千円

その他の業務関係

1 募集事業

- (1) 定期借地権付分譲住宅 1 団地 募集戸数 4 戸 契約済戸数 3 戸
- (2) 一般分譲住宅 2 団地 募集戸数 24 戸 契約済戸数 3 戸

2 住宅建設事業

東近江市のホープタウン布引台ほか 1 団地において 5 戸の住宅建設を行った。
金額 97,914 千円

3 賃貸住宅等管理事業

- (1) 公社賃貸住宅 47 戸
- (2) 賃貸店舗施設 4 軒
- (3) 賃貸宅地 9 戸

4 新規住宅団地開発事業

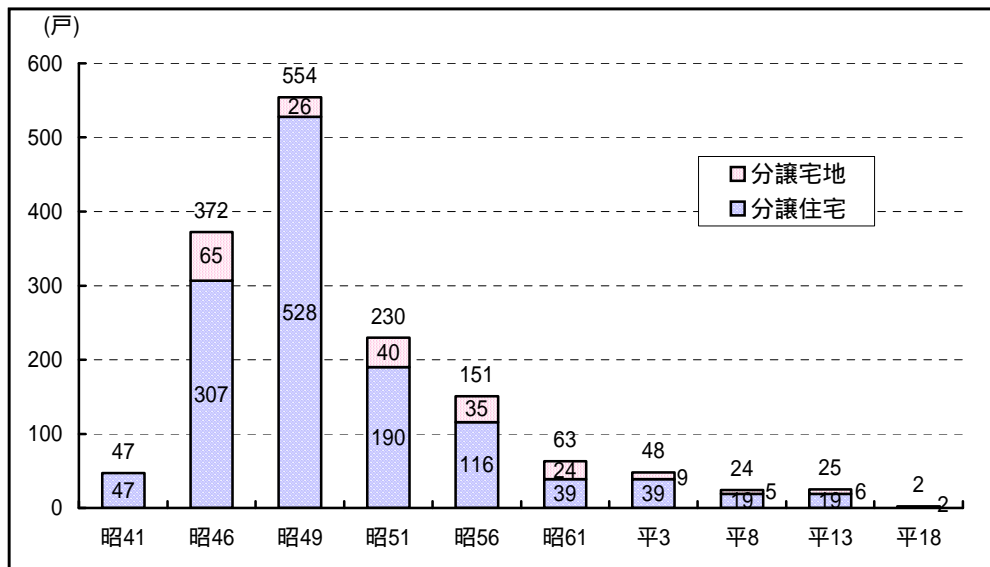
木之本町から要請のある新規住宅団地の用地取得について、具体的検討を行った。

5 その他の受託事業

職員住宅管理業務（職員住宅 148 戸、独身寮 105 戸） 23,333 千円

<参考>

年度別事業実績戸数



団体の業務に

県民生活から見た意義・必要性

- ・住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な住宅団地および良質な住宅を供給し県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与してきた。
- ・地方定住化など民間では未だ十分とはいえない政策目的の強い分野で公社賃貸住宅の供給が図られた。
- ・県営住宅の管理において入居決定、承継承認などの処分的な行為を県に代わって行い、県民からの信頼性が確保できている。

ついで	民間市場の状況	平成8年度をピークに建設総戸数は減少傾向にあり、住宅供給市場において、民間資金による住宅供給が充実されている。
	県が関与すべき理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公社は県の住宅施策の実施機関として、高齢者に配慮した住宅の供給や地域の人口の定住化、地域の活性化など政策的意義の高い事業に取り組むため。 ・ 県営住宅の管理を公社に委託しているため。
	県の政策との関係	滋賀県住生活基本計画においては、公社ならではの「安心と信頼」をもとに、未だ十分と見えない「少子高齢化対応、環境配慮のまちづくり」などをテーマに、より政策目的の強い住宅・まちづくりを公社が先導する役割を期待し、県は公社と連携して住宅施策を展開するとしている。
	団体で対応すべき理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅団地開発事業により現在保有している住宅・宅地の早期完売に努める必要がある。 ・ 公営住宅法の規定により、良好な県営住宅の管理代行に努める必要がある。 ・ 特定優良賃貸住宅制度を活用し建設した中堅所得者向けの優良な賃貸住宅の管理に努める必要がある。
類似団体の設置状況	県内市町	なし
	都道府県	平成21年3月現在 設置 42都道府県 廃止 5県

団 体 名	(財)滋賀県体育協会		所 在 地	大津市御陵町4番1号			
設 立 年 月 日	昭和42年3月31日		関 係 法 令				
目 的 ・ 趣 旨	生涯スポーツの充実および競技力の総合的な向上にかかる事業を実施することにより、県民スポーツの総合的な振興を図り、もって県民の心身の健全な発達と明るく豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。						
寄付行為・定款上の事業	県民総スポーツの普及・振興に関すること。 競技力の向上を図ること。 国民体育大会等の全国規模以上のスポーツ大会に県を代表する競技者および役員を選考し、派遣すること。 社会体育施設の管理運営に関すること。 各種スポーツ大会の開催に関すること。 地域スポーツおよび職域スポーツの推進に関すること。 スポーツ少年団の育成に関すること。 スポーツに関する広報、情報の提供に関すること。 加盟団体の組織の充実強化に関すること。 財団法人日本体育協会の加盟団体として必要な事業を行うこと。 その他目的達成に必要な事業を行うこと。						
基 本 財 産	605,000千円		うち県出資額(比率)	547,000千円(90%)			
常 勤 役 職 員 数	役 員	2人	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	2人(100%)	
	職 員	86人	うち県派遣(比率)	9人(10%)	うち県OB(比率)	9人(10%)	
プロパー職員の年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計	
			3人	16人	11人	30人	
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()						
平成19年度決算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表		
	収入	1,276,046	当期一般正味財産増減	3,436	資産	882,527	
	うち県補助金	366,482	経常収益	1,294,486	流動資産	144,621	
	うち県委託料	490,983	経常費用	1,296,960	固定資産	737,906	
	うち県貸付金	-	当期経常増減	2,474	負債	446,217	
	支出	1,275,204	経常外収益	502	流動負債	138,497	
	事業費	1,036,099	経常外費用	-	うち短期借入金	-	
	管理費	226,899	当期経常外増減	502	固定負債	307,720	
	その他	12,206	当期指定正味財産増減	46,677	うち長期借入金	-	
	(再掲)人件費	614,501	正味財産期末残高	436,310	正味財産	436,310	
当期収支差額	842			うち指定正味財産	600,939		
平成19年度事業実績	公の施設関係業務						
	1 県立社会体育施設の管理運営						
	(1)	滋賀県立スポーツ会館	(23,364件、62,014人)				
	(2)	滋賀県立彦根総合運動場	(8,432件、204,182人)				
	(3)	滋賀県立体育館	(2,082件、106,343人)				
	(4)	滋賀県立武道館	(25,111件、66,058人)				
	(5)	滋賀県立琵琶湖漕艇場	(12,242件、30,525人)				
	(6)	滋賀県立長浜ドーム	(4,153件、208,169人)				
	(7)	滋賀県立栗東体育館	(1,854件、63,651人)				
	(8)	滋賀県立柳が崎ヨットハーバー	(5,957件、1,920艇)				
(9)	滋賀県立アイスアリーナ	(46,389件、119,059人)					

その他業務

1 生涯スポーツの推進

(1) 各種スポーツ大会の開催・派遣

滋賀県スポーツ・レクリエーション大会の開催

第7回びわ湖男女駅伝大会の開催

日本スポーツマスターズ2007びわこ大会の開催

第20回全国スポーツ・レクリエーション祭への派遣

チャレンジデー2007in滋賀への支援

(2) 地域・職域スポーツの普及・振興

ア) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援事業

イ) スポーツ指導者活用促進事業

ウ) スポーツリーダーバンク運営事業

エ) スポーツ振興事業

滋賀県立スポーツ会館スポーツ振興事業(11事業8,145人)

滋賀県立彦根総合運動場スポーツ振興事業(12事業6,636人)

滋賀県立体育館・武道館管理センタースポーツ振興事業(16事業7,956人)

滋賀県立琵琶湖漕艇場スポーツ振興事業(8事業1,217人)

滋賀県立長浜ドームスポーツ振興事業(5事業10,713人)

滋賀県立栗東体育館スポーツ振興事業(6事業7,020人)

滋賀県立柳が崎ヨットハーバースポーツ振興事業(1事業63人)

滋賀県立アイスアリーナスポーツ振興事業(11事業9,313人)

オ) スポーツ功労者等の表彰

カ) スポーツに関する広報・情報の提供

機関誌「滋賀のスポーツ」の発行年2回

(3) スポーツ少年団の育成

ア) スポーツ少年団の加入促進517団体団員20,409人指導者4,422人

イ) 組織の育成と充実

ウ) 団活動の充実と各種大会の開催・派遣

スポーツ少年団育成事業

第34回日独スポーツ少年団同時交流事業

第39回近畿スポーツ少年大会への派遣事業

第45回全国スポーツ少年大会への派遣事業

競技別交流大会(全国、近畿ブロック大会)への派遣事業

2 競技力の向上対策

(1) 強化事業(競技団体、一貫指導、企業・大学・クラブ指定)

(2) 医・科学サポート事業

(3) 国民体育大会等への派遣

ア) 第62回・第63回国体近畿ブロック大会への派遣(奈良県、大阪府、兵庫県)29競技790人

イ) 第62回国民体育大会(夏・秋季)への派遣(秋田県)34競技463人

ウ) 第63回国民体育大会(冬季)への派遣(長野県)3競技68人

(4) 各種体育大会の開催

第60回滋賀県民体育大会参加者一般6,169人高校10,500人中学7,841人

(5) 競技指導者の資質向上

ア) 日本体育協会上級指導員養成講習会の開催16人

イ) 選手育成指導者研修(VICTORY SUMMIT in SHIGA)の開催参加者214人

(6) 企業との連携

企業スポーツ振興協議会との連携事業

団体の業務について	県民生活から見た意義・必要性	スポーツの振興を通じて、県民が心身とも健康で明るく豊かな生活を営むとともに、活力に満ちた地域社会の構築と競技団体との連携による滋賀の競技力向上を目指し、滋賀県のスポーツを総合的に振興する唯一の県域統括団体として、重要な役割を果たしている。
	民間市場の状況	本県において同種の業務を総合的に実施している団体は、県体協のみである。
	県が関与すべき理由	スポーツ振興法では、スポーツは、国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与するものであり、その振興は、国および地方公共団体の責務であるとされている。同法第4条第3項に基づき策定した滋賀県生涯スポーツ振興計画「滋賀のスポーツデザイン2010」に基づく各種施策を実施するため、今後とも、唯一の県域統括団体である県体協と一層緊密に連携し、事業を実施していく必要がある。
	県の政策との関係	県体協は、上記計画に基づく各種施策を総合的に推進し、その目的を達成するため、県と緊密に連携しながら、県体協がこれまでに培ってきたスポーツ振興や施設管理についてのノウハウを発揮し、具体的な事業を実施している。
	団体で対応すべき理由	本県において同種の業務を総合的に実施している団体は、県体協のみである。
類似団体の設置状況	県内市町	各市(郡)町体育協会 (26市町すべて設置)
	都道府県	(財)日本体育協会 各都道府県体育協会 (47都道府県すべて設置)

団体名	(財)滋賀県文化財保護協会		所在地	大津市瀬田南大萱町1732-2		
設立年月日	昭和45年4月8日		関係法令			
目的・趣旨	滋賀県下の歴史上、芸術上または学術上価値の高い文化的所産を調査・研究・保護し、かつ活用を図り、もって我が国の文化的向上に資することを目的とする。					
寄付行為・定款上の事業	文化財の調査、研究および保護活用 滋賀県教育委員会およびその他公共団体等が行う業務の受託 滋賀県埋蔵文化財センター、滋賀県立安土城考古博物館および滋賀県立琵琶湖文化館の管理運営 文化財研究者の養成と指導 出版物の刊行、講演会、研究会、展示会等の開催 その他、この法人の目的達成に必要な事業					
基本財産	40,000千円		うち県出資額(比率)	3,000千円(7.5%)		
常勤役員数	役員	2人	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	2人(100%)
	職員	52人	うち県派遣(比率)	11人(21%)	うち県OB(比率)	
プロパー職員の年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計
		3人	14人	9人	12人	38人
給与規定の状況	県規定に準拠 ・ 独自()					
平成19年度決算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	収入	1,534,800	当期一般正味財産増減	3,658	資産	714,951
	うち県補助金	222,275	経常収益	1,160,668	流動資産	197,389
	うち県委託料	892,633	経常費用	1,156,812	固定資産	517,562
	うち県貸付金		当期経常増減	3,856	負債	604,929
	支出	1,543,323	経常外収益	-	流動負債	153,644
	事業費	390,276	経常外費用	198	うち短期借入金	-
	管理費	721,533	当期経常外増減	198	固定負債	451,285
	その他	431,514	当期指定正味財産増減	-	うち長期借入金	-
	(再掲)人件費	386,593	正味財産期末残高	110,022	正味財産	110,022
当期収支差額	8,523			うち指定正味財産	-	
平成19年度事業実績	<p>公の施設関係業務</p> <p>県から指定管理者の指定を受けて、次の県立施設の管理運営を行った。</p> <p>1 県立安土城考古博物館管理運営事業(年間入館者総数:51,000人)</p> <p>(1) 展示事業</p> <p>春季・秋季の特別展(入館者数:10,076人)および2回の企画展(入館者数:19,438人)を実施したほか、常設展やロビー展、回廊展、屋外展を行った。</p> <p>(2) 普及啓発事業</p> <p>博物館講座(9回、参加者884人)や体験博物館(11回、参加者延261人)、子ども考古学教室(2日、参加者延58人)などを開催したほか、ミュージアムコンサートや夏休み自由研究相談、史跡案内、映画鑑賞会などを実施した。</p> <p>2 県立琵琶湖文化館管理運営事業(年間入館者総数:26,004人)</p> <p>(1) 展示事業</p> <p>2階展示室において、特別展(入館者数2,310人)や常設展(入館者数7,880人)、5回の小企画展を開催したほか、3階展示室における7回のテーマ展や4階展示室におけるパネル展を実施した。</p>					

(2) 調査研究事業

文化館のテーマである近江の仏教文化に因むテーマを設定して調査を行い、成果として「研究紀要24号」を刊行した。

(3) 資料管理事業

館蔵品および受託品を適切に保存・管理するため、防虫防黴対策として計画的に害虫の生息モニタリングおよび燻蒸等を行った。

(4) 自主事業

ギャラリーを利用して3テーマで自主展示を行ったほか、2種類の連続講座（総受講者数 348人）を開催した。

その他業務

1 普及啓発事業

(1) 文化財展の開催

「レトロ・レトロの展覧会2007」のほか、成果展、調査成果報告関連遺跡展等を開催した。

(2) シリーズ集、刊行物等の発行

文化財調査の最新情報や普段触れることのできない文化財を分かりやすく紹介したシリーズ集や、成果展での講演会等の記録や研究成果をまとめた刊行物を発行した。

(3) 学校教育・生涯学習活動への協力

学校教育における体験学習や現地見学のほか、市町や各種団体の行う文化財講座や遺跡見学会等に協力した。

(4) 連続講座の開催

実物を間近に見ながら協会職員が遺跡を語る新しいスタイルでの講座を開催。（3回、25人）

2 発掘調査事業

国事業および県事業である各種公共事業に伴う発掘調査および整理調査を行うとともに、市町教育委員会が行う発掘調査で庭園遺跡や湖底遺跡等の高度な技術を要する調査および民間開発に伴う調査について協力して実施した。

試掘調査および発掘調査件数は、測量調査3件を含め40件、整理調査は、24件。

調査面積は、70,353㎡（平18は、65,258㎡）

<参考> 近年の発掘調査面積の推移（過去5年）

	試掘調査(㎡)	発掘調査(㎡)	合計(㎡)
平成16年度	8,725	50,893	59,618
平成17年度	8,028	41,993	50,021
平成18年度	11,318	53,940	65,258
平成19年度	17,814	52,539	70,353
平成20年度	9,172	54,693	63,865
総計	55,057	254,058	309,115

3 滋賀県埋蔵文化財センター管理運営事業（県委託事業）

(1) 展示

1階ロビーにおいて、「生産遺跡から見た近江の歴史」や「琵琶湖と近江の歴史」をテーマに常設展示を行った。

また、常設展示の中に「季節展示」コーナーを設け、節分やひな祭りなどにあわせて関連考古資料等を展示したほか、「発掘記念日」展コーナーを設けて発掘調査や歴史上の記念日にあわせた展示を行った。

(2) 機関誌編集事業

「滋賀埋文ニュース」（月刊、各号2,000部）、「埋もれた文化財の話」（年刊、3,000部）、「平

		<p>成18年度滋賀県埋蔵文化財年報」を編集し、刊行した。</p> <p>(3) 資料整理事業 発掘調査等に伴う図面、写真、スライド等の記録類、出土遺物、各地からの調査報告等の資料について、受入・収蔵・保管管理・貸出等の業務を行った。</p> <p>(4) 琵琶湖環状線沿線文化財探訪事業 テーマごとの講座等の開催や、探訪ルートを設定し、ガイドブックの作成や講演会等を実施したほか、発掘調査成果の紹介を行った。</p> <p>4 文化財保護基金 指定文化財および登録文化財の保護・保存を目的として、文化財所有者が行う文化財の修理・防災施設および環境整備事業等に要する費用負担の軽減を図り、文化財の適正な維持管理ができるよう、必要な資金の一部を無利子で貸付を行った。 貸付実績 5件、35,022千円</p>
団体の業務について	県民生活から見た意義・必要性	<p>県民共有の財産である文化財の保護と活用のため、公共事業や民間開発事業に伴う発掘調査をはじめ各種事業を展開している。なお、発掘調査等の成果は現在説明会などで広く県民に還元している。</p> <p>今後も、埋蔵文化財の保護を図りつつ、円滑な事業推進には専門的な知識や実績をもつ当団体の活動は必要である。</p>
	民間市場の状況	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護を目的とした業務全体を行う民間企業はなく、県外を中心に埋蔵文化財発掘調査を業務とする民間企業がある。 公益法人では埋蔵文化財発掘調査を主な事業とし、文化財公開施設管理や建造物修理を行う法人もある。
	県が関与すべき理由	<ul style="list-style-type: none"> 本県文化財保護行政の補完機関として、県も出資して設立した公益法人であり、県民共有の財産である文化財の適正な調査と保護・活用を図っていく必要があるため。 埋蔵文化財の発掘調査は、文化財の保護措置として行われるものであり、記録保存も含め地方公共団体が調査主体となって行う（文化庁指針）
	県の政策との関係	<p>本県の文化財保護行政の補完機関であり、公共事業における文化財の調査と保護・活用に関わる取り組みの一翼を担っている。</p>
	団体で対応すべき理由	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業に伴う発掘調査は、年度ごとに事業量の増減があり、人員・体制・予算面で柔軟な対応を必要とするが、法人を活用することで、公益性を担保するとともに、迅速かつ効率的な事業の実施が図れる。また、調査成果や情報を速やかに県民に公表することで、地域文化の高揚に寄与できる。 地域の遺跡と発掘調査に対する高い意識と能力を有した人材と豊富な資料を備えた専門的技術的組織である
似団体の設置状況	県内市町	(財)栗東市文化体育振興事業団
	都道府県	他の都道府県において類似の業務を行っている団体は28団体設置されている。

団 体 名	(財)滋賀県暴力団追放推進センター		所 在 地	大津市打出浜1番10号		
設 立 年 月 日	平成4年3月19日		関 係 法 令	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律		
目 的 ・ 趣 旨	県民の暴力団追放に関する意識の高揚を図り、地域及び職域における暴力団追放運動を推進するとともに、暴力団員による不当な行為の防止及びその被害者の救援のための活動を行い、もって「暴力のない明るく住みよい郷土しが」の実現に寄与することを目的とする。					
寄付行為・定款上の事業	暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動 暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助けること 暴力団員による不当な行為に関する相談 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動 公安委員会の委託による事業所の責任者に対する暴対法第14条第2項の講習 暴対法第31条第2項第7号の不当要求情報管理機関の業務を助けること。 暴力団員による不当な行為の被害者に対する見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の支援 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な少年指導委員に対する研修 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業					
基本財産	756,530千円		うち県出資額(比率)	575,934千円(76.1%)		
常勤役員数	役員	1人	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	1人(100%)
	職員	2人	うち県派遣(比率)	-	うち県OB(比率)	1人(50%)
プロパー職員の年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	計
					1人	1人
給与規定の状況	県規定に準拠・ 独自 (給料・通勤手当・期末手当について、それぞれの支給基準や支給方法について定めている。)					
平成19年度決算	収支計算書		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	収入	27,495	当期一般正味財産増減		資産	771,025
	うち県補助金	5,066	経常収益		流動資産	13,235
	うち県委託料	724	経常費用		固定資産	757,790
	うち県貸付金	-	当期経常増減		負債	6,174
	支出	27,495	経常外収益		流動負債	64
	事業費	15,664	経常外費用		うち短期借入金	-
	管理費	5,721	当期経常外増減		固定負債	6,110
	その他	6,110	当期指定正味財産増減		うち長期借入金	-
	(再掲)人件費	9,668	正味財産期末残高		正味財産	764,850
当期収支差額	-			うち指定正味財産	756,530	
平成19年度事業実績	1 暴力団排除思想の普及および啓発活動 暴力団排除気運の醸成のため、暴力団追放滋賀県民大会の開催をはじめ、暴力追放功労団体等の表彰、インターネットホームページを活用した広報啓発活動、機関誌「暴追しが」1,500部の発行、ポスター・パンフレット等各種暴力追放資料の作成配布およびビデオテープ等を活用した啓発活動を実施。					
	2 暴力団追放関係組織活動の推進と援助 地域・職域における暴力団排除活動支援のため、地域や職域、暴力団排除モデル地区の暴力追放会議等に出席しての講演および暴力追放資料の配布や支援金の交付等を実施。					
	3 暴力相談の受理および暴力団離脱者等の援助 相談体制および広報活動を強化充実し、日常の面接、電話および電子メールによる暴力相談のほか、各地区暴力団追放組織との共催による巡回暴力相談所の開設、彦根市における定期暴力相談所の開設、弁護士会および警察本部との共催による民事介入暴力相談所の開設などの各種相談活動を実施(年間で78件の相談を受理)。また、暴力団離脱者社会復帰対策協議会を開催し、県民救済活動を推進。					
	4 受託事業 公安委員会からの受託事業である不当要求防止責任者に対する定期講習および選任時講習を実施(24回)					

		<p>で 899 人が受講)</p> <p>5 少年指導委員に対する研修 少年に対する暴力団の影響排除活動のため、少年指導委員に対する研修を実施。</p> <p>6 調査研究事業 地域暴力追放住民会議担当者部会、公共料金等暴力対策部会および宿泊事業者暴力団対策部会を開催。</p> <p>7 暴力団監視事業 暴力追放モニターを委嘱して、モニター連絡会議を開催したほか、モニターニュースを発行するなど、暴力団に対する監視活動の強化を実施。また、暴力団情報ネットワークにより各企業に対し「暴追トピックス」を定期的に発信したほか、緊急通報装置を整備し、暴力団被害者等の援助活動の強化を図った。</p>
団体の業務について	県民生活から見た意義・必要性	暴力団情勢はますます巧妙化しており、暴対法が改正され暴力団員の活動に制約が課せられたものの、また新たな手法で県民生活を侵食してくるであろうことは否めない。そのことから、暴追センターの果たす役割は大きく、暴排活動を中心とした事業は、県民生活の安心と安全を確保するにおいて重要な意味を持つと言える(数値等は上記「平成 19 年度事業実績」に記載)。また一般住民にとって、警察へ赴くには躊躇されるような相談でも、暴追センターなら利用し易く、一般住民の窓口として暴追センターの存在は不可欠と言える。
	民間市場の状況	同種の業務が行われている事業所等はない。
	県が関与すべき理由	ホームページや相談活動で県民の声を聞き、不当要求防止責任者講習を実施し、地域の暴排活動を支援する、暴追センターが担う活動はまさに地域密着型で全て公益事業である。また、行政に対する不当要求も増えつつある今日、県・警察の協力は必須で、事業を行うにあたって県からの補助金等の交付は不可欠である。
	県の政策との関係	県の基本施策の 1 つ「暮らし<住む>」における「安全で平穏な暮らしの基盤づくり」に尽力するため、警察は独自の目標を掲げ、その運営指針のもと活動しているが、暴追センターも警察の外郭団体としてその方針に則り、県・警察と協力しつつ、暴排活動を中心に県民が安心安全に暮らせるまちづくりを目指して活動している。また、警察が暴追センターの所管課となっており、事業内容や活動状況については整合性が保たれる体制となっている。
	団体で対応すべき理由	暴対法において、『「暴力団追放運動推進センター」は各都道府県に 1 つ』と定められていること、また暴追センターで受理した情報等は、時に組織的な対応が求められる事もあり、その場合には警察の事件捜査と並行しての活動が要されることなどから、暴追センターは県(警察)の外郭団体として存在し、お互い情報提供しながら暴排活動を行うことが、最も効率的に事業目的の達成に至ると考えられる。
類似団体の設置状況	県内市町	無し
	都道府県	<p>各都道府県に 1 つ「暴力団追放運動推進センター」が存在し、同様の業務を行っている。</p> <p><参考>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第 32 条の 2 公安委員会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者を、その申出により、都道府県に一を限って、都道府県暴力追放運動推進センター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。</p> <p>暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であること。</p> <p>次項第三号から第五号までの事業(以下「相談事業」という。)に係る相談の申出人、暴力団の影響を受けている少年又は暴力団から離脱する意志を有する者(第三項において「相談の申出人等」という。)に対する助言について、専門的知識経験を有する者として国家公安委員会規則で定める者(以下「暴力追放相談委員」という。)が置かれていること。</p> <p>その他次項に規定する事業を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。</p>